

始



14.5

106

岩手縣
史蹟名勝天然記念物
滝本聖光
此下にありし聖光の墓石は同様にしつり



史蹟名勝天然紀念物調査報告

縣下に於ける堅穴及「チヤシ」に關するもの其一

岩
手
縣

岩手縣史蹟名勝天然紀念物調查報告書目次

(調査會報告第四號)

(縣下に於ける豎穴及「チャシ」に關するもの其二)

一、序 説..... 一

二、豎穴の分布と其の形態..... 二

三、豎穴所在地名..... 四

四、豎穴群各論..... 四

1、岩手郡一方井村宮澤豎穴群..... 四

2、同 葉木田豎穴群..... 五

3、同 甘酒豎穴群..... 五

4、同 輪臺豎穴群..... 六

5、同 今松豎穴群..... 六

6、同 軍馬放牧地内豎穴群..... 九

7、同 御堂村仙波堤豎穴群..... 一〇

8、同 一方井村洋島豎穴群..... 一一

9、同 寺田村暮坪豎穴群..... 一二

10、二戸郡淨法寺村鏡田豎穴群..... 一三



大正
13. 6. 28
内交

145-106

圖版目次

一、堅穴分布圖
 二、堅穴群落圖
 三、同
 四、同
 五、同
 六、堅穴
 七、同
 八、同
 九、遺物(土器)
 一〇、土器實測圖
 一一、同
 一二、遺物(勾玉・鐸・鑽洋)
 一三、遺物(堅穴内に於ける地上採集土器破片及其他)
 一四、土器底部壓痕
 一五、堅穴發掘圖(平面及断面)
 一六、同 縦断面
 一七、同
 一八、同
 一九、爐(圓形のもの)
 二〇、同(石を三方に排列せるもの)

(一方井村今松・同宮澤)
 (御堂村仙波堤・一方井村鳴澤)
 (淨法寺村境田・斗米村寺久保)
 (斗米村立當・同 外中澤)

(土壘を示せるもの)
 (砂層及爐を示せるもの)

(上段 底部に段あるを示せるもの)
 (下段 細紋式土器破片の包含状態を示せるもの)
 (上段 底部及埋没土層の正しからざるを示せるもの)
 (下段 腐植質層を示せるもの)
 (上段 底部の不正と突出部を示せるもの)
 (下段 周壁に接して傾斜せる爐のあるを示せるもの)

11、同 斗米村寺久保堅穴群
 12、同 立當堅穴群
 13、同 外中澤堅穴群
 五、堅穴の埋没破壊と遺物散列地
 六、堅穴の断面と内部の形態
 七、遺物包含状態
 八、遺物
 1、土器
 2、勾玉・鐸・鐵鑽洋
 3、獸骨及腐植質物
 4、塗料
 九、穴内施設
 1、作業石(?)
 2、爐
 一〇、堅穴と農業
 一一、考説

三三
 三三
 一四
 一六
 一八
 二六
 三四
 三五
 四〇
 四一
 四二
 四三
 四三
 四四
 四九
 五〇

岩手縣史蹟名勝天然紀念物調査報告

(縣下に於ける竪穴及「チャシ」に關するもの其二)

岩手縣史蹟名勝天然紀念物調査會委員 小田島 祿郎 調査、

一、序 説

「蝦夷ハアイヌナリヤ」は大正六年十二月長谷部言人博士が人類學雜誌上に於いて、其のアイヌならざるべきを論せられたる高説にして、更に翌七年二月に至り、歴史と地理誌上「石器時代住民ト現代日本人」の題下に復た同様の意見を述べられたりしが、而かも博士は主として身長等の比較研究上より立論せるものにして、嘗て蝦夷はアイヌなりとのみ信せられつゝありしに對し、寔に空谷建音を聞くの感ありき。余は明治三十九年九戸郡野田村地内に於いて、繩紋式土器と共に、彌生式系統の土器を發掘せしが、極めて小發掘にして、勿論其の遺跡の全豹を知る能はざる程度のものなりしに關らず、彌生式系統の土器が既に巖に海岸に沿ふて、古く使用せられ居りしにあらざるなきやの疑問を生ぜざるを得ざりき。爾來縣中央北上川流域に於ける遺跡を踏査の結果、此の系統土器(土師の器)の分布の比較的廣大なるを發見し、而かも是等の土器は平安朝初期、所謂蝦夷征服後に移住せし民族のみに依りて殘されたる



ものなりやを疑ひ、後代に於ける所謂蝦夷なるもの、本態を知らんと欲しつゝありしことゝて、博士の説を再讀するを禁せざりき。

然るに大正九年に至り、縣北方面に多數の豎穴あるを發見し、之れが調査研究を進むる中、聊か平素抱懐し居りし疑團を氷解すべく、一道の光明に接せし如き感を有するに至れり。而して假りに上代の蝦夷はアイヌなりとするも、本縣に於ける彼等が武陵桃源の夢を破られしは決して平安朝初期にあらざるべく、加之所謂國史に見ゆる奈良平安の朝に於ける蝦夷なるものは果して如何なる状態のものなりしやを窺知し得べき遺蹟にして、而かも當時の文化程度を知るべく重要なるものあるを感じ、益々之れが調査の續行に努めたり。

然れども多くの遺蹟より單に豎穴のみを取り放して研究すべきものにあらざるは勿論、廣く全縣に亘りチャシ、古墳等と併せ考究せざるべからざるのみならず、近接せる他縣下の遺蹟をも參照するの極めて必要なるを感ずれ共。憾らくは余に時間の餘裕なく、遽かに之れが完璧を期するは甚だ容易ならざるを以て、是等の調査は更に後日を期することゝし先づ主として豎穴に關する調査の結果を報告し、チャシ及豎穴調査未了のものは更に後巻記述することゝすべし。

一、豎穴の分布と其の形態

彌生式系統土器使用民族の本縣沿海地方に於ける自然洞窟を利用せしは明らかなるも、主として豎穴に住居せるものなるべく、而してこの穴居生活は比較的悠久なる期間に亘りて行はれしものの如く、其の

分布の如きも殆んど全縣下に及べるものなるべし。現今余の知り得る範圍に於ては縣北より岩手郡に密にして紫波稗貫亦近代まで遺存せしものあるを窺ひ得べく、縣南諸郡にありても猶多少の群落を發見し得べき可能性を有するものゝ如し。

豎穴は主として平地に臨める低丘岡阜の上より、東面或は南面の緩傾斜地に發達し、最も光線の攝取に留意せるものゝ如し。然れども中には北面西北面せる特殊の場合をも發見し得べく、又地勢の關係上比較的高峻の地點にあるものあれども、必ずしも悉く城砦的の意味にあらざるものゝ如し。何れも清涼なる湧泉を伴ふを常とし、稀には溪流に溢れるものあり。多くは十數個より數十個の群落をなせども、往々にして二三個づゝ散在し居ることあり、是等は開墾等によりて連絡を切斷せられたる場合もあるべく、又元來分布の疎なりしものもありても、同一高臺上に占居して互に連絡ありしを認め得らるゝが如し。

豎穴の群聚しあるものには直ちに相接し居るものあれども、多くは數間の間隔ありて排列甚だ不規則なり。然れども狹長なる丘陵上に於ては自ら地勢に制せられて列狀をなし。或は湧泉を繞りて孤線を書くことあり。形狀は正圓を主とし稀に橢圓形のものを見る。中には明らかに長方形と認むべきものすらありて、橢圓は矩形の形態を變せしものなるを知るを得べし。周邊に土壘の現存し居るもの少からざれども、歲月の久しき全く崩壞して痕跡を留めざるもの亦多く、殊に傾斜地にあるものに於て然りとす。直徑は約二間より七八間に及ぶも、最も普通なるは四五間のものにして、中には直徑一間内外の小豎穴一乃至三を伴ふことあり。深さは三尺を最大限とし、淺きものには僅かに六七寸に過ぎざる

ものを見るべし。

穴内埋没の程度は経過年月に比例すること勿論なれども、地勢土質によりて甚しき相違あるを免れず、即ち埋没程度は堅穴年代考定上最も確實性に乏しきものにして、殊に土壤の肥瘠により腐植質の集積に多少の相違あるを認め得らるゝが如し。

四

三、堅穴群所在地

番号	郡	町村	大字	地割	字	地名	地番	地目	反別	土地所有者住所氏名	堅穴数
一	岩手	一方井	葉木田	一宮	澤	二ノ一	山林	山林	一〇一〇〇〇〇歩	(御料地)	九
二	同	同	同	二葉木田	同	四ノ六	山林	山林	三、二三〇〇	岩手郡一方井村大字葉木田第二地割三五ノ二 千 葉 健次郎	六
三	同	同	一方井	二	(一名廿酒)	四ノ七	山林	山林	六、二一七	同郡同村大字同三 遠藤 要 吉	六
四	同	同	同	一三輪臺	同	二ノ内	山林	山林	七、七六一〇	岩手郡沼宮内町大字江刈内一 齋藤 新 吉	六
五	同	同	同	一三同	同	二ノ内	山林	山林	二、一九二〇	同郡同村大字葉木田二二 千 葉 幸之助	三
七	同	同	同	七今松	同	二ノ内	山林	山林	四、五四〇五	同郡同村大字一方井五〇 今松 幸之助	一六

番号	郡	町村	大字	地割	字	地名	地番	地目	反別	土地所有者住所氏名	堅穴数
六	同	同	同	三三同	同	四ノ七	山林	山林	二、二二七	同郡同村大字土川第二地割二六ノ二 國枝 仁太郎	二
七	同	同	同	二鴨澤	同	九畑	畑	畑	四、六二八	同郡同村大字一方井七三 立本 竹 人 松	二
八	同	御堂久保	同	二	同	二(原野)	(原野)	(原野)	三、四三、五六〇〇	(陸軍用地)	四六
九	同	一方井	土川	四新田	八	八	原野	原野	六、三八〇一	岩手郡一方井村七八 田村 石 松	二九
一〇	同	同	同	一浮嶋	同	一四四ノ二	原野	原野	一六、二七一七	佐々木 與四郎 外九十二名	八
一一	同	土川	同	一	同	一五三ノ内	山林	山林	一三、一三一〇	岩手郡川口村 圓子 百治	三
一二	同	同	同	一	同	一〇ノ内	山林	山林	一四、七八〇三	岩手郡沼宮内町 齋藤 儀兵衛	一〇
一三	同	寺田寺田	同	二三暮坪	同	四ノ一ノ一	原野	原野	一三、一三一〇	岩手郡川口村 圓子 百治 (堅穴番號一〇ノ土地ノ一部)	四
一四	同	同	同	同	同	同	同	同	六、三八〇〇	(國有地)	一〇

五

一四	二戸	淨法寺	漆澤	鏡田	五九	原野	八九、六二九(同上)	一四
一五	同	斗米村	上斗米	立	當	一四四ノ二	草山	三〇、七四二
一六	同	同	同	同	同	一四四ノ一	同	三〇、〇四一七(御料地)
一七	同	下斗米	同	寺久保	一二七ノ一	同	同	二、八一七
								荒木田
								春
								治
								八

備考 二戸郡爾薩体村淺内及岩手郡一方井村地内數個所に於て單に豎穴一二個のみを有するものは本表に載録せず

四、豎穴群各論

東北本線沼宮内驛より西一里餘にして一方井村に至るべし。この村の北方七時雨山を主峰とせる岩手二戸兩郡界の脊梁山脈中に標高一〇〇六米の阿彌陀岳あり。其の南面は緩かなる傾斜をなしてこの村の南部一小盆地に至りて盡く。

この盆地の南方には更に標高三九二米の丹谷山より東方に連亘せる二條の低き丘陵ありて、村南端の送仙山と共に二小溪谷を造れり。盆地北方の段丘上は即ち繩紋式土器及彌生式系統土器の混淆散布地にして、茲に東西に一線を畫すれば其の北方は主として繩紋式の遺蹟となり、南方の丘陵及溪谷に沿ふては彌生式系統土器使用民族の住居跡なる豎穴の發達し居るを見る勿論境界線北方に於ても小溪に臨める丘

陵上には豎穴の分布しあるを認め得れ共其の數極めて少なし。之れ即ち農耕に従事すべく便宜の地點に群聚せし結果にして(第一〇農業の部参照)地勢によりて自ら遺跡の區劃されあるを見るべし。以下同村内豎穴群落の主なるものにつき其の現状を述べ更に他の遺跡に及ぼす事とすべし。

1、宮澤豎穴群岩手郡一方井村(第二圖下段参照)

一方井部落の西方十數町なる葉木田部落の小溪流を北に溯ること二十町にして、宮澤開墾地あり。南北に走れる低き丘陵の東傾斜面を開墾せるものにして、東端に於て一〇米の高さを示し。更に西南に湧泉ありて小溪谷をなせり豎穴は此の畑の東部より。溪流に沿ひる地點に分布し其の幾部は鋤鍬の厄に遭ひたれども、耕作年月久しからざるを以て能く原形を保てり。直徑は五間及四間のもの各一を有すれ共、大部分は三間乃至三間半のものにして、概して小さく深さも亦淺し。耕地には僅かに繩紋式土器破片の散布を認め得れ共、土師器の破片を採集する能はず。

2、葉木田豎穴群岩手郡一方井村(第一圖及陸地測量部五萬分ノ一ノ地形圖参照)

葉木田部落の北方丘陵上にありて、前述兩式境界線の西端に當れり。西側に小溪を控ひ、地は東南に傾斜し、光線の攝取極めて良好なり。殆んど畑に開墾せられ、土壘の認むべきものなけれども、埋没甚だしからず。内一個の豎穴は長徑七間短形五間の楕圓をなし、地土採集の際繩紋式土器の破片を混じ居れるものなり。是より東南丘陵の斜面には、土師器の散布地あり、更に東方兩式境界線に沿ひ一二豎穴の遺存するありて、一方井部落北方の段丘上に連絡を保ち、更に南方一方井川を隔て、貝高方面より遙かに南方丘陵に及び、盆地の西部を弓狀に圍繞しありたるものゝ如し。

3、甘酒堅穴群^{岩手郡一方井村}

一方井村地内最北のものにして甘酒と稱する湧泉の邊りにあり。地は松林に接せる草生地なるを以て、何れも完全に形態を遺存せるが、内一個には土壘著しく遺存し、角張りたる楕圓形をなせるもの二個を有せり。

4、輪臺堅穴群^{岩手郡一方井村}

標高四二九米の高山を北に負へる段丘は、南方盆地を隔て、堅穴群の最も發達し居る丹谷山東方の丘陵を下瞰し得べく、右に岩手山左に姫神岳を眺め北上川流域の平野を遙に望み得る地點にあり。丘陵の一角は三戸城主南部信直の生れし輪臺城にて、蓋しチャンを改造せるものなり。此の城の後方は元東西に堅穴の排列されありしを想像し得べき箇所にして、開墾の結果殆んど破壊されたれ共猶一二個宛箇所形骸を止め居るを見る。湧泉小流に沿ひて所々に土器破片の散布し居るを認め得べく、西方竹花附近には朝鮮土器を混出し、輪臺城東方に於ては往々縄紋式土器破片及石屑等の混淆し居るを見るべし。是等の縄紋式土器破片中、其色調土質の土師器と酷似し居るもの尠からざるは最も注意すべきことに屬し。茲に縄紋式土器使用民族との接觸を疑はしむるものなり。

前表に掲げたる堅穴は何れも耕地内にあれども、幸に潰滅を免れつゝあり。其の最も大なるものは直徑七間を有し、土壘亦著しく、其の形態に於て本村内堅穴中稀に見る所のものにして、夥しく土器破片の散亂せるを見るべし。

5、今松堅穴群^{岩手郡一方井村(第二圖上段參照)}

丹谷山より盆地の南を限りて走れる低き丘陵は、東三十町にして御堂村地内に及ぶ。前掲地名表中五・六・七及一二の各堅穴群は、此の丘陵上より南麓及東方に亘りて分布し、當時連絡せる一大群落なりしものゝ如く、最も分布の密なるを見る。現今開墾其の他の工事によりて破壊せられたるもの少からざれ共、土地一般に瘠薄にして耕地に適せざれば幸にして廢滅を免れつゝあり。

就中今松堅穴群は主として山林中にあれば能く原形を保ち居れ共、猶山境の土壘道路開墾等の爲め壞滅に歸せしもの少からず。堅穴は丘陵西端部より東北に流るゝ小流の源泉を繞りて排列し略孤線を書けり。北方崖下の耕地は土師器及朝鮮土器破片の散布地にして、之れより丘陵北方側に沿ふて東方數町の間は破片の散布を見るべく、數十年前には耕地内所々に堅穴の痕跡を認め得たりと云ふ。第二圖中(7)(11)及(14)は樹栽の際土器破片を出せるものにして余は大正九年秋數片を採集せしに、中に縄紋式の一片を混じりしを以て頗る興味を喚起せしが、斯かる例は踏査するに従ひ、益々多きを加ふるに至れり。

直徑二三間のもの一二無きにあらざれども、一般に大形にして周邊に土壘の遺存せるもの多く、深度亦從ひて大に、其の形態を完全に保ち居る點に於て稀に見る所のものなり。

6、軍馬放牧地内堅穴群^{岩手郡一方井村(第一圖及五萬分ノ一地形圖參照)}

今松堅穴郡の東南溪谷は廣き草原をなし、中に標高二七三米の一小丘を起せり。此の小丘の南北兩麓を流るゝ溪流に沿ふて堅穴の分布を見れども、特に牧場の厩舎南方に於て密なり。而して二小流の合流點より更に東方鳴澤部落に至る間にも其の分布を見るべく、是等は元連絡ある一大群落にして、放牧地内土壘及耕地の爲め破壊されたるもの少からざれども尙ほ現存せるもの約六十個の多きに達せり。

廐舎附近の堅穴は大小種々あれども、直徑三四間を普通とし六間に達するもの稀なり。殆んど正圓にして楕圓のもの僅かに一個を算す。而して土壘の著しきもの少く深さ亦一般に淺し。第六圖は廐舎南方土壘附近より西方丹谷山を望みて撮影せるものにして穴内に雪の消え残れるを示せるものなり。

廐舎周囲の土壘築造の際は四五個の堅穴を破壊せし由にて土師器及朝鮮土器の散亂しあるを見るべく。而かも是等朝鮮土器破片中には焼方の甚だ進歩せるものありて地薬の抽出せしものを含めり。廐舎の西方土壘外には十數坪に亘り一面の焼土、及土器破片の散亂しあるを見る。蓋燒窯の破壊せし類か。

鳴澤部落附近のものは(第三圖下段參照)耕作の爲め甚だしく形態を損んじ、殆んど土壘の認むべきものなく埋没著しけれども、畑地の周圍草生地にあるものは比較的完全に残れり。第九號及び其の附近の堅穴には破片の散布せるものあり。大正九年余の地上採集せし際には多くの繩紋式破片を混じ居り、前出今松堅穴地上採集の時と等しく、余をして大なる疑惑を懐かしめしものなり。第一三圖に示せる破片は16・17及18以上を除く外盡く其の際の採集にかゝれるものにして、就中9の如きは其の土質色調殆んど土師器に類似し居れども繩紋を附せるものなり。

7、御堂村仙波堤堅穴群岩手郡御堂村(第三圖上段參照)

丘陵の東端部は南面小溪谷に臨み東北の二方面は廣き耕地を控え眺望甚だ佳し。突端より滾々として湧き出づる清泉は東流して一方井川に注ぐ。堅穴は臺地上より此の小流の北岸に沿ふて東に延び、一方井河岸の段丘に達せるもの、如く、長さ約四五町の間至る所土師器破片の散布地をなし、中央部に於いて繩紋式破片を混出し、河岸に至りて堅穴痕跡の二三を止めたり。丘陵南麓にも亦湧泉ありて、此のあた

り土器破片の夥しき集積を見し由なるが、或は窯跡ならざりしかの疑なき能はざれども、開鑿の際全く掘り取りしことゝて之れを知るに由なく。今は只繩紋式の混せる小破片の散布しあるを見るのみ。

臺地は一面に松の疎林をなし(第八圖參照)萱の生ひ茂れるを見る。未だ鋤鍬の入れる無きを以て、堅穴の形態完全に而かも數に於て比較的多く遺存しありたるは喜ぶべく、今松堅穴群と共に最も重要な地位を占むべきものなり。形状は正圓なれども第三圖上段に示せる(10)號の如く楕圓形をなせるものあり、又同(11)號の如く小堅穴の二三附屬せるものあり。斯かる例は往々他にも發見し得る所にして、本來各穴盡く伴ひありしものなりや否やは不明なるも、比較的大形のものに附屬しあるは認め得る所なりとす。直徑は今松のものに比し大小甚だ不同にして、小形のもの比較的多く、深さ亦甚だしき差あり。

同圖(26)號乃至(29)號は共に耕地内にあれども能く其の形態を保てり。(29)號附近には壞廢の厄に遭ひしもの少からざるが如く、更に以東に於ては耕鋤の久しき全く外形を止めざるに至りしものなるべし。

8、浮島溪谷堅穴群岩手郡一方井村

浮島原より東方に向ひて流る、溪流の南北には所々に堅穴の存在を見れども、其の分布甚だ疎にして聚落の多きものにありても、猶八九個を算するに過ぎず。

今其の重なるものにつきて現状を述べれば、地名表第八號堅穴群は浮島原の西方東北に向ひて緩かに走る斜面の麓にあり。南より北へ稍々規則正しく並びたり。草生地なれども傾斜し居るを以て埋没甚だしく一般に淺し盡く正圓にして直徑三間乃至五間なり。元土器破片を採集し得たる由なれ共今は一小破片すら認むる事を得ず。

蛇々堅穴は北に傾斜せる松林の北端にあり。東側に清冽なる泉を有し地は一帶に石器時代の遺物包含層にして淺き堅穴三個を残せり。元狹き平地を隔て、北方の散列地と相對せしものなるべく、此の散列地は多年耕作されしを以て、今は堅穴の痕跡すら認め得ざるも、土師器破片及鐵鑛滓夥しく、耕作に不便なる程なりしかば年々之れが除去に努めたるものなりと云ふ。第一二圖下方の鑛滓は一例として掲げたるものなるが、此の種の鑛滓は堅穴内部よりも發掘さるゝことあれば、當時冶金の所々に行はれしを知るに足るべし。地名表一一號は前一〇號の西北にあり、内一個は稍々離れて小溪流に臨めり。蓋し前出鑛滓出上の遺跡と連絡を保てるものなり。他は盡く丘陵の中腹にありて三個宛三列に並べり。何れも小形の淺きものにして一見一時的穴居の跡ならざるかを疑しむるものなり。

9、寺田村暮坪堅穴群岩手郡寺田村

鐵道花輪線平館驛より北約二里にして暮坪部落あり。遺跡は此の部落の西北四二四高地の頂上より東方斜面にあり。東に溪流を控え西に湧泉を有し。溪谷よりの高さ六〇米、チャン的地形を示せり。東方斜面は杉の植林地にして自生の松夥しく混んじ、而かも未だ一回の間伐を行はざるものなれば殆んど歩行不可能にして、調査するを得ざれども、多數の小堅穴を有する由なり。頂上には南北に走れる土壘ありて植林地の境界をなし。西方一帯は採草地にして榎・松の點々生育せるを見るのみ、堅穴は頂上稍々平坦なる草地にありて略南北の方向に列び總數十個を算す。(東方傾斜面密林内は調査未了に付き之れを除く)内二個は中央を土壘にて切斷せられたれ共猶能く形態を失はず、他の一個は四間に五間の矩形にして深さ一尺四寸あり。多くは周壁崩れて楕圓をなせども、此穴のみは獨り能く原形を保てり。

10、鏡田堅穴群二戸郡淨法寺村(第四圖上段參照)

東北本線北福岡驛より西四里にして淨法寺村宮澤の部落あり。之れより西北に十餘町、大久保部落の西方溪流を溯ること約半里の地點にあり、遺跡は北に山を負ひて南溪谷に臨む。西北山麓より湧出する清泉は一は北より東に、一は直ちに南に流れて東西に小谷を穿ち、低き段丘を形成せり。榎等雜木の生育するあれども一面の草原にして稍々南に傾斜し、堅穴群發達上極めて形勝の地形を示せり。堅穴は臺地の東南隅より泉流に沿ふて不規則に排列し。其數十四一般に大形なり。

11、寺久保堅穴群二戸郡斗米村(第四圖下段參照)

北福岡驛より國道を北に進むこと三十餘町にして左折し、斗米村米澤に至る。茲より馬淵川の一支流十文字川の溪谷を西する一里餘にして寺久保に達すべし。堅穴群は西北より東南に走れる高き岬狀の丘陵突端にあり。十文字川は此の丘陵の三面を削りて僅かに溪谷を造り、チャン築造上極めて都合良き地形を呈せり。丘陵は高さ約六〇米東西に溪流を有し、松栗等の混生林に包まれるれども展望極めて佳し。堅穴は馬背狀をなせる嶺上に一列をなし、概して大形なれども深さ二尺に達するものなし。此の堅穴は地形より見るも明かにチャン内部のものにして寧ろ其部に入るべきものなれども、何等防禦工事を施さざる低き丘岡及平地にあるものと、遺物に於て徑底無きのみならず一は一般の地勢より、一は多少峻要を欲せしより斯かる地點に倚れるもの、例として特に之れを入ることせり。

12、立當堅穴群岩手郡斗米村(第五圖參照)

前記寺久保より更に西すること一里餘、上斗米部落の西北中澤川の上流にあり。高鳥谷山に連互せる丘

陵は幾多の泉流に依りて浸蝕を受け、支脈は宛然櫛齒状を呈せり。堅穴群は民戸所在の溪谷を抱擁せる西北向の狭長なる丘陵上に羅列し、更に東方支脈に發達せり。總數三十群落として大なるものなり。丘陵は何れも頸部に於て最も高く漸次突端に至るに従ひて些少の低下を見れども、左右の溪谷は更に著しく深さを増し突端に於て約六〇米の高さを示せり。而して堅穴の排列は緩傾斜の一部に於て不規則なれども、第五圖補助線にて示せる如き馬背状の地形に制せられ殆んど列状をなし、殊に東方丘陵上に於て然りとす。形状は悉く正圓にして直徑二間乃至六間、埋没概して著しからざれども東方突端部に於て稍々淺さを見る而して此の突端部は丘陵中央に於て淺き空濠を以て切斷せられ宛もチャシ状をなせ共、支脈の頸部其他には何等防禦工事の施されあるを見ず。

溪谷内の斜面は大半畑地に開墾せられ、民家南方の小丘陵突端附近には繩紋式土器の散布しあるを見れども、丘陵上は松栗の疎林或は草生地にして堅穴關係遺物の散布を發見する能はず。

13、外中澤堅穴群二戸郡（第五圖下段參照）

立當丘陵に並行して其の西北に走れる丘陵も亦幾多の小支脈を出して櫛齒状をなし、而かも西北側の三支脈上に堅穴の分布しあること亦前者に異ならず。堅穴は中央に於て最も多く二〇個を算し、東方には四個西方支脈に於ては五個（外に形態の損せしもの二あり）を數ふべく、共に丘陵の面積に比例せるを見るべし。而して地形其他に於て頗る立當堅穴群と趣を同ふすれども、唯外中澤に於てはチャシ的何等の施設なきと、中央丘陵上に於ける堅穴排列状態のY字状をなせるを異れりとするのみ。要するに其の排列状態は主として地形に制せらるゝものなるは屢説せる處なるが、本遺跡の如きも狭長なる丘陵上に

於ては一列をなして西北に向ひ、突端部は傾斜緩にして斜面を下るに従ひ稍々東西に廣がりを増し行くを以て堅穴は自然的に此の地形に應じY字状をなして丘陵中腹に下れるものなるべし。

傾斜面にある堅穴は其の小形の二三者を除き、殆んど東西に長徑を有する楕圓形のものにして是亦地形に順應せるものなるを知る。通常平地にある堅穴は正圓を主とし極めて稀に矩形（現状は楕圓をなせるもの多し）のものを混じ、元來形狀に於て二形式あるが如く、即ち矩形は建築上其他の意味より特殊の經路を有するもの、如くなれども、要するに地形に適應して發達し來れる一形式にあらざるなきか。寒冷なる季節風の吹き荒む西北側に堅穴の排列しあるは前者と共に大に他と趣を異にし居る點なりとす、尤も岩手郡一方井村浮島に於て北向の二三例を發見すれども、こは北方に平地を控居る地勢の關係上寧ろ當然の發現と見るべきものにして、此の地の遺跡の如く南北に溪谷ありて地勢上斯かる拘泥を要せざるに關らず、特に西北向の丘陵を擇べるは稍々異様の感なきにあらざり。

然れども是等堅穴群の西北側支脈に發達せるは多くの支脈中最も狭長なる比較的嶮要の地點を擇べるものにして、敢て陽地を避けんが爲めにあらざるべく、而かも丘陵上に於ては終日々光に浴するを得べく、而して偶々一支脈中傾斜の緩かなる地域あるを以て、茲に群落の發達せし迄にして深く有意味に解すべき程のものにあらざるべし。

此方面一帯は採草地にして未だ開墾の厄に遭ひたることなく一面の草野をなし、稀に矮小なる松樹の發生せるを見るのみなるを以て斜面にあるものゝ外形態は一般に能く保存され居れり。

五、堅穴の埋没及破壊と遺物散列地

一六

斜面に於ける堅穴は其の廢墟となるや、先づ丘陵に接せし上部の土壤の墜落を見るべきを以て埋没殊に著しく、其の形状の正しからざるもの少からず。且土砂・腐植質等の流入も比較的多かるべきを以て一層埋没の度を進めたるものなるべし。然れ共一旦芝草等を以て蔽はるゝに至れば周壁・土壘の崩壊漸く止み、爲めに能く今日に其の形態を遺存せしなるべし。

丘陵の上下を問はず、平坦なる土地にあるものは特殊の人為的破壊を受けざる限り、最も正しき形態を保ち、土壘を有するもの亦少からず。其の削平の著しきものにありても猶ほ注意せば僅かに痕跡を認め得らるゝもの屢々なり。されば深度大にして形態の完全なるものは殆んど平坦地に限り、概して埋没の狀態順調にして其の縦断面を見るも層序一般に正しきものなるを見る。

堅穴の耕地内にあるものは著しく其の外形を變ずべきは勿論なるが、殊に傾斜地に於て甚だしく、緩かなる斜面にありても猶著しく埋没し行くを見る。而して最も破壊の厄を蒙るは土壘の部分にして、内部は殆んど鋤鍬の災を免れ居るを普通なりとす。耕作年月の久しからざる地にありては土壘の認め得べきものあれども、多くは全く其の形態を失ひ、僅かに浅き小凹地をなすに至り、多數類推して漸く其の堅穴なるを知り得るものあり。堅穴の埋没程度は斯く地勢・土質・地目等に依りて甚だしき差異あれ共。通常畑地として使用せらるゝ平地にありては耕作年月三十年にして猶土壘の跡を認め得べきものあり。其の全く削平せられて形態を失ふに至るは少くとも七八十年以上を要するものゝ如し。

耕地内に於ける堅穴及其の附近には土器破片の散布し居るを通例とせり。こは主として土壘部及其の周邊に包含されありしものにして往々縄紋式土器及び石鏃・石屑を混じ居ることあり。

遺物散列地の廣大なるものは數町歩に渉ることあり。殊に一方井村貝高・湧口方面及御堂村仙波堤東方畑地の如きは其の最も大なるものにして、是等の耕地内にありては一二堅穴の痕跡を認め得るに止まり、殆んど破壊し盡されたるものゝ如し。然れども此の種の散列地にありては主として土壘部の包含物を攪拌散亂せしめたるものなれば、堅穴内部は依然として層序を亂さることなく、單に埋没せる状態にあるを常とするものゝ如く、散列地即ち包含地とも云ひ得べきものなるべし。

仙波堤東北方にありては耕地の周圍に偶々深溝を穿つ時は、往々一ヶ所より數個の土器を出すことありと云ふ。余は現に大正九年十月一方井村竹花なる散列地に於て埋没しあるものを發掘し、爐の三段になり居れるものを發見せし事ありしが、比較的浅き穴なりしに關らず僅かに上部の爐を破壊せられたるのみにして、内部に於ては殆んど異狀を認むる能はざりしが、之より推考するも通常主として穀菽類を栽培する耕地にありては土壘部を破壊せらるゝ外、内部に於ては殆んど層序を亂さることなく、能く包含されあるものなるを知るべきなり。耕地内にある遺物の散布は主として堅穴の埋没を物語るものなるべきは前述せる處にても明かなるが、此の例證とも見るべきものは紫波郡徳田村古館村及び稗貫郡湯口村等に於ても數例を挙げ得べきにより、他地方にありても良く精査せば必ず多數の埋没しあるものを發見し得べく、膽澤郡水澤町實科高等女學校敷地内より出てし數個の土器も亦かゝる遺跡より出てしものにあらざるなきか。

一七

六、堅穴の断面と内部の形態

一八

堅穴を縦断すれば第一五圖下段に示せるA・B・Cの三線を得べし。BC間の土壤はAB間の土壤に比し著しく赤色を帯び居るを以て其の境界の明瞭なるを常とす。中には漸次に土色を變じてB線を求むるに稍々困難のものなきにあらざれども此の土色移行は極めて短距離に止まるのみならず、此の境界線に接して細砂の沈澱層を形成し居るを常とすれば、多くの場合B線は即ち砂層を意味することとなる。此の砂層は岩手郡御堂村及一方井村地内のチャシ以外の堅穴に於ては、何れの發掘例に於ても認め得し處にして二戸郡内に於ては淨法寺村境田に於て一例を有し、同郡斗米村寺久保にありては一部に其の形成を認め得たり。

A線は其の埋没の順調なるものありては弓狀の孤線を書くを常とし、直徑の大なるものに於ては中央部の殆んど直線をなすもの往々あり。然れども四周より埋没の平均に行はれざる場合にありては多少の凹凸を生じ、不規則なる弓狀を呈するものなきにあらざり。(第一七圖及第一八圖上段參照)

B線は大體に於てA線に並行すれども其の弧度に於て相違し、中央部の直直をなす距離も亦一般に大なるが如し。而して孤線の歪みも却つてA線より少きを常とせり。

C線即ち底部の線は殆んど直線狀をなすもの多く、周縁部に至るに従ひて孤線をなすもの亦少からず。されど中には不規則にして甚だしき凹凸を有し、却つて中央部の隆起しあることあるのみならず、(第一七圖及第一八圖上段參照)唯一例に過ぎざれども第一五圖及第一六圖上段に示せるが如く、階段

狀・溝狀の線を發見することすらなきにあらざり。近畿に於ける堅穴には階段狀のものありし由なるも、本縣のそれには之れを認め得る事甚だ稀なり。殊にBC間の土壤は底部及周壁の土壤に頗る類似し居るを常とし、而も漸次底部に至るに従ひ近似し行くを以て、單に土色のみによりては到底境界線を定め得ざる場合無きにあらず。されば些少の注意を缺く時は萬一階段狀のものありとするも、其の著しからざるものは直ちに破壊せらるゝ虞なきを保せざるべし。然れども遺物の包含・土壤の硬軟等により嚴密の注意を拂ふ時は境界線を求むること決して不可能のものにあらざれば、萬一堅穴にして階段狀をなせるもの多數ありとせば多くの例證を得べきに、余は發掘の都度常に細心の注意を怠らざりしに關らず、唯一例を擧げ得たるに止まれり。第一五圖に於て示せる今松堅穴群第一四號は余の最も注意を拂ひ發掘せしもの、一なるが、此の堅穴に於ては北方に偏して二段に階段狀をなせるを發見せり。即ちABの曲線を以て割せる部分は其の南部に比し、中央以西に於て約六寸の高位を保ち東部に至りて稍々高さを増すを見る。而して其の土色・土質・硬度に於て底部のものと殆んど異なる處なく、而かも其の段上に於て遺物を發見すれども、内部に於ては上表面に近く繩紋式土器の二破片(第一五圖及第一七圖)を認め得たるのみなれば、元來階段狀に掘り残されたるものなること殆んど疑ふの餘地なし。この第一段に北接せる第二段は是亦六寸の差を示し、而して其の境界は深さ六寸幅六寸なる溝を以て明かに區劃され居れり。AB・AC兩線の延長部は點線を以て示せる如き方向を保てるものなりを得れども、漸次明瞭を缺きて最底部との境界の如きも殆んど識別するを得ざりき。而して兩段共東部に於て稍々高く西方に緩かなる傾斜を示し、第二段は中央部以西に於ても此の傾斜を續け、A點に至りては全く第一段と同高位を保

つに至る。溝状部は發掘當初木の根の腐植せる跡にあらざるかを疑ひ一層注意を拂ひたるものなるが、AC間深さ及幅を等ふし、且溝内の土色硬度が第一段上のそれと何等の差異なきより見れば、明らかに掘鑿せしものなるを知るべく、段に従ひ東より西に稍々傾斜を示せり。

周壁は底面に對し殆んど垂直に近き角度を示すもの多く、武藏南加瀬に於けるその如く緩かなる傾斜をなすもの甚だ稀にして(第一七圖上段參照)出入口の如きも外部より内部へ傾斜せるものなりや否や甚だ疑問なり。北海道河野常吉氏の教示によれば同内竪穴の断面も亦本縣のその如く矩形をなすもの普通なるが如し。

尤も以上は余の有せる發掘例の十五によりて述べたるものにして、數に於て決して多きものにあらずれば、今後多數につきて調査を進むる時は如何なる歸結を見るや固より測り知り難きものなきにあらずれども、主として前陳の如くなるべきを信せんと思はるものなり。

二戸郡立當竪穴第一一號に於ては第一八圖上段に示せる如く一部に掘り残したる突出部のあるを發見せり。胡桃大より小豆大の輕石層にして甚だ脆弱なれば出入口として斯かる断面を保ち能はざりしなるべく、且つ高きに失する嫌あれば如何なる意味に解すべきや不明なれども、爐に接近しあると、層上に土器破片の包含されありたるより推せば。或は土器其の他の用具を載せ置けるものならんか。

土壘は歲月の久しき殆んど削平せられたるが如きもの少からざれども(第六圖參照)注視すれば多少の隆起を發見し得る場合多く、中には著しく遺存しあるものを見ることあり。然れども其の高きものと雖も猶一尺を越ゆるもの甚だ稀にして僅かに數寸の高さを有するに過ぎざるもの多し。第七圖は土壘を有せ

る竪穴の一例を示せるものにて、向つて左方は道路に接し、且つ山境の溝を穿つ際一部を破壊せられたるものなり。(第二圖上段一五號)而して雪の少き黒色を帯べる部分は即ち土壘部の小高き所を示せるものにて、周圍の雪に比して其の高さを想像するに足るべし。穴内の松の切株のある邊に土壤の隆起しあるは。大正十二年七月内務省史蹟名勝天然紀念物調査會考査員柴田常惠氏調査の際、中央部を東西に三間計り發掘せられたる時掘り上げしものにて、同氏は之れに就て親しく層序遺物包含状態等を調査せられたり。

穴内に集積せる土砂の層はAB間の黒土層(断面圖イ)砂層(同ハ)及BC間の赤黒土(同ロ)の三層に大別するを得べし。底部及周壁の土壤は地方によりて稍々異なれども赤粘土を主とし、稀に立當竪穴群の如く輕石層より成るを有することあり。今竪穴の廢棄せられたる當初に溯りて稽ふる時は、第一に土壘及周壁の土壤の墜落を見るべきにより。周縁部に接して最も土壤の集積をなし、底面及周壁間には速かに傾斜地の發生を見るべく、斯くして埋没を續くる間には漸次竪穴の断面に一孤線の發達し行くを想像し得べし。されば埋没の最も迅速なりし周縁にありては、元穴内より掘上げし土壘部の土壤及周壁の幾部の集積せしものなるを以て、其の土色に於て頗る近似し居るは勿論、其の粘土を主とするものありては歲月の久しき殆んど硬度をも等ふるに至り、其の境界を求るに困難なるもの、生ずべきは寧ろ當然なりと云ふべきなり。余は發掘調査の際底面に對する周壁の角度を求むべく、幾多の困難に遭遇せしは實に之れが爲めにして、僅かに遺物の包含粘土層の状態等によりて判定し得たるもの少からざりき。

B C間の土壌の周壁底面に接して近似色を呈し居るものあるは前述せる處なるが、一般にC線を遠ざかるに従ひ漸次腐植土を混じ、B線に接して最も黒色を増すを見る。第一五圖以下の断面圖には等しく赤黒土の符號を以て示しあれども、實際に於ては部分的に多少の相違あるは勿論なりとす。而してB C間には時に一種の層とも看做すべきもの二あるを發見することあり。一は腐植質層にして一は木炭層なり。腐植質の層は穴内全部に行き亘らざるを常とし且つ層の甚だ薄くして僅かに一二分に過ぎざるもの少からざれば、往々不注意の許に處置せらるゝ場合なきを保せざるものなり。之の層は廣袤數平方尺に過ぎざるもの多く主として爐邊に近接しあるを認め得べく、余は此の種の數例を有せり。最も面積の大なりしは、第一七圖下段に示せる二戸郡淨法寺村鏡田第八號のものにして、殆んど堅穴の半ばに達し厚さ五分を越ゆるものなりとす。而して是等の層中には時に壓搾せられたるが如き状態に炭化せる植物の含まれあるを發見すべく、其の克く遺存せるものありては之れに依りて植物の種類をも判定し得るに足るものあり。この著しき例證としては一方井村竹花に於ける野草及同村鳴澤第九號に於ける松の枝葉を有すれども、是等に付きては更に後文に記述する處あるべし。

木炭層は之れを一種の層として取扱ふは稍々妥當を缺くの嫌なきにあらず。寧ろ木炭の包含層と見做すべきものならんも、而かも同一孤線上に羅列して恰も一種の層の如き状態を呈するもの稀に之れあることあり。木炭は多くは點々として穴内に散在し、層状をなすに至らざるを常とするに關らず、僻令僅少なりとは云へ此の種の層状をなすもの、或は之れに近似せる木炭末の排列を見るは看過すべからざる現象なりと思惟せらるゝものなれば、特に之れを記載することとせり。此の規則正しき炭末の排列は。B

線に並行して堅穴中央部。B線の比較的直線状をなせる部分に認め得らるゝものにして、發掘の當時往々底部にあらざるかを疑はしむるものなり。此の炭末は柱等の炭化せるものにあらずして全く燃焼によりて生ぜるものと見做すべきものなり。

中山醫學博士が九州に於て發掘せられたる堅穴の内部には一面に炭末の散在しありしを以て、兵燹に罹れるものと斷ぜられたるは。これ至當の見解なるべく、而かも同堅穴には周壁より墜落せる燒土もありし由なれば。殆んど疑問を挾むの餘地なきものゝ如し。然れ共、僻令穴内全部に炭末を含むも周壁或は底面の大部に燒土あるが如き傍證なき限り、一々之れを火災の結果と斷ずるは甚だ危険あるを感んずるものなり。余の發掘せし堅穴の大部も穴内所々に炭末の散布を見るのみならず、中には一面に散布せられたるが如きものすらなきにあらず。されど腐植質層の下位に接して含まれるものに對しては火災の疑ひを懐くの餘地なく、且つ火災に罹りたるものによりては。穴内土器の色澤も土壘上のものに比し、多少の相違を見るべきに、斯かる疑ひ無きものはこれまた一考を必要とすべく、殊に底面及周縁部に全く燒土の認むべきものなき場合にありては如何に解すべきものなりや、この穴内炭末分布の廣さに對し、余は左記三項を掲げて之れが説明を試んとするものなり。

- 1、穴居當時既に散布しありしものあるべきこと
- 2、土壘上より墜落せる炭末あるべきこと
- 3、滲水の爲め炭末の浮動せること

爐の型式及位置につきては後文に詳述すべきも、長方形に石を排置せるもの或は石を敷き詰めたる如き

爐の後方には炭末及土器破片を含める木灰の堆く集積せられ居るを例とせり。然れども底面の粘土を其の儘爐とし、何等爐縁の施設なきものにはありては、四周に炭末の亂雜に散布し居るを見ること多く、是等は單に後次的作用とのみ看做されざるべく、必ずや當時既に粗略に取扱はれ居りしものにあらざるなきか。第一七圖下段鏡田第八號竪穴内腐植質層下に點々炭末の認めらるゝものゝ如きは以て一證となすに足るものなるべし。

爐邊に堆積されし木灰は何時かは穴外に除去せられしなるべく、土器破片及木炭末の往々にして土壘内部に發見せらるゝは之れが爲めなるべし。而かも炭末の土器破片に比して甚だしく少量なるは、質輕鬆にして速かに穴内に持ち去られし爲めなりや、元來土壘の炭末少許なりしものなりや不明なるも、要するに穴内炭末散亂の一因たるは疑ひなきものゝ如し。

重粘なる土層を鑿穿せる竪穴にありては埋没の當初雨水の滲透緩にして、時に泥水の滯溜を見ることあるは明かなりとす。而して比重の小なる炭末の浮動して位置を變ずべきも是亦想像に難からず。BC兩線間數寸の赤黒土の上位に、一線をなして炭末の排列を見るは即ち之が爲めにして、前陳三項の原因が互に相俟ちて或は穴内に廣く散布を見るに至らしめ、或は木炭量の比較的多き場合にありては一部に薄層を形成するに至るものなるべし。

砂層は竪穴の大小土質等により著しく厚さを異にせり。通例C線に並行せる直線狀の部分に於て最も厚く、周壁に近づきて弧線を書くに至れば急に厚さを減じ、遂には僅かに其の痕跡を認め得るに過ぎざるに至る。第八圖は砂層を示せるものにて溝狀に掘穿せる断面中央白色に見ゆるは即ち砂層にして、中

央部に於て厚さ平均一寸五分を有し。末端に於て僅かに一分を示せり。而して此の白色部は光線の關係等により斷續せるが如く見ゆれども、事實は一面に敷き詰めたるが如き状態を呈せり。猶寫眞は一見平坦なる草原に溝を穿てるが如く見ゆれども、黒帽のある點は竪穴の中央に當り、前面柵の小木及び白帽の位置は土壘にして、右より左に稍々傾斜し居れり。今溝に沿ふて土壘間に水平線を書けば、黒帽の地點に於て深さ一尺八寸を示すべく、砂層は之れより一尺三寸五分の下位にあり。中央部より溝の前方少しく掘り残されし土壌の邊迄は、砂層は殆んど直線をなし。且つ厚さを等ふすれども、夫より土壘に近く及び急に弧線を書きて層厚遽減せり。(第一八圖下段參照)砂の沈澱層は殆んど穴内全部に人為的に敷けるが如く發達する場合あるも、中には中央部に於てのみ認め得るものと、其の幾部にのみ發達する場合等ありて決して悉く全部に此の層の形成を見るものにあらず。又同穴内にありても部分的に精査せば大に其の厚さを異にし居る場合なきにあらず。蓋し埋没状態の順調ならざりしものにはありては、其の層厚に大なる差異を生ずるは寧ろ當然のことなるべし。而して沈澱層の發育佳良なるものにはありては厚さ三寸を有し。單に土壘上の土壌より抽出されしものとしては其の砂量の餘りに大なるを疑はざるものあり。然れども是等の土壌中には比較的多量の細砂を含有し居るものあるのみならず、往々底部に接近せる凹所に少許の形成を認むることあれば殆んど沈澱層として疑問を挾む餘地なきものなり。

AB間の土壌は夥しく腐植質を混へざる黒土にしてBC間の土色に比し甚だしき相違を示せり。層厚は地勢地味、等により甚だしき徑底あり。中央に於て厚さ二尺八寸に達するものを最とし。薄層のものは八九寸に過ぎざることあるも、一尺二三寸のものを普通とせり。土壘上に於ては四寸より七八寸に及び

概して中央部の半ばに達するを見れども中には二寸に満たざるものあり。堅穴内部は常に適當の濕氣を保ち。地味も亦一般に肥沃なれば、外部に比し野草の發育極めて旺盛にして、瘠地に於て此の差の特に著しきを見る。されば土壘上より何等流入するものなしとするも、穴内黒土集積の比較的速かなるものありしは推知するに足れり。

七、遺物及包含状態

耕地内に於ける堅穴の外には土器破片の散亂しあるもの多く、是等の中には往々繩紋式土器破片及石屑等を混じ居るは前記所述の如し。第一三圖は地上採集の一例を示し、1より15迄は一方井村鴨澤第九號堅穴内の採集にかゝるものなり。圖中1乃至6及7は其の土質及焼成の状態に於て甚だしく他の破片と相違しあるも、6は極めて彌生式土器に接近せるを疑はしめ殊に9に至りては土質・色調殆んど10の土器破片に類似し、單に一は繩紋を附しあると一は底部に榊葉紋を現はせるを異なりとするのみ。即ち9の破片は寧ろ土師器に繩紋を附せるものと見るも不可なき程度のものにて、此の土器破片の混在、殊にある接觸を物語る如き破片の雜入は調査の當初に於て余をして幾多の疑問を懐かしめたるものなりき。

加之開墾耕作等に從事せる農夫の言を綜合すれば屢々堅穴内部より石斧、石鏃等を發見せしは事實にして、此の種の堅穴は石器時代に屬するもの及び同時代に連絡あるものあるべきを疑はしむるものなりき。

地上採集によりて得らるゝ遺物は主として土師器の破片にして刷毛目筈目痕のもの多く、赤色顔料を用ひし如きもの亦往々に發見せらる。而して是等の破片中には前述繩紋式の破片を含むと共に、或は朝鮮土器或は轆轤製の陶器を混ざるを見るべく全く他物を混せざる場合亦少からず。今單に地上採集の結果のみによりて堅穴を分類すれば

- (1)、繩紋式土器破片を混ざるもの
- (2)、土師器破片のみなるもの
- (3)、朝鮮土器を混ざるもの
- (4)、轆轤製の土器を混ざるもの

の四種に分たるべく、就中(2)に屬するもの最も多數を占め、(1)(3)之れに次ぎ轆轤製陶器を混出するものに至りては甚だ僅少ななるを見る。

土器以外に於ては採集し得べき遺物甚だ少く、僅かに石屑及鐵鑛滓の二種あるのみ。石屑は主として(1)の堅穴より得らるべく、而して鐵鑛滓を伴ふものは甚だ稀なり。一方井村浮島蛇々堅穴附近の散列地より採集せし鐵鑛滓に就きては既に堅穴群各論の條に述べたる處なりとす。

地上採集の結果と堅穴發掘の結果とは遺物に於て等しきものなりや。換言すれば堅穴上部にて採集し得らるゝ遺物は悉く當時使用せし遺物なりや。更に繩紋式土器及石器は穴内に於て使用されありしものなりや。こは余に取りて最も重要な調査事項の一なりき。余は之の問題を解決すべく、且つ内部の状態を闡明すべく、十數個の堅穴につき親しく發掘調査を行ひたり。今其の結果を述ぶるに當り内部に於け

る遺物包含の状態を明にすべく其の發掘の一例を詳述せん。

第一五圖に示せる今松堅穴群第一四號は其の大きに於て其の形態に於て稀に見る所のものなれば、之れを破壊し去るは甚だ遺憾なりしも、樹栽の際繩紋式土器破片を混出せるものなりしかば、問題解決上斷然之れを發掘すべく決心し、大正十一年秋頗る長期に亘り、最も細密の注意を拂ひつゝ發掘を繼續せり。最初イロの線に沿ひ幅三尺の溝を穿ち、中央より周辺に向ひて掘進せるに、初めは中央底部に於て少許の土器破片を認めたるのみにして何等得る處なかりしが、漸次にして45の石が恰も相對せるが如き状態に配置されあるを發見せり。是等の石は共に輝石安山岩にして、4は長さ二尺五寸幅八寸の長方形をなし厚さ六寸を有せり。5は長さ一尺三寸幅四寸五分殆んど同大のもの二個を並べ、其の附近には土器破片及び少量の木炭末を發見せり。然れども爾後5の延長線上に於ては土壘外に達するも何等遺物の發見なかりしが、4西方に於ては漸次破片及炭末の量を増加し、一小土器を得るに及びて底部に段狀をなせるあるを發見せり。此の延長線上土壘外に掘進するも、何等遺物を認めざること東方と異なる處なかりき。東西周壁の土色は埋没せる土壤と極めて類似し、殆んど土色のみにては周壁を發見し得ざる程なりしが、西部に於ては稍々硬度を異にし居れるを以て、漸く周壁の斷面を窺ふを得たり。而して土壘下の土壤は東西共層序正しく、聊かも攪亂されし形跡を止めざりき。

イロの溝より北方は主としてAB・ACの線に沿ふて、段狀部を破壊せざる様一層の注意を拂ひ發掘を繼續せしが、掘進の當初に於てACの線の溝狀をなせるを知り、更にAB・AC兩線の分岐點東方に於て圓形の爐(1)あるを發見せり。爐は粘土を抉り取りて造れるものにして、周邊は段狀部より稍々高く、上

部に一小花崗岩を載せたり。(詳細は後文)此の南方には大形土器を並べ置けるもの、如く、是等は北方に向ひ押し潰されし状態を呈し、破片は比較的大形のものなりき。爐の東方にも段の上下に夥しき破片を認めたるが、何れも小形にして壓碎せられたるもの、如く、更に6の地點に於て二個の繩紋式破片を得たり。(第一三圖16・17)此の破片は第一六圖上段に示せる如く底部の粘土層内に包含され居りしものにて、穴内使用の土器にあらざるは勿論なりとす。

3は倒卵圓形の鐺にして、稍々底土に喰ひ込みたる如くに置かれ、鐺の上下各四五分の間には銹土の混ざるを認めたり。(各遺物に付きては後文に詳記する所あるべし)

東部に於ては5の北方に7の輝石安山岩あり。4・5・7の三個は恰も二等邊三角形をなすこととなり、此の排列は決して無意味にあらざるべきを思はしむるものなりき。5・7兩石以東に於ては土器破片及び少許の木炭末を認めしも、爐跡を發見するに至らず。破片は一般に細小にして其の量も貧弱なりしが、AB線の不明瞭となれる附近に於て比較的大形の破片を發見せり。(第一〇圖4)而して此の破片は大形土器の一半にして、之れに接合し得べき破片は一間乃至一間半を距てたる南方及東南方より發見せられたるより見れば、頗る亂雜に取扱はれしを知るべく、且つ其の一片の2の爐中にありて色澤を變じ居るより推せば、即ち穴居當時の廢棄に係るものと見るべく、以て當時の生活狀態を窺ふべき一資料となすに足らんか。

AB・ACの兩線は圖に示せる如く東部に於て不明に終れるは頗る遺憾にして、其の土色、硬軟に於て殆んど差異なく且つ第九圖上段6の小土器を得たる外は何等遺物の包含するものなく、果してAB・A

Cの緩傾斜面に應じて東部に小高くなり居りしや、漸次周壁に沿ひて南方底面に向ひ低下しつゝありしや全く窺知するを得ざりき。

三〇

イロの南方に於ては西部に偏して遺物の甚だ豊富なるを見たり。2の爐は長方形に石を排列せるものにして、悉く自然石を用ひたれども、頗る石の撰擇に注意せるものゝ如く、爐の上邊は大體に於て同高位を保ち、長さ三尺幅二尺二寸を有せり。内部には扁平なる小石片を並べ、焼土木炭の外多量の土器片を含み、第一四圖4の土器は其の一隅に倒に埋められたる如き状態に置かれたり。爐の前面には少量の木灰の掻き出されありしを見しも、後方に於ては夥しき堆積をなし、多量の炭末及び土器破片を含めり。爐内の木灰の一旦後方に堆積されしものなるは幾多の實例によりて知るべく、(第二〇圖下段參照)是亦當時の状態を知るべき一資料たるを失はざるものなり。爐の北方側には稍々規則正しく土器の排列されるを見る。是等の土器は元悉く直立しありしものゝ如く、少しく傾斜し居れるものありしも皆口縁部を上方に向け居れり。

南部に於ては多量の破片及土器を發見せるが、北方側の土器の排列の正しきに反し、倒立せるもの、口部を下方にして傾斜し居れるものを含み、其の埋没状態よりすれば恰も周壁より迂り落ちたるが如き感あるものにて、其の破損の程度の大なると併せ考ふる時は、或は周壁に接して吊棚等の設けありしが、或は屋根裏の壁上に土器を排列しありしかを疑はしむるものなり。

2の爐邊は1の爐邊に比し土器及破片の量多く圈點内は恰も一面に敷かれたるが如き状態を呈せり。是等の破片中には爐内より出てし赤變せる破片と接合し得べきもの少からず。即ち使用の當時破損せし土

器を其の儘爐邊に放擲せしものゝ如く、皿形、碗形、壺形等、土器の種類も亦少からざるより見れば、各種の土器が脆弱にして破損し易かりしを想像し得ると共に穴内清掃の甚だ忽諸に附せられありしを知るべし。

爐邊に土器の多く排列されあるは、今日の勝手元に炊具食器の多く配置せらるゝにも比すべく、何れの發掘例に於ても殆んど其の趣を等ふせり。第一五圖以下斷面圖に就きて見るも其の一斑を窺ふことを得べし。

土壘上に遺棄せられし土器破片の穴内に墜落するものあるは勿論なるが、此の堅穴に於ては特に西方への部に著しく、(第一六圖下段參照)主として砂層の下位に夥しく包含されあるを見れ共其の上位砂層に接しても猶數片を認め得たり。而して是等の遺物はB線に並行して略々孤線狀を呈し、其の大部は土師器の破片にして、穴内より持ち來れるものなるを知れ共、往々繩紋式土器破片及黒曜石等の石屑を混じ居るを見る。此の種の例は第二〇圖浮島蛇々第二號に於ても認め得し處にして、其の包含状態よりするも明らかに土壘より墜落せるものなるを察知し得べし。而して穴内に遺棄せられし破片中には全く是等の破片及石屑等を混ぜざるより見れば穴居當時使用せしものにあらざるは言を俟たざる處なり。而かも粘土の調製焼成の状態よりするも甚しき徑底あるものにて、地勢其他の關係上遺蹟の重複せしものと見るべく、即ち堅穴掘穿當時偶々土器破片及石屑等の土壘上に掘り上げられしものにして、中には石器時代堅穴を改造せしが如き場合も無さにしもあらざるべし。

多數の遺物散列地中往々繩紋式土器破片及石鏃等を混出するは即ち開墾當初是等の遺物を含める土壘の

削平せらるゝ爲めにして、偶々穴内一二尺の下層より石斧・石鏃を得ることあるも亦前記發掘の結果より見て裕に證明し得らるべきなり。從來本州北部に於ける堅穴にして、石器時代遺蹟と見做され來れるものの中には此の種の例を擧げ得べき可能性あるを思はしむるものなり。之れを要するに、堅穴發掘の結果は地上採集によれる結果と全然其の撰を一にせざるものあるを知るべく、即ち穴内に於ては全く細紋式土器使用の例證を擧げ得ざりしのみならず、石器に於ても浮島蛇々第二號底部より、二面を研磨せる長さ二寸六分幅最廣二寸四分なる用途不明の石(斷面不正なる五角形)を得たるに止まり、殆んど得る處なかりき。加之前出鐔及鐵滓(立當一二號第一八圖上段)の發掘せらるゝよりすれば明かに金屬使用期に入れるものにして、假令特殊の石器の使用せらるゝものありとするも、そは極めて少數なりしを知るべし。然れども地上採集の結果或る種の破片が頗る土質・色調に於て近似を示し居るものあるは、唯徒らに偶合として看過するを許さざるものにして、是等は必ず或る接觸の行はれしを物語るものなるべく、最も慎重に調査研究を要するものなるべし。

今發掘の結果を綜合して、堅穴内に於ける地上採集の結果と對照すれば實に左の如き相違を示すべし。

地上採集

堅穴發掘

- 1、土師器に繩紋式土器を混ざるもの 無
- 2、土師器のみなるもの 有
- 3、土師器に朝鮮土器を混ざるもの 有
- 4、土師器に轆轤製の陶器を混ざるもの 有

5、無

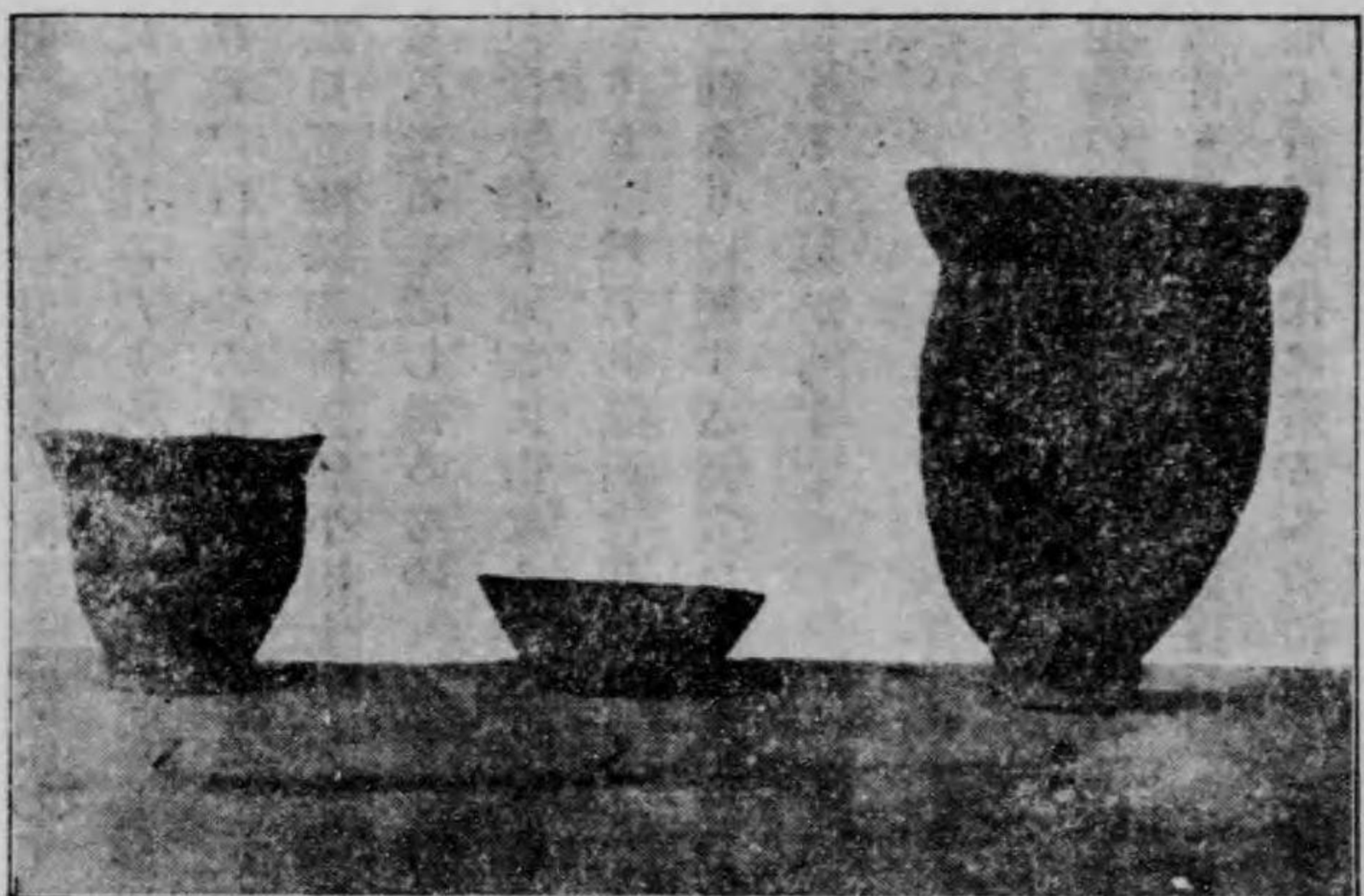
6、無

7、石器石屑を混ざるもの

轆轤製の素燒土器を混ざるもの

轆轤製の土器のみなるもの

用途不明の石一個を出せるものあるのみ



以上は單に余の發掘せる十數例により其の結果を表示せるものなれば、將來多數發掘調査の結果、之れを變更すべき場合無きを保せざれ共、其の一斑は之れによりて窺知するを得べし。而して2に屬するもの最も多數を示め3・5之れに次ぎ4・6に至りては各一例を有するのみなり。5に屬する堅穴は元稗貫郡にもありしもの如く、添圖に示せる2・3は大正二年冬稗貫郡湯口村大字上根子宇谷地より地均し工事の際發掘せしものにて、黒土埋没の状態より明らかに堅穴なるを知らるゝものなり。余の現狀に赴きたる時は既に遺蹟を破壊せし後なりしも、爐邊に其他の土器と共に列べられありしは事實にして、其の中形態の完全なるもの二個のみを保存し居りたるものなり。3は口徑五寸六分・底徑二寸三分・高さ七寸九分外部は縦に内部は横に刷毛目痕を有し、縣下堅穴出土の土器中普通に見る處のものなり。2は口徑四寸二分、底徑二

寸、高さ一寸五分の椀形土器にして、内外轆轤痕を有し底部に絲切の跡を印せり。1は和賀神貫郷村誌に鬼の住みたる穴云々と記されし同村同宇鬼屋敷の出土にかゝり、其の形態手法頗る3の土器に類似すれ共、口縁部の稍々開きたると、底径の比較的大なるを異なる點なりとす。

二戸郡淨法寺村錢瓶平出土の土器中には朝鮮土器、轆轤製の素焼土器及同製陶質器を含み、三種混用せられたるを證し得るもの、如くなれ共、約一町歩に亘れる遺蹟の全部を不用意に破壊せし事とて、其の包含状態を知るに由なく、余は多數の人夫及學校職員につき當時の状況を調査せんとせしも殆んど効無かりき。然れ共斷面に現はれ居る黒土埋没の状態より見るも明かに矩形の堅穴なりしを認め得べく、且つ前表6に屬する堅穴に朝鮮土器を混出するは勿論あり得ることにして、此の種の堅穴の存在せしも想像するに難からず。

八、遺物

遺物の種類は石器時代に比すれば甚だ少く、土器類を最も重なるものとし、之れに少數の裝飾品・鐵器・獸骨・炭化せる植物等を算し得るに過ぎず。然れども土器にありては其の種類に於て多く、量に於ても敢て石器時代に譲るものにあらざるべく、之れを堅穴出土の破片量より見るも、其の然るを信せんと欲するものなり。唯土器形式の種類に至りては極めて少數にして、石器時代の多種多様なに比すべくもあらず。玉類以下の遺物に至りては其の量甚だ貧弱なれども、是等少數の遺物は堅穴研究上頗る重要な地位を占むべきものなれば以下類を分ちて説述する處あるべし。

1、土器類

堅穴出土の土器類は前出比較表に示せる如く手捏の土師器を主とし、朝鮮土器・轆轤製素焼土器・並に同製の陶質器を含み其の種類に於て豊富なれども、朝鮮土器以下のものは其の量甚だ少く、而して其の質の堅緻なるに似ず完品を得ること殆んど無く、全形を知るに足るもの僅かに二個を得たるに過ぎず。土師器の原料は繩紋土器に比し、概して精製せるものを用ひ、質緻密にして表面滑澤を帶べるものあれ共、中には細砂を混ざるものを見るべく、其の大形のものにありては小石を含むものすら無きにあらず、火力も亦一般に高かりしもの、如く、精土を使用せるものには頗る堅緻なるものあり。然れども酸化の程度により硬度色澤を異にし居るは勿論往々甚しく脆弱なるものを發見する事あり。色澤は褐色・赭色を主とし、灰色、黒色を混せり。而して皿形椀形の土器にありては悉く伏焼とせるもの、如く、内部は漆黒にして多くは光澤を有せり。

土器の形式は瓶形・壺形・皿形・椀形・盃形の數種に分つを得べく、悉く圓形基準の土器のみなり。其の形態は第九圖乃至一一圖に就きて知らるべく、椀形・皿形・盃形の土器にありては丸底のもの最も多く特に皿形土器にありては一條の括り線を刻せるを見るべし。

壺形土器は多く頸部に縮約を見れども中には纔かに一線を印して頸部を示し、直ちに腹部より口縁部の開きて漏斗状を呈せるものあり。此の種の土器は底径小にして口徑の半に達せざるを普通とし、大形に至るに従ひ其の傾向を示し不安定なるもの無きにあらず。而して多くは底部に極めて淺き中凹みを有し、其の之れなきものは榭葉等の壓痕の印せられあるを見る。(第一四圖參照)土器には稀に彩色を施せ

るものを混じ、主として赤色・代赭色の塗料を使用せるものゝ如し。第一三圖18・19は是等の破片を示せるものにして(寫眞にては明瞭ならざれども)18は極めて濃厚に塗抹せられ、其の白斑を呈するは自然に剝落せる部分を現はせるものなり。19は内外共薄く使用せられ、美しき赤色を呈し、其の白斑は特に土器の地肌を表はすべく削り取れる部分なり。而して是等の塗料に使用せられしとも思はるゝ原料の、穴内より得らるゝは稀にあることにして同圖の20は岩手郡御堂村仙波堤11號出土のものにかゝり、沈質、塊状をなし、極めて鮮かなる紅色を呈せり。

土器は手捏製にして、刷毛・篋を以て修整せられ多くは其の訂正痕を止むれども、表面滑澤を有するもの屢々あり。内部の修整は外部に比し、一般に粗略にして中には粘土卷上げの跡を認め得べきもの少からず、皿形・碗形等小形の土器は製造上作業の容易なる點もありしなるべく、概して形狀整ひ、大形土器の如く甚しき歪を有するものなく、内外滑澤を呈するを常とせり。而して前掲比較表に示せる如く、堅穴群中には稀に轆轤製の素焼土器を伴出するを見るべく、而かも是等の皿形・碗形等小形のものに限られ居るよりすれば、極めて幼稚なる轆轤の使用されし時期ありしを知るべし。

陶質土器は其紋様色澤に於て他地方のものに比し甚しき軒輕を見ざれども、土質火力の如何により色澤に多少の相違あるは勿論、内部に打痕を有せざるものを混出し、又稀に轆轤製の陶器を認め得べし。今第九圖以下に圖示せる土器中、主なるものにつぎ解説すれば1は(第一一圖5)口径五寸九分・底徑二寸三分・高さ六寸六分褐色にして、頸部は縮約せられ、口縁外方に展開せり。胴部には縦に篋痕を現はし、頸部には横に刷毛目を印せり。底部には僅かに中凹を現し、猶其の外側には製作中底邊の反轉して食出

したるが如き粘土の小凸起を存し。此の部に修整を加へざりしを示せり。第一三圖5の實測圖は之の小凸起の著しき部分を現はせるものにして第九圖と併覽せられん事を望む。土器の肩部より胴部には夥しき煤煙の附着せるを見る。而して此の形式の土器は多くは其の用途を等ふせるものゝ如く。煤煙の粘着せるもの少からず。

2は(第一一圖2)複原して得たるものにして口径六寸五分、底徑二寸六分、高さ中央に於て六寸九分五厘を有し、左右高さ三分の差を示せり。前者に比し大形なれども薄手に作られ美しき赤赭色を呈し、頸部には些少の刷毛目を見れども肩部以下は篋にて滑澤を附せり。底部及頸部の状態は殆んど1に類し、煤煙の附着せる亦同じ。3は(第一一圖3)口径六寸、底徑二寸六分高さ一尺褐色の土器にして1、2に比し質稍々脆弱せるを見る。頸部の括りの線は深く印せられ、口縁部も亦強く開けり。胴部は出土品中最も細く底部の周邊には小凸起を有せず。頸部には横に、胴部には縦に一面に細かき刷毛目を印し、且つ煤の附着せるを見る。内部には横に撫てたる刷毛目を有し鼠色を呈せり。4は(第一〇圖2)淡褐色にして一部に黒斑を有し、質堅緻なり。胴部は篋にて滑澤を附し、底郎には淺く榭葉の痕を印せり。而して此の形式の土器にして底部に淺き中凹を有せざるものには悉く木葉、草莖等の紋様の附せられあるを見るべし。高さ九寸六分、底徑二寸七分にして口径六寸六分を有し、1に次ぎて底部の小形に造られたるものなり。頸部の括れは稍々強く、口縁亦外方に反轉せり。5は(第一一圖7)盃状の小土器にして灰白色を呈し、内部は滑かにして薄手に作られ、底部に損傷を見れども出土品中精巧なるものゝ一なり。6は褐色の小土器にして内部は極めて粗雑に外部は稍々滑澤を有し厚手に作られたり。7は(第一一圖

8) 皿形にて丸底なり。内部は漆黒にして外部は淡褐色を帯び、一部に黒斑を有せり。中央に淺く一線を刻し、其の下方は稍々厚手に作られ内外極めて滑澤に富めり。第一〇圖1及第一一圖4は共に頸部の縮約稍々強く胴部の最も丸味を帯べるものにして、1は褐色滑澤を有し内部に粗き篋目を印せり。4は赤褐色にして外部は篋にて滑澤を附せるも、所々に粗き掠痕を有し、内部は口縁部より横に刷毛目を印し幾部に粘土卷上げの痕を残せり。第一〇圖4は破片にて胴部は約四分の三を有すれ共、底部は全く闕如して復原石可能のものなり。然れども圖示せる點線の如く、丸底の壺なりしは其の形態より想像するを得べく、蓋し近畿地方古墳出土のものと同形式のものなりしなるべし。而して外部には僅少の凹凸を見れども滑澤を有し、内部には粗き篋痕を止め、胴部の最も彎曲せる裏面には修整不充分にして、粘土の喰違あるを示せり。以上の土器は悉く今松堅穴群第一四號出土のものにして、之の堅穴は最も多くの土器を出し、且つ形式の種類にも富み、破片によりて推則すれば高杯碗の少量をも含み居れるもの如し。

第一一圖9は御堂村仙波堤第二八號採集の高杯形の土器にして高さ八分五厘・口徑一寸一分・底徑八分五厘褐色を呈し、口縁部にギザギザを有せり。極めて小形の土器にて用途不明なるも、是等の小土器は關東以西の古墳より幾多の土製模型品と共に發見せらるゝものにして、奈良縣三輪町山の神古墳出土のものゝ如き、之れが類品と見るべく、而して同古墳の陶器を出さざると同様、此の遺蹟及今松堅穴群よりも其の一小破片だに出さざるは堅穴年代考定上頗る注意すべき點なりとす。

第九圖8は同村浮島蛇々第二號出土のものにて粗き刷毛痕及篋痕を有する土器に僅かに一個の轆轤製皿

形土器を混出せるを示せるものなり。淡褐色の極めて薄手のものにして底部には糸切の痕を有し、口縁部には些少の歪みを示せり、第一一圖6は二戸郡金田一村出土のものにかゝり。其の埋没状態よりして堅穴なりしを推知し得べきものなり。口徑五寸五分・底徑二寸四分・高さ七寸七分赭色の土器にして頸部の括れ大に、胴部張りて、其の形状よりすれば、京都帝國大學考古學研究所載の彌生式土器集成圖中、極めて類似せるものあるを見るべく、鳥取縣國信村出土のもの亦同一形式なるを知るべし。同群には所々に前述土器類と等しき形式、手法の土器を出し居れども、其の出土状態の不明なるものは悉く圖示せざる事とせり。猶同郡内に於て發掘せる五個の堅穴よりは刷毛目篋目の痕を有するもの、手捏無紋のもの等を出し居れ共、悉く小破片にして復原不可能のものゝみなれば亦圖版に收めざる事とせり。而かも同郡には調査未了の堅穴少からざれば更に資料蒐集の上、是等に對し説明を加ふる處あるべし。底部の紋様は主として槲葉・乾草の壓痕にして、是等は製作の當時廣き木葉等を敷ける結果、自然に陰刻せられたるものと解せられ、且つ之れが例證となるべき資料も存するのみならず、之れを第一四圖につきて見るも、特に紋様を附せんが爲めに敷けるものとせば、木葉に乾草の細片を混するが如き事も無かるべく、又等しく乾草のみを以て紋様を附するにも、同圖1の如く雜然たる陰刻を得る謂れ無く、即ち單に製作上の便宜より無意味に附せられたるものゝ如く見るを穩當とするも、堅穴出土の瓶形土器にありては、底部に紋様無きものは殆んど淺き中凹を有し居るに拘らず、紋様あるものは悉く直平底をなせるは、如何に解すべきものなりや、茲に一考の必要を感ずるものなり。即ち一應土器を作り上げし後、底部に中凹を附せるものとせば、其の周りに紋様を残し居る場合あるべく、假りに其の際底部に修整を

加へて悉く壓痕を抹消したるものとせば、底部の周邊に食み出したる粘土にも訂正を加ふべき筈なるに、此の部に何等の注意を拂ひ居らざるは如何なるものなりや、此の一點より見るも、底部紋様の總てを單に無意味の結果と解し去るは稍々危険あるもの、如く、中には特に残さんが爲めに残せし場合も無きにしもあらざるべし。攝津加茂村出土の彌生式土器底部に於ても、小孔を穿てるもの及一小凹穴を有せざるもの、中には木葉の壓痕を止め居れるが如き是亦一證もなすべきものならんか。殊に一方井村輪臺第一號(第一四圖參照)出土の土器底部は、一旦土器を作り上げし後、底部歪みて不安定を感せしもの、如く、AよりC迄粘土を添加して修整せしものなるが(Bは添加せし粘土の一部にして纔に剝落を免れ居れるものなり)而かも底面の紋様に對して何等手を觸るゝ處無きより見れば、畢竟故意に此の紋様を残せるものと解すべく、敢て從來の解説に對し一卑見を加へ置くものなり。

2、勾玉、鐸、鐵鏽滓

第一二圖所載の1は岩手郡一方井村大字葉木田の遺物散列地より採集せるものにかゝり、堅穴關係の遺物として掲げたるものなり。長さ一寸二分形式普通にして、何等特記すべきものにあざれども、土製褐色にして、細かき雲母片を含み、輝石・石英の混入を示せり。2は御堂村仙波堤第二六號出土のものにして、亦土製褐色のものなり。縦に撫てたる訂正痕を有し、頭部は彎曲少なく孔は一方著しく大なり。頭尾の兩端は急に扁平となりて、尖端銳角狀をなせり。

鐸は一方井村今松第一四號發掘のものにて、夥しき鏽を以て蔽はれ居れども倒卵圓形にして、長徑一寸五分、短徑一寸二分を示し、厚さ二分弱を有せるもの、如く、蓋し小刀の鐸なり。此の形式の鐸は古

墳時代に多く使用せられしものにして畿内地方の古墳に夥しき類品を出せるは勿論、近縣にては秋田縣四ッ屋出土の遺品中に之れを認め得べく、堅穴年代判定上最も重要な地位を占むべきもの、一なりとす。

鏝は御堂村仙波堤堅穴群南方の溪谷より發掘せるものにして、原史時代の鐵鏝中、形式の類似せるものを發見し得べく、筑後生葉郡若宮月1岡出土のもの之れが類品と見るべきものならん。然れども發掘状態及伴出遺物につき明瞭を缺き居る點あるのみならず、寧ろ時代の降れるもの、如く思はるれども、此の方面一體は堅穴關係の遺蹟なれば參考迄に之れを載すること、せり。

鐵鏽滓は一方井村浮島蛇々散列地に夥しき散布を見たりしは前述せる處なるが、二戸郡斗米村立當堅穴第一二號爐中に於て發見せるものあれば(第九圖10)堅穴との關係一層明瞭となれるを見るべく、前出鐵器等と併せ考ふる時は所々に冶金術の行はれ居りしを推知し得べし。

3、獸骨及腐植質物

二戸郡斗米村寺久保堅穴群第三號の爐邊より數個の塊狀をなせる獸骨を發見せり。(第一三圖21乃至23)是等は熱に遭ひて變色せるも、多孔質にして一見獸骨なるを認め得べく、當時狩獵の行はれ居りし一證となすべきものなり堅穴内部には此の種獸骨を初め、當時の食料を知るべき幾多の資料遺棄せられありしならんも、概して腐植して形態を止めざるもの、如く、余は單に此の一例を擧げ得たるに止まれり。一方井村鳴澤堅穴第九號爐邊數尺の箇所には、松の枝葉の壓宿せられたる状態に包含せられあるを發見せり。是等の枝葉は炭化せるもの、如く、克く其の形態を保ち居りしも、空氣に觸るゝや直ちに粉狀に

化せり而して其の如何なる目的の許に置かれたるものなるや不明なるも、包含面積の廣からざるより推せば、或は焚付の如き燃料の類と見做すべきものならんか。同村竹花なる埋没せる竪穴内よりは野草の壓搾せられたる如き稍々厚き層を發見せり。是等は前者よりは遙かに韌性に富み、パラヒン浸潤によりて容易に其の形態を保たしめ得たり。而して此の層の大部は茅萱の如き植物の莖葉より成るも。中に稻葉に類せるものを混じ居るは注意すべく、盛岡高等農林學校柘植教授の鑑定によれば、明かに藁と見做すべきものなりと云ふ。是亦包含面積少なれ共、底部に敷けるものか。或は苔草の一部の遺存せるものと解すべきものならん。二戸郡淨法寺村境田第八號に於ては最も廣き腐植質の層を發見せり。此の層は底面に接し殆んど穴内の半部に亘り、厚さ亦五分を算し、腐植質層中最も大なるものなりしも、殆んど其の形態を知るに足るもの無かりしは遺憾なり。然れども同竪穴群第一三號には沙莎を加へて造りし粘土の爐ありしが、此の粘土の内部に印せられたる脈理の跡より見る時は、明かに萱の如き野草を使用せるを知るべく、此の點より推測すれば、腐植質層も亦是等野草より成れるものなるべし。而して層の面積及厚さより考ふる時は、敷草に屋根の没落せしものとも解すべく、當時の建築材料及穴内施設の一端を窺ふべき資料たるを失はざるものなり。

4、塗料

土器破片中往々赤色・赭色に彩色せられあるものを見るは勿論、是等の塗料とも思はるゝ遺物の竪穴より出てしは前述せる處なるが、こは岩石の霏爛崩壊して生ぜし沈澱質の岩塊にして、多量の酸化鐵を含み鮮紅色を呈せり。之れが定量分析及塗料としての適否は昨年盛岡高等農林學校長谷川教授に依頼しあ

るも其の裕に使用し得べき程度のものなるは一見推知し得べく、少數例に過ぎざれ共以て當時の塗料を窺ふべき一助たるを得んか。

九、穴内施設

竪穴内部の形態及一部施設の想像につきては既に詳述せる處なるが、特に内部の施設中注意すべきは作業石(?)及爐の二種なりとす。以下是等につき一言する處あるべし。

1、作業石(?)

爐邊に配置せられたるもの、外、穴内に大形の石を發見する事少けれ共、第一五圖に示せるもの、如く、又二戸郡鏡田第一三號に於ける四個の相對せるもの、如きは、決して無意味に解すべきものならざるべく、是等は朝鮮竪穴に於ける作業石にも比すべきものならんか。唯假りに作業石なりとせば各竪穴に於て悉く發見し得べき性質のものなるに、その之れ無きは如何に解すべきものなりや、余は下に記す二個の場合を舉げて之れを解決せんと欲するものなり。即ち竪穴廢棄後作業石の持ち去られしものあるべき事及び爐邊の石を作業石に代用せし場合あるべき事之れなり。輪臺第一號に於ては西方に徑一尺五寸なる正圓狀の扁平石を以て爐の一侧となし、東部には長さ約一尺六寸幅六寸なる柱狀の石一個を置けり。斯く一方にのみ石を配置して爐となせる例は屢々なるを以て、敢て其の悉くが持ち去られし結果と見られざるは勿論、是等の中比較的大形のものにありては裕に作業石として兼用し得るものなるべく、特に正圓狀をなせるもの、如きは爐邊區劃の必要よりは、寧ろ此の意味に於て施設せられたるものと見るべ

きものなるべし。

2、爐

四四

爐は穴内施設中最も重要なものゝ一にして、而かも當時の勝手元なれば庖厨用具の周圍に排列され居るを常とし、且つ食品等の炭化せるものゝ存在すべき箇所なるを以て、發掘調査上最も綿密なる注意を拂ひし部分なりとす。而して一堅穴内には一個乃至二個の爐を有し堅穴直徑の大なるものにおいて多くは二個を有せるものゝ如し。爐の形式には數種あり。最も簡單なるものにおいて、何等區劃する所なく地面を其の儘使用せしものにして十五例中四を算し、而して其の最も構造に注意を拂ひしものありては、方柱狀の石を三方に排列せるもの、或は現に使用せらるゝ竈の如く、二個の口石を置き、沙莎を混ぜる粘土を以て造れるものを見るべし。今是等を構造上より分類する時は實に左の七種となすを得べく、其の形式の甚だ雜多なるを知るべし。

- 1、地面を其儘爐とせるもの 四
- 2、粘土を抉りて爐とせるもの 二
- 3、扁平なる小石を敷きて爐とせるもの 二
- 4、一側のみ石を以て劃せるもの 三
- 5、三方に石を配置せるもの 四
- 6、三方に石を置き内部に小石を敷き詰めたるもの 一
- 7、二個の口石を立て粘土にて造れるもの 一

備考 一方井村字竹花なる埋没せる堅穴には三段の爐を有せり。最下位及中位のもの共に石を使用せざるものなりしも、是等は改造の際取り除かれし事もあるべきを以て之れを加へざる事とし、單に最上位の石を三方に置けるものゝみを加へたり。

而して同穴内に二個を有する場合にありても必ずしも同一形式のものにあらず、今松第一四號に於ては2と5仙波堤第一一號にありては1と3を有し獨輪臺第一號に於てのみ同形式のものを認め得たり。時代の進歩に伴ひ、爐の構造にも多少進歩の跡を見るべきに、石器時代に比し時間的間隔の大なるに似ず、多大の進歩を示し居らざるものゝ如く、前表中最も構造に意を用ひしと思はるゝものゝ中5・6の形式に屬するものは、越後國菅原村及美守村なる石器時代遺蹟に於て發見せられ居れば、何等區劃せざるものと共に既に先史時代より存在せし形式と云ふべく、之れを十數の發掘例につきて見るも、素燒手捏ねの土師器のみを出せる堅穴にありても、5・6・7の如き形式のものを有し、而して轆轤製の土器のみを出し、時代の最も降れる如く思はるゝ堅穴に於て猶4の形式のものを有せるが如く、必ずしも時代に伴ひて進歩せしものとのみ見るを得ざるものなり。然れ共悠久なる石器時代に比し、全く僅少の進歩をも示さざるにはあらずして、第7の如きは願ふに2・5より誘導せられたるものなるべく、殊に沙莎を粘土に混ぜるより見れば最も進歩せるものと謂ふを得べし。

諸形式中稍々異様に感ぜらるゝは、爐面の傾斜せるもの及底土を圓形に抉れるものにして、是等につき略述するは蓋し無用に有らざるべし。仙波堤第一一號に於ては西部に輝石安山岩の小片を小高く敷詰めたるものを有し。之れと相對せる東部には、周壁に接して西向に傾斜せる1の形式に屬する爐を有せ

り。東西三尺南北二尺の焼土層は約二十度の傾斜を示し、西部に於て一寸二分中央八分の厚さを有し、堅穴周壁には赤變せる土壌を止めず、層上には薄き灰層及小許の木炭末を認むべく、層下には赤黒土の土器破片の混入せるを見る。而して南北西の三面には幾多の土器を置けるもの、如く、且つ焼土層の整然たるより見れば周壁より墜落せるものにあらざるは勿論、明かに爐の一種と見做すべきものなり。總ての爐面の水平を保てるに、特に急傾斜のものを造れるは、如何なる理由によるものなりや、之れを燃焼の佳良なる結果を見るも、傾斜の餘りに急に失せる嫌無き能はざるものなり。(第一八圖下段參照) 粘土を圓形に抉りて爐とせるものは、唯一例に過ぎず。(此の種の形式はチャシ上堅穴に於て三例を有すれば、猶廣く調査を進むる時は前掲の比率に變化を與ふる場合あるべきは勿論なりとす。) 鴨澤第九號に於ては、殆んど中央部に近く、内徑八寸、深さ八寸宛然甕形土器を埋めたるが如き極めて小形のものありしが、周圍の粘土は赤變し、内部には小柴を焚けるもの、如く、小指大の木炭末を充顛せり。探暖用としては餘りに小形に失するのみならず、空氣の流通悪しくして燃焼不良なるは炭末の充實せるを以て知らるゝも、其の何の意たるを知るに苦しむものなりき。今松第一四號のものは内徑一尺六寸、深さ一尺三寸、上縁は特に底土より高くし厚さ三寸を有せり。第一九圖に示せるが如く、上縁部には三個の石を不規則に配置せるを見るべく、内二個は稍々降下し居れ共、是等は元同高位に置かれたるものなるべく、何れも花崗岩にして、質甚しく脆弱となり、全く焼土の如く焦爛し居れり。周壁の粘土は是亦火力によりて赤變し、内部には主として木灰を充たせり。縦斷圖に示せる二重の薄層へには多く焼土を含み、使用上異常の場合ありしを示せり。爐内の炭末の微量にして、且つ細末なるは燃焼の佳良なりしを證し、

前者と同形式なるも口徑大なるを以て燃焼度に甚しき相違あるを見るべく、而かも木灰層中所々に土器破片を混じ居れるよりすれば使用中破損せるものあるを推知し得べし。然れ共破片の少量なると、外部に掻き出されし木灰の無かりしよりすれば、同穴内長方形の爐よりは使用の度少かりしもの、如し。而して此の爐は口徑の大なる丈け使用上に不便を感じざりしならんも、寧ろ側方に焚口を附するの遙かに優れるものあるべきに、而も一方に長方形の焚口ある爐を有するに關らず、特に此の形式のものを造れるは其の意を知るに苦しむも、或は多少用途を異にし居るにあらざる無きか。北海道に於ける堅穴にありては、爐の位置の殆んど中央に限れるが如き觀あるは、從來報告せられありし處にして、最近同道河野常吉氏の示教によるも異例の發見無きもの、如し。樺太に於けるもの亦同様なるは、嘗つて坪井博士の報導せられし處なるが、縣下のそれに於ては頗る其の趣を異にし、殆んど位置の不定なるを示せり。今之れを左表につきて見るに、西方に偏せるものを最とし一六例中實に六を算し、東方之れに次ぎて四例を有し、中央部にあるは僅かに二例に過ぎざるを知るべし。爐の位置及形式

堅穴所在地名	堅穴番號	爐の位置	爐の形式
岩手郡一方井村 大字一方井字輪臺	一	東	一個の石を置けるもの 前
同	一四	西北	粘土を圓形に抉りて周邊に參個の石を配置せるもの 石を三方に置きて内部に扁平なる小石を敷けるもの
同	同	同	同

同	大字 葉木田字 宮澤	同	二	東	一側にのみ石を並列せるもの
同	大字 土川字 鳴澤	同	九	稍中央	竪穴底部の粘土を圓形に挟れる小形のもの
同	字 浮嶋蛇々	同	二	南	三方に石を配置せるもの
同	大字 久保字 澤口仙波堤	御堂村	一一	東 西	石を使用せず周壁に接し西に傾斜せり 扁平なる小石を敷けるもの
同	大字 一方井字 竹花	同	埋設し居れるもの	北 稍中央	竪の三段になり居りしものにして地面をそのまま使用し最下位にあり 中央のもの亦前者に同じ、最上位のものは石を三方に置きけり
同	二戸郡 淨法寺村	大字 漆澤字 鏡田	三	西	底土を其の儘竪とし區劃無きもの
同	同	同	八	西	同
同	同	同	一三	東	二個の口石を立て沙砂を混ぜる粘土にて造れるもの
同	大字 下斗米字 寺久保	斗米村	三	西	底土を其儘使用せるもの

同	大字 上斗米字 立當	同	一二	東北	少許の石を不規則に敷けるもの
紫波郡 徳田村	大字 藤澤字 秋森	埋設しありしもの	?	?	石を三方に配置せるもの
稗貫郡 湯口村	大字 上根子字 谷地	同	同	同	同

備考 一方井村竹花の最上位及中位のものは、全然重複し居れるを以て、位置としては一個に計上せり。

紫波郡徳田村及稗貫郡湯口村の二者は發掘時の状況により明かに竪穴と認むべきものにして、竪の形式及側邊に土器の存在せし等殆んど同一状態と見做すべきものなり。唯竪の位置につきては記憶に稍々明瞭を缺き居る如く、且つ余も發掘後踏査せる事として憶測を避け之れを記入せざる事とせり。

一〇、竪穴と農業

竪穴の嶮要の地を捨て、多く平夷の地に臨める低き丘陵岡阜に分布しあるは、既に農耕上便宜の地點を擇びしものと見るべく、當時主として農業に従事せるものなるを窺ふを得べし。之れを遺物の上より見るも、一方井村竹花なる土師器に朝鮮土器を混出する竪穴よりは稻葉を發見し、淨法寺村錢瓶平なる小

五〇
學校敷地よりは夥しき焼靱を發掘せりと云ふ。後者は土取工事後數ヶ月を経て余の踏査せるものにて、作業に従事せし人夫及石工等の案内を得て其地點を發掘せしも、當時は既に礎石を敷きて發掘意の如くならず、且つ遺物包含の土壤を持ち去りしもの、如く遂に一粒をも發見するに至らざりき。堅穴内部よりは數多の土器出てし事として人夫學校職員等争ふて之れを持ち去りし由なるも、此の方面の趣味知識を闕き居る事として靱を採集し居りしもの一人も無かりしは遺憾なり。然れ共同遺蹟は朝鮮土器、轆轤製の土器を出せる比較的後代の住居跡と見るべきものなると、且つは紫波郡煙山村陶質器製造の窠跡よりも沙莎に糞を用ひし粘土を發見し居れば、夥多の人夫の證言を俟たず此の遺跡より焼靱の出てしは疑ふ餘地無きもの、如し。第一四圖1・4の土器底部は今松第一四號出土のものなるが、兩者共莖葉の壓痕を有せり。盛岡高等農林學校植教授は矢の方向に靱痕の印せられあるにも拘らず、特に周密なる注意を拂はれ、堅穴附近の野草中、脈理の類似せるもの六種と比較調査せられたる結果、稻稔と斷定せられたるものなり。靱の痕は内稃と思はれ長さ約二分、幅最廣六厘強稃の脈を現はし、外穎の附着せるを認め得べし。而して今松堅穴群は全く陶質器及轆轤製の土器を出さざるものにして、最も時代の古かるべきを想像し得らるゝものなるが、既に稻の栽培行はれ居りしより推考すれば、何等證徴となるべき資料を出さざるにもせよ、其の他の作物も相當に栽培せられありしを窺知し得らるべし。

一一、考 說

堅穴分布の全縣下に亘れるは想像に難からざる處なるのみならず、現に縣南東磐井郡のその如きは實

に明治三十八年以來の懸案とも云ふべく、其の他に於ても猶多少の群落を發見し得べき可能性に富めるもの、如し。而かも余の踏査せしは主として縣北より北上川以西の地にして、未だ河東に出張するの機會に接せざるのみならず、發掘調査の如き未だ不充分の點あるを以て、明快なる斷定を下し得ざるもの少からず。されば今茲に考說を開述するは甚だ早計に失する嫌無きにあらずれども、不明の點を羅列して研究者の究明に資するも無益ならざるべく、且つ余の蒐集せる資料の程度に於て可能なるべき推測を下し、將來有力なる反證の現はるゝに従ひ卷を追ふて増訂し行くを妥當と信じ、以下少しく略說する處あるべし。

堅穴群落が主として職業上及光線・飲料水の攝取上便宜なる地點に發達しあるは絮說を俟たざる處なるが、是等の河段丘及低阜には何等の防禦工事の施されあるを發見する能はざるのみならず、其の稍々高峻なる丘陵突端に發達せしものと雖も、必ずしも峻要のみを欲せしものにあらずして、寧ろ一般の地勢上止むを得ざりし場合あるもの、如し。然れども敵襲に對する群落の保護には必ず相當に考慮を費せしものなるべく、此の種の研究の必要なると共に、特に對城砦關係の闡明を痛感するものなり。

住居の構造に關する資料は特に貧弱にして、洵に隔衣搔痒の感に堪へざるものなり。されば之れを四圍の状態に照して考察する時は極めて明瞭なるが如く感せらるゝものと雖も、遺蹟其のもの、資料のみによりて解決するは容易ならざるが如く、殊に施設の材料は主として腐朽し易かりしものなるべければ、之れを遺物に依りて考證すべく、資料の蒐集極めて困難なるものあり。

出入口は如何に施設せられしものなるや、之れを堅穴の形態より推せば、周壁より内方に緩傾斜せるも

の一、段を有せるものにして、其の他は多くは断面に矩形を現はし、其の孤状を呈するものと雖も、猶何等かの施設を要する適度のもの、如く、北千島アイヌのその如く悉く外部より内部へ傾斜せしものなりしや、而して樺太アイヌの或るもの、如く木梯を用ひしものなりや、又朝鮮に於ける竪穴の如く滑り板、足止め杭の類を有せしものなるや全く不明にして、前二者の形態より總てを律するは危険あるもの、如く、更らに多數の断面調査を必要とするものなり。

柱は如何なる位置に如何様に建てられしものなるや、是亦不明に屬せり。然れども竪穴内部に柱を建てし形迹全く無ければ、悉く周邊にありしものなるべし。唯一例周壁上に斜めに赤黒土の混入せし穴を發見せし事あるも、其の相對せる地點に於ては發見し得ざりしを以て、直ちに柱を凭掛けしものと斷ずるは不可能なれ共、要するに周邊にのみ掘立てられしものなるは想像し得らるべく、而かも直ちに周邊に接して爐のあるものより推せば、餘りに低く凭掛けしものにはあらざりしなるべし。屋根の形式の如きも全く知るを得ざれども、材料は落の葉の如きを用ひしにはあらざるべし。石器時代に於ては落の葉は極めて採集し易く、又た簡単に屋根を葺くには極めて好都合のものなりしならんも、決して長期の使用に堪へ得べしと思はれざれば、利器の發達せる當時にありては、必ず萱の如き野草を使用せるものなるべく、之れを一方井村竹花出土の炭化せる植物につきて見るも、淨法寺村鏡田第一三號に於ける厚き腐植質層より考ふるも、略推知し得らるもの、如し。防風の護石は發見するに至らず、而して屋根には土を盛りかけ、芝土の如きを蔽ひしものなるや否やも不明なり。然れ共假りに芝土を使用せるものとせば、穴内底部に今少し厚き黒土層を發見し得べきに、其のこれなきは如何なるものなりや。

穴内の土間に乾草等の敷かれありしは、部分的腐植質層の認めらるゝによりても知らるべく（是等の中には屋根より墜落せしのを混じ居る場合もあるべく）蕨、菰等の使用も勿論なりしならんも、之れを腐植質物及土器の底部等より證明するは全然不可能なり。

内部に掛棚、吊棚等の施設ありしは土器墜落の状態より見るも想像し得らるゝが、爐上には必ず吊釣の如きも設備せられしものと思惟せらる。石を三方に排列せる矩形の爐にありては、土器に比し内幅廣くして石上に載せ掛しものにあらざるべく、假令大形の土器ありしとするも、爐の周邊に甚だしき凹凸あるより見れば（第二〇圖參照）必ず土器を爐内に置きて煮沸せると共に、吊り懸けて使用せし場合あるべきを想像し得べし。

穴内に溝渠を有せしは是亦一例に過ぎざれども、土質の關係等より雨水の滲透せし場合もあるべく、溝渠を設けて濕潤を防ぎしは有り得る事なりとす。

先史時代竪穴構造上の研究は從來資料を得るの困難なるより、或は傳説により或は四圍の現狀に顧み、幾多の傍證を得て推斷を下さんとするが如き状態にして、原史時代以降彌生式系統土器使用民族のそれにつきても亦朝鮮に於ける現況を引證せらるゝが、千葉縣に於ける内室の例を俣つ迄も無く、本縣内に於ても穴居の遺風とも見做し得べき幾多の資料を有せり。岩手郡の南部及紫波郡の幾部に於ては、朝鮮に於けるヨクチャヨ、及サロに該當すべきものを有せり。殊に或る村落にありては殆んど毎戸の如く之れを有し、或は二三戸共同して作れるもあり。悉く矩形小形のものにして幅一間、奥行一間半乃至二間、深さは二三尺を通例とし、入口は傾斜をなす様掘鑿されたり。柱は圍壁に建てられ、凭掛くるものと、

柱の上に桁を有するものとの二種あり。何れも藁にて葺き更に土を覆へり。窓には古箱の如きを利用し、油紙、硝子を用ひたり。原料の乾燥を防ぐと共に防寒の目的にて作られたる亦朝鮮のヨクチョーの如く、主として冬季間藁細工をなすに用ひ、ハンモックの設備は無けれ共夜蒲團を持行きて寝る事もありと云ふ。サロと同一なるものは主に小兒の娛樂場にして、稀に青年の使用することもあり。構造亦前者に異らざれどもサロの如く大なるものなし。是等は必ずしも氣候の類似より日鮮両合の風習とのみ看做されざるべく、其の殆んど構造を等ふし、目的を等ふするより見るも、必ず或る時期に於ける近縁關係を偲ばしむるものと共に、當時の遺風とも見るべく、堅穴構造を窺知すべき一傍證と云ひ得べきものならんか。

地上採集の結果は往々にして石器時代と關聯せるもの無きやを疑はしむるものあるは前文所述の如くなるが、發掘調査の結果は穴内に於て石斧石鏃の如き石器類及繩紋土器の如き全く使用せし痕跡の認め得らるゝもの無く、殆んど關係なき遺蹟なるを知れり。而かも遺物を綜合して、是等の彌生式土器使用民族の手になりしものなるは圖版を一瞥しても知らるべく、土器の大部は所謂彌生式土器に比し形狀等の單純化せるものあるを見る。而して散列地に於ける遺物中古き彌生式土器の散布を見ざるより推す時は、既に形式單化の後此の地方に入れりと見るを妥當とすべく、之れを他地方に於ける同種の土器に比し殆んど軒輕なさを認めしむるものなり、更らに第七遺物及包含狀態の條に詳述せる如く土器出土の狀態より見る時は、多少堅穴に時代的差異ありしを聯想すべく、之れが實年代を考定するは近畿關東地方に比し、空間的・時間的隔りあるを以て極めて困難なるも、既に奈良以前この民族の殖民を見たりしは

想像し得べく、且穴居生活の平安降に繼續せられしものなるを推知し得べし。而して耕地内堅穴採集の繩紋式土器中、往々にして色調土質の極めて土師器に類似しあるものゝ如きは、現存堅穴掘穿以前或る種の接觸ありし證佐とも解すべく、更らに古く南方民族との交渉ありしものにあらざる無きか。

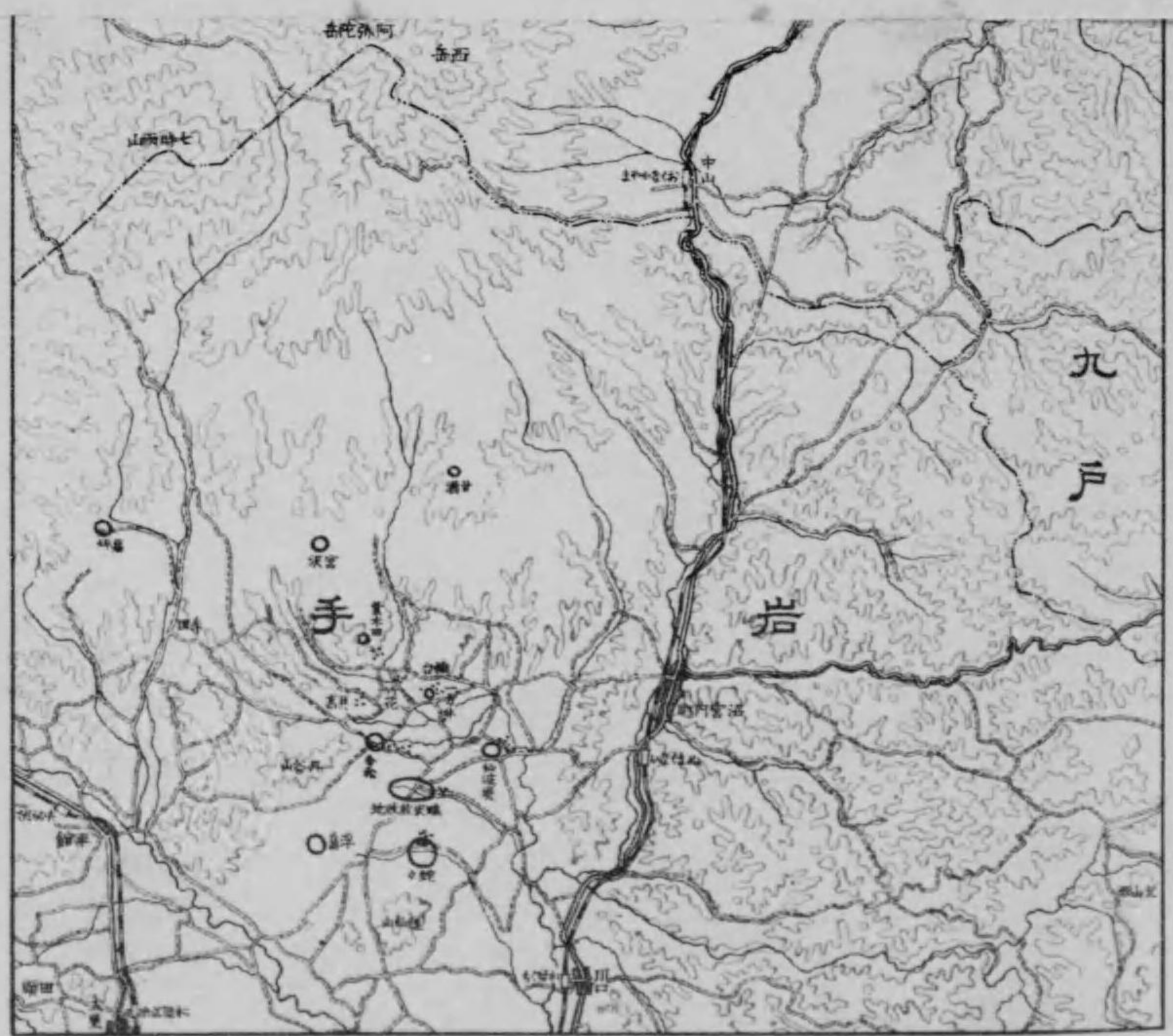
國史に見ゆる所謂蝦夷は果してアイヌなりとするも、平安朝初期に征服せられし本縣の蝦夷は決してアイヌのみならずしなるべく、その朝廷に服し居らざりしを以て之れを蝦夷と稱し、アイヌと看做すは果して眞諦を穿てるものなりや、而かも關東以西と同種の土器を使用し、稻を栽培し、冶金術の行はれ居りしより見るも古く南方文化の流入行はれありしを知るべく、縣下に於ける同種遺蹟の分布及堅穴内部の研究は、當時の文化と其の經路を究明すべく、且つ後代に於ける所謂蝦夷なるものゝ解決上極めて緊要なるを感せずんばあらざるなり。

而して他府縣に於ける此の種堅穴の、殆んど湮滅して形態を止むるもの無きに、本縣北部に多數の群落を見るは至幸とすべく、而かも重要史蹟として何等價值を認め居らざる農夫によりて逐年無意味に破壊され行くものあるを見る時は、之れが保護を講ずるの頗る急務なるを覺ゆるものなり。

附記

本遺蹟の調査につきては調査會役員諸氏殊に本縣學務課長關理事官及盛岡高等農林學校植教授外職員諸氏岩手郡御堂村藤岡村長並に本明五日市。佐藤久保兩小學校長、一方井村武田村會議員外有志、石川二戸郡長、及川同郡視學、斗米村田鎖上斗米・坂本下斗米兩小學校長・淨法寺村關川又小學校長の盡力を得し事多大なり。

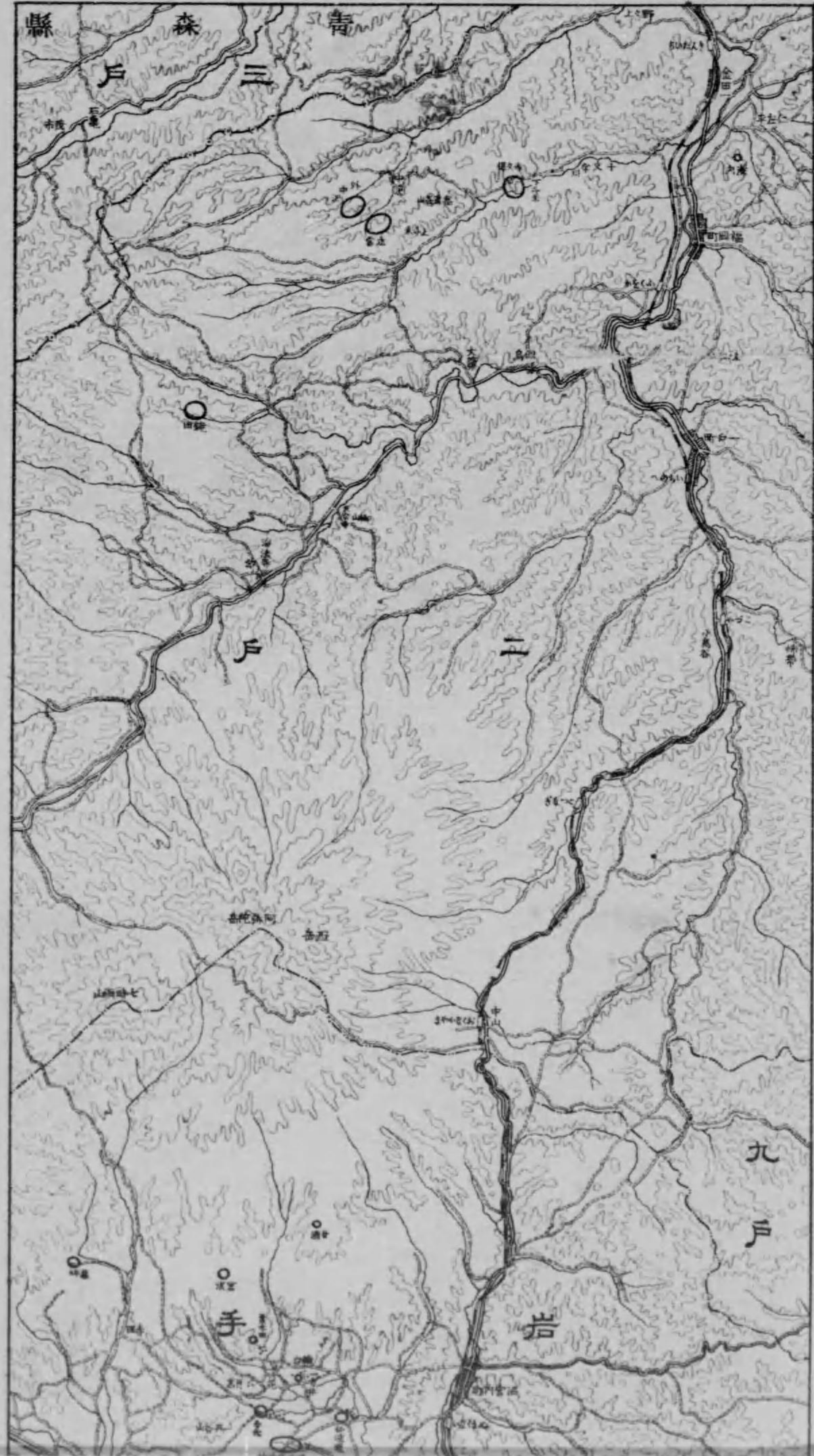
猶内務省柴田考査員・小此木福島縣史蹟調査員・京都大學喜田博士・並に同梅原囑託の諸氏視察の際
 指導せられしこと少からず記して謝意を表す。



黒地在所跡穴壁ハ
 地列敷物遺ハ

200,000

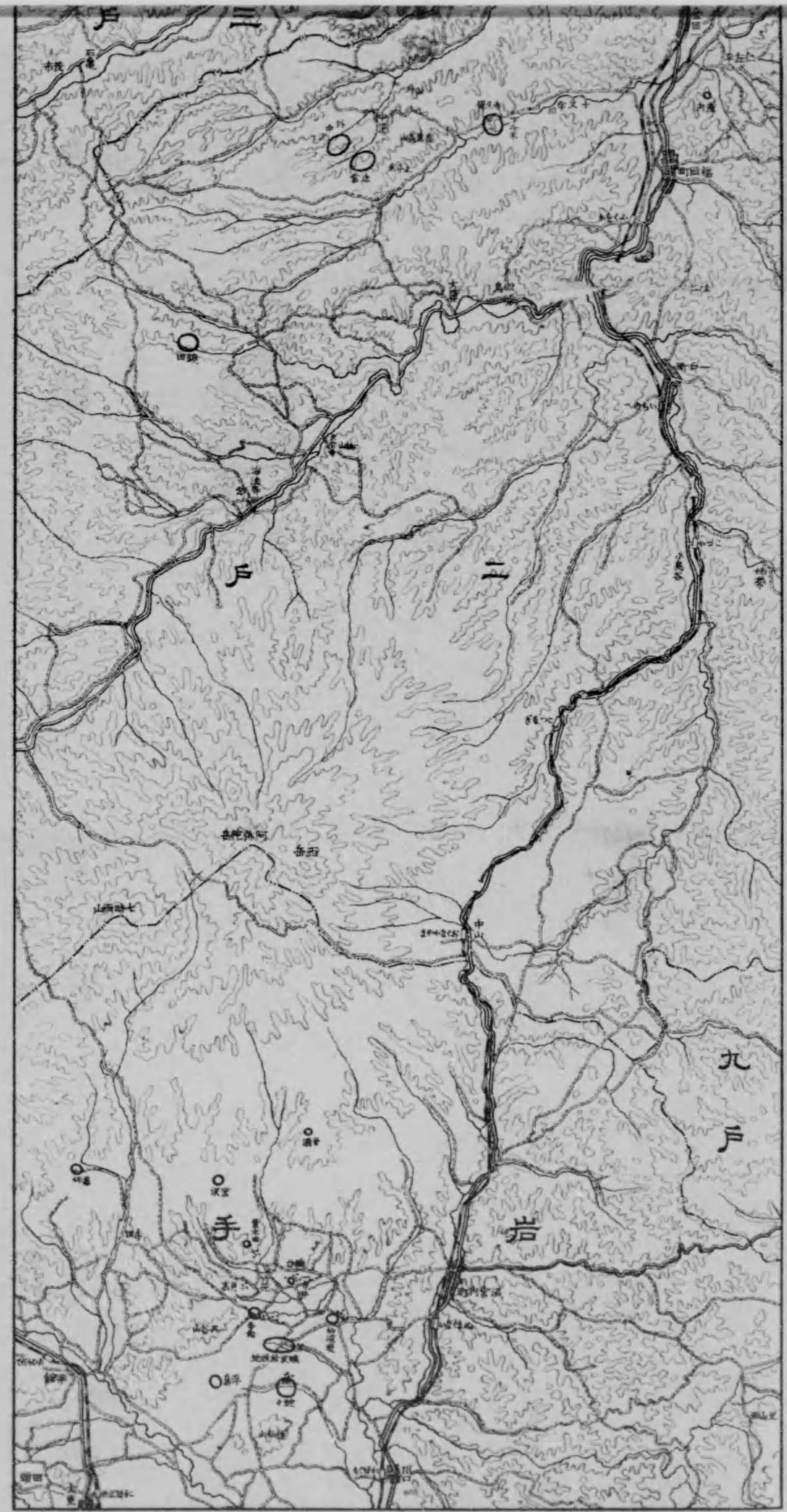
第一圖



竪穴分布圖

猶内務省柴田考查員・小此木福島縣史蹟調査員・京都大學喜田博士・並に同梅原囁託
 指導せられしこと少からず記して謝意を表す。

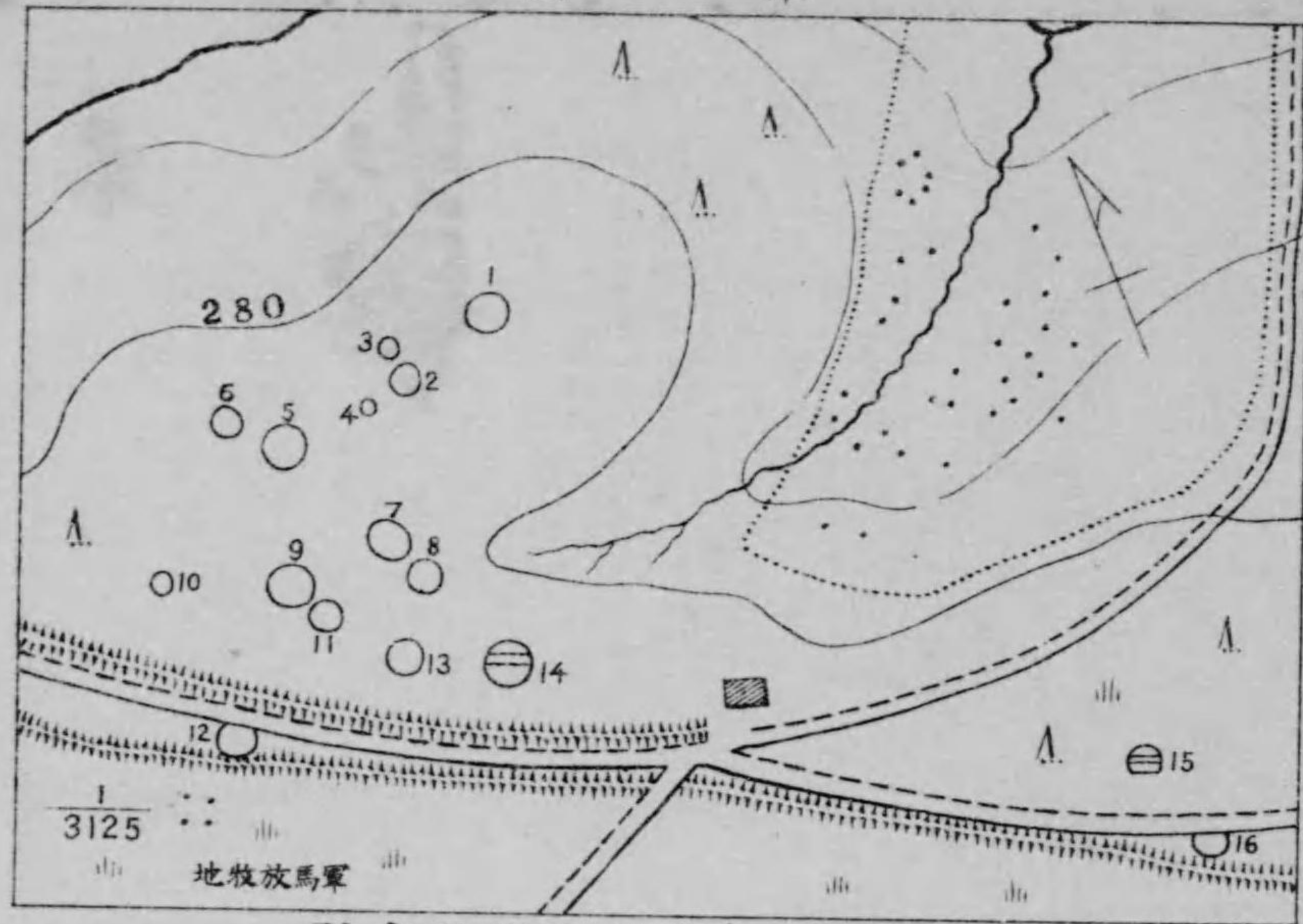
豎穴分布圖



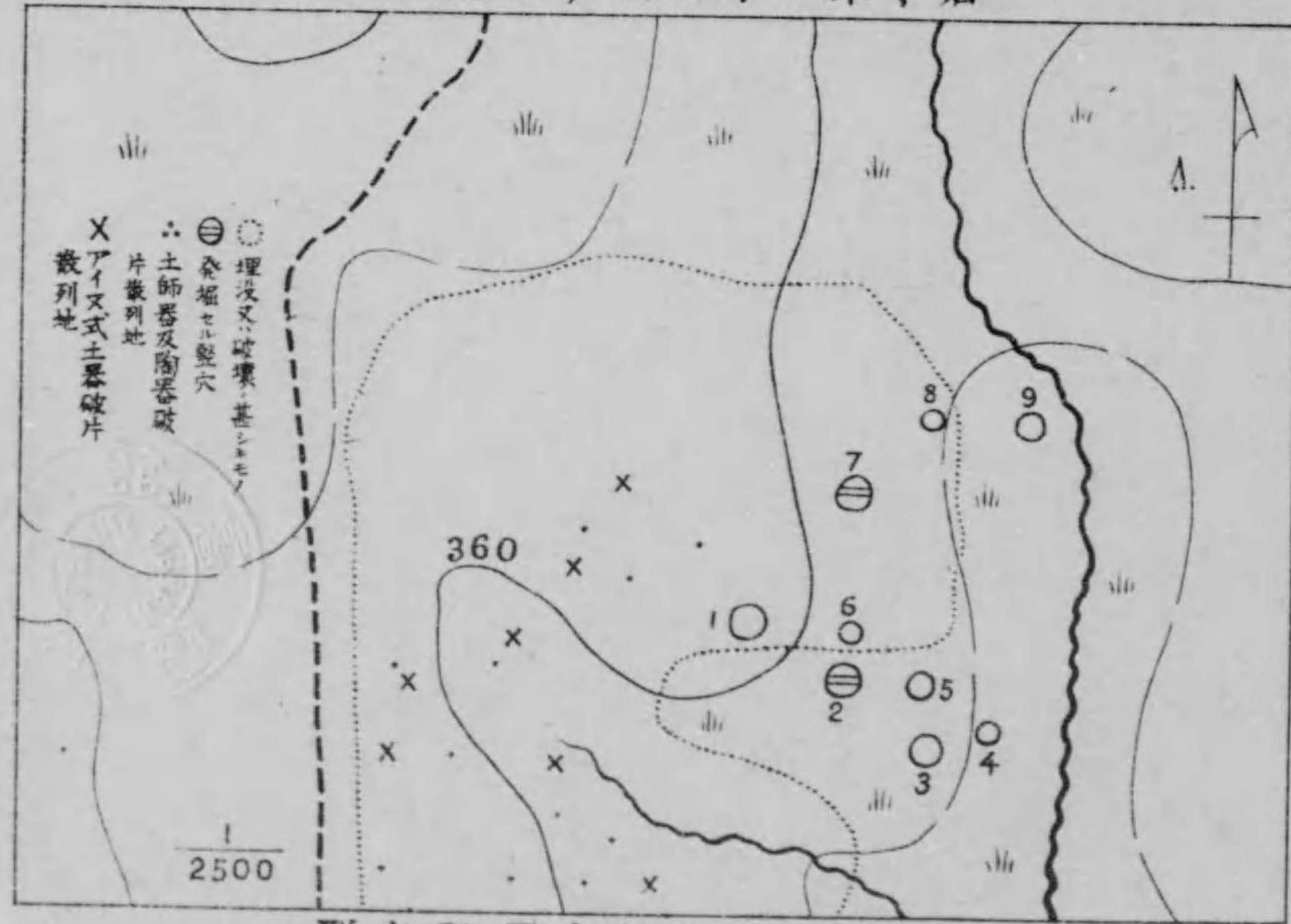
所在地所 豎穴 ○
 地列敷物遺 *
 200,000

猶内務省柴田考査員・小此木福島縣史蹟調査員・京都大學喜田博士・並に同梅原囑託の諸氏視察の際
 指導せられしこと少からず記して謝意を表す。

圖二第



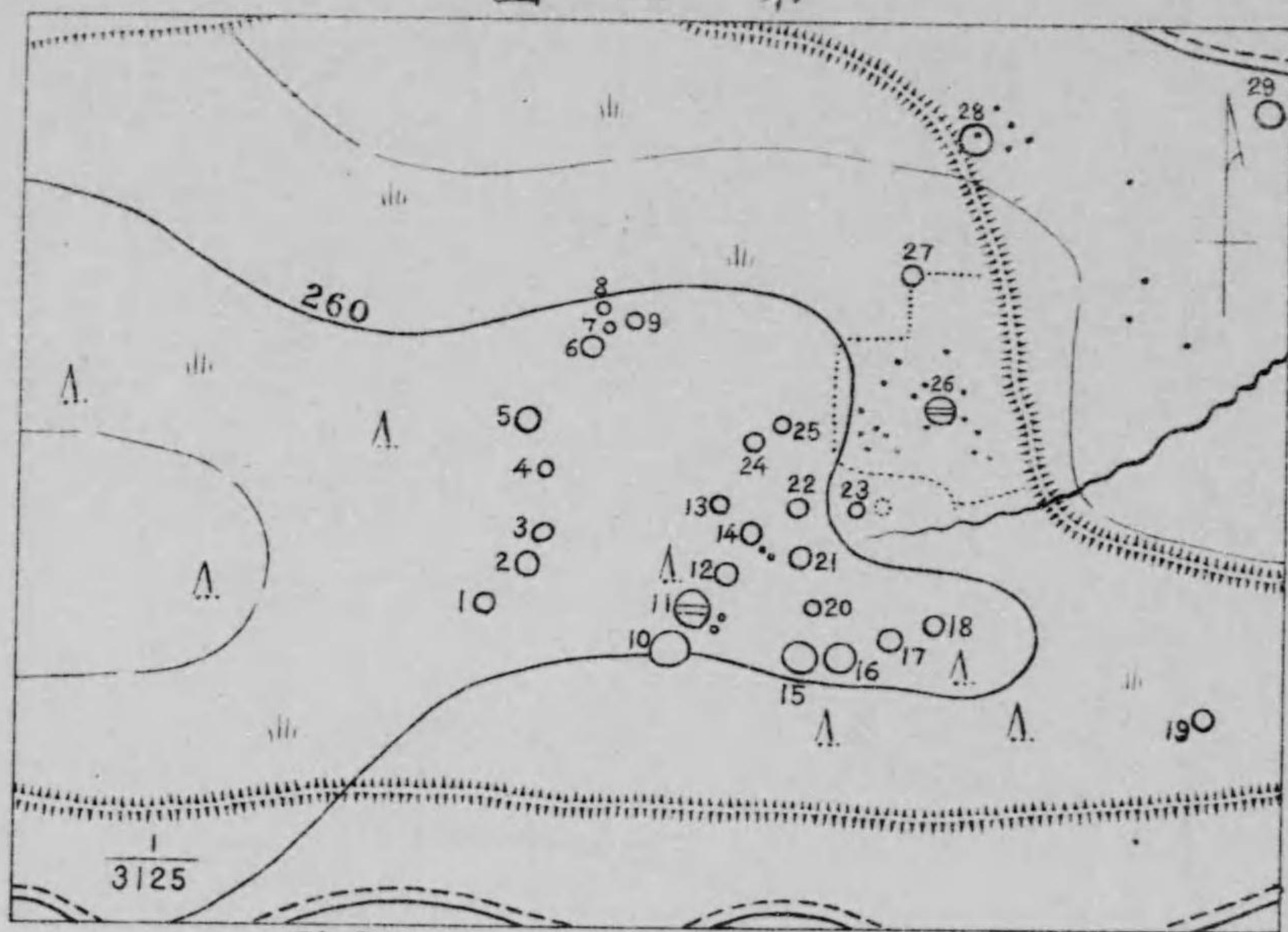
群穴堅松今村井方一郡手岩



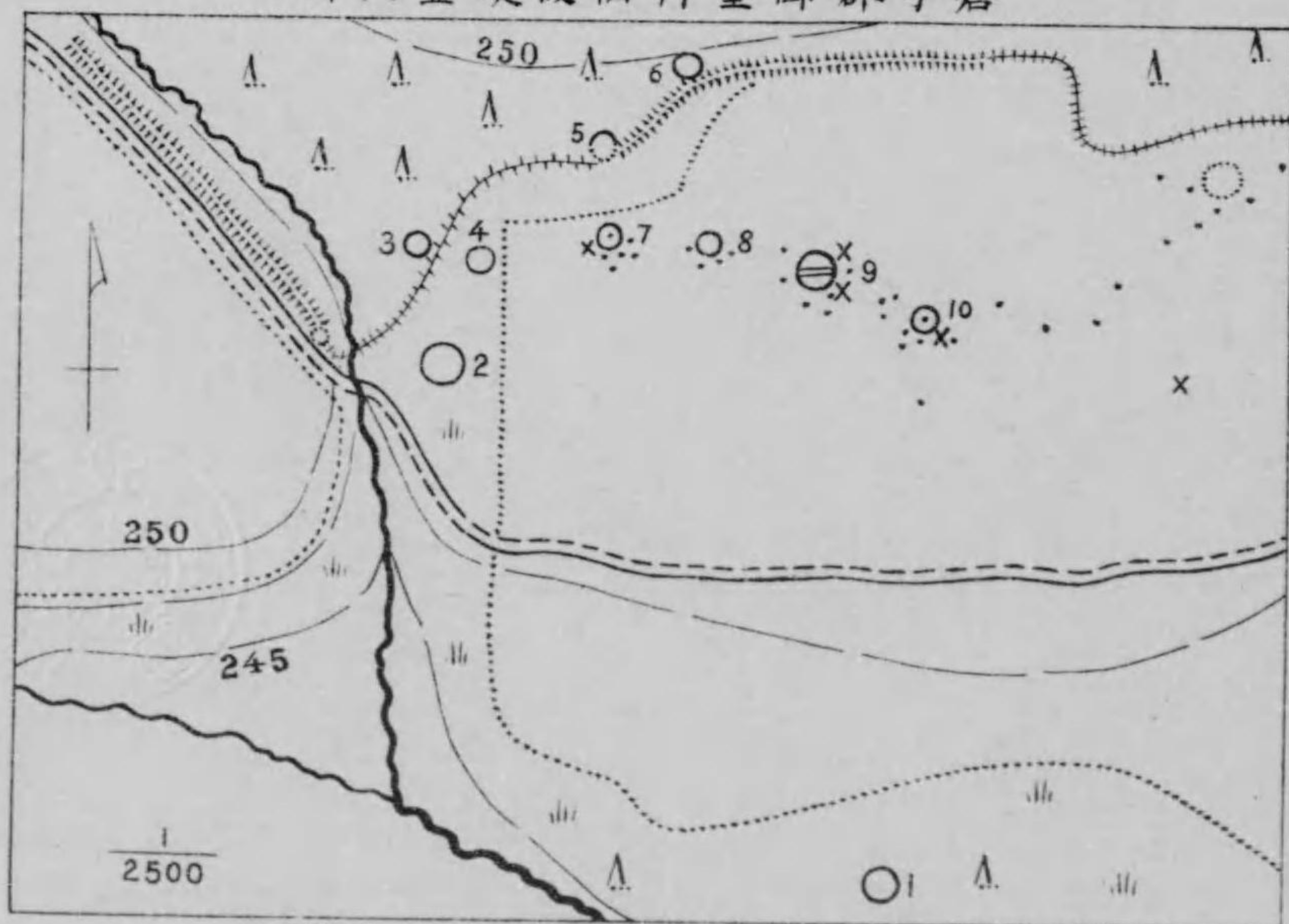
群穴堅澤宮村井方一郡手岩

○ 埋没文様
● 全掘セル堅穴
△ 土師器及陶器破片
X アイヌ式土器破片
散列地

圖 三 第

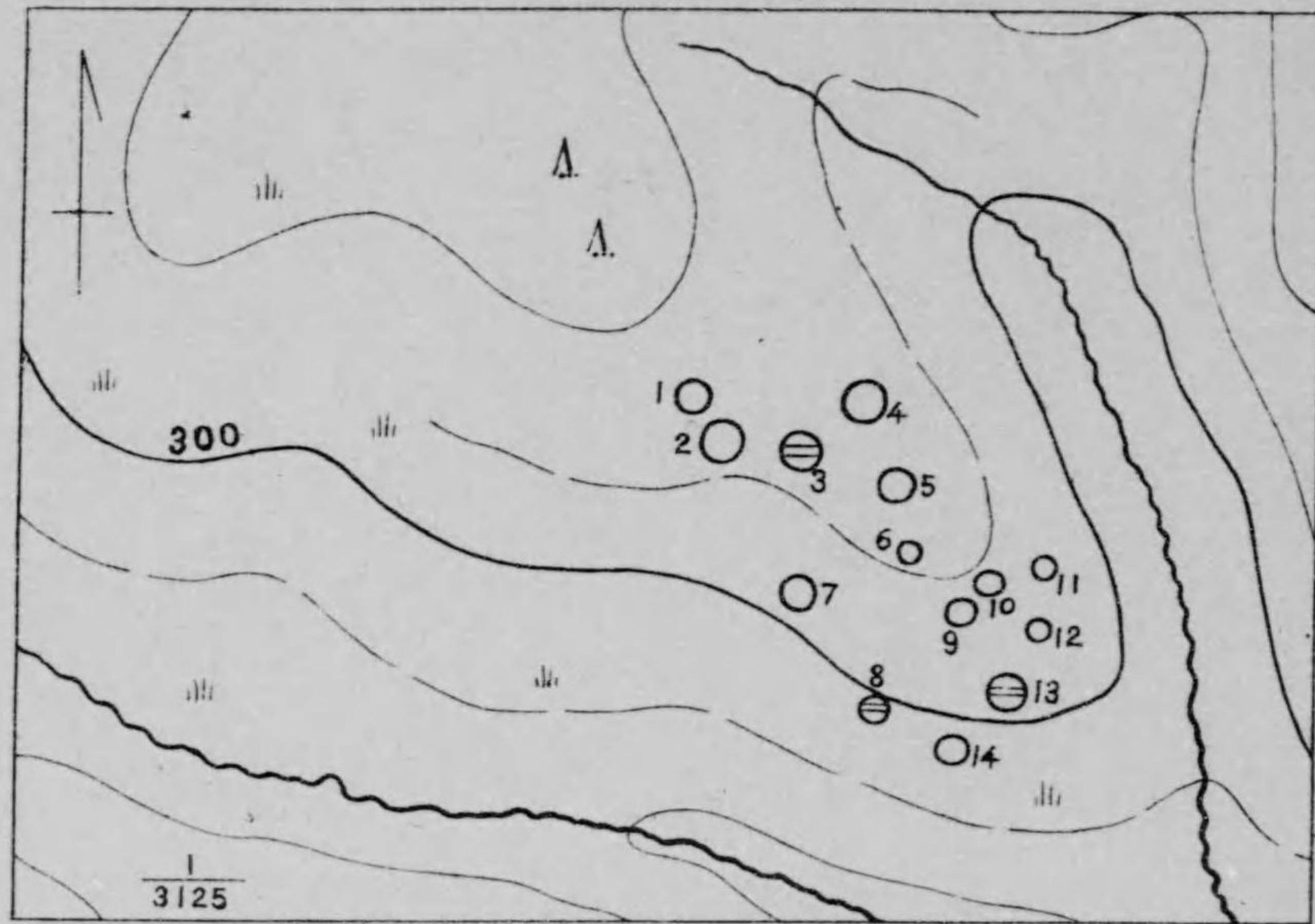


群穴豎堤波仙村堂御郡手岩

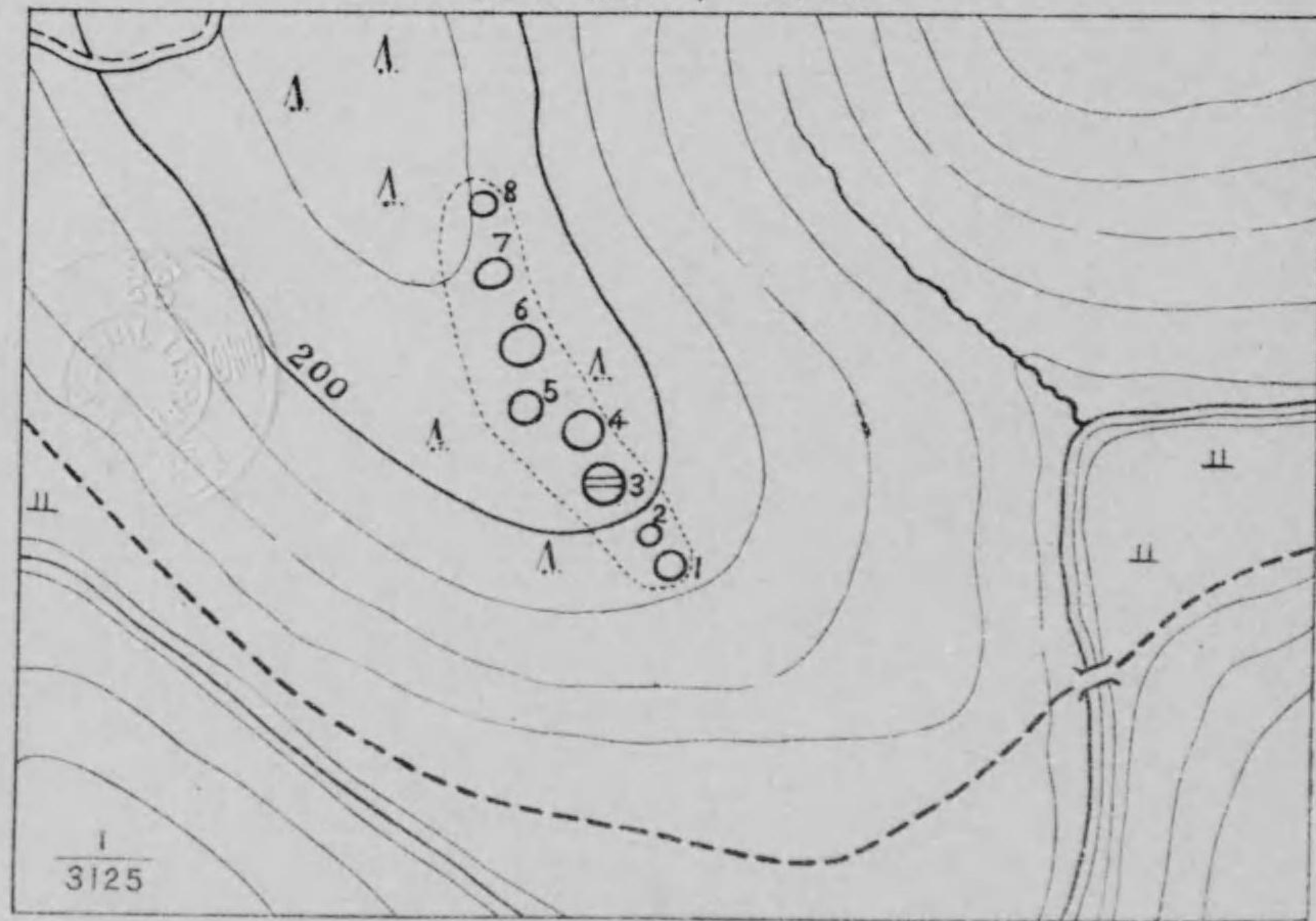


群穴豎澤鴨村井方一郡手岩

圖 四 第

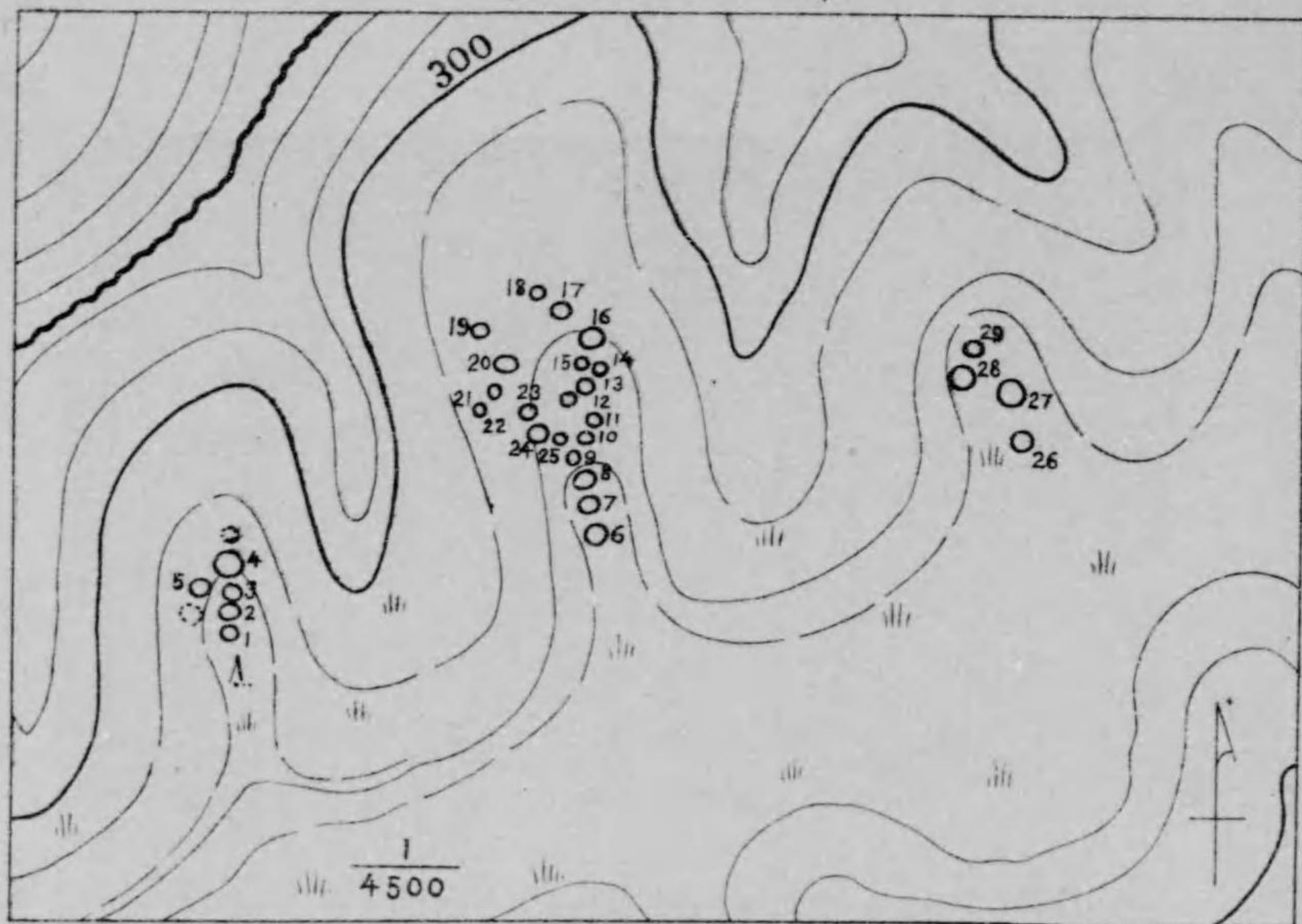


群穴整田鏡村寺法淨郡戸二

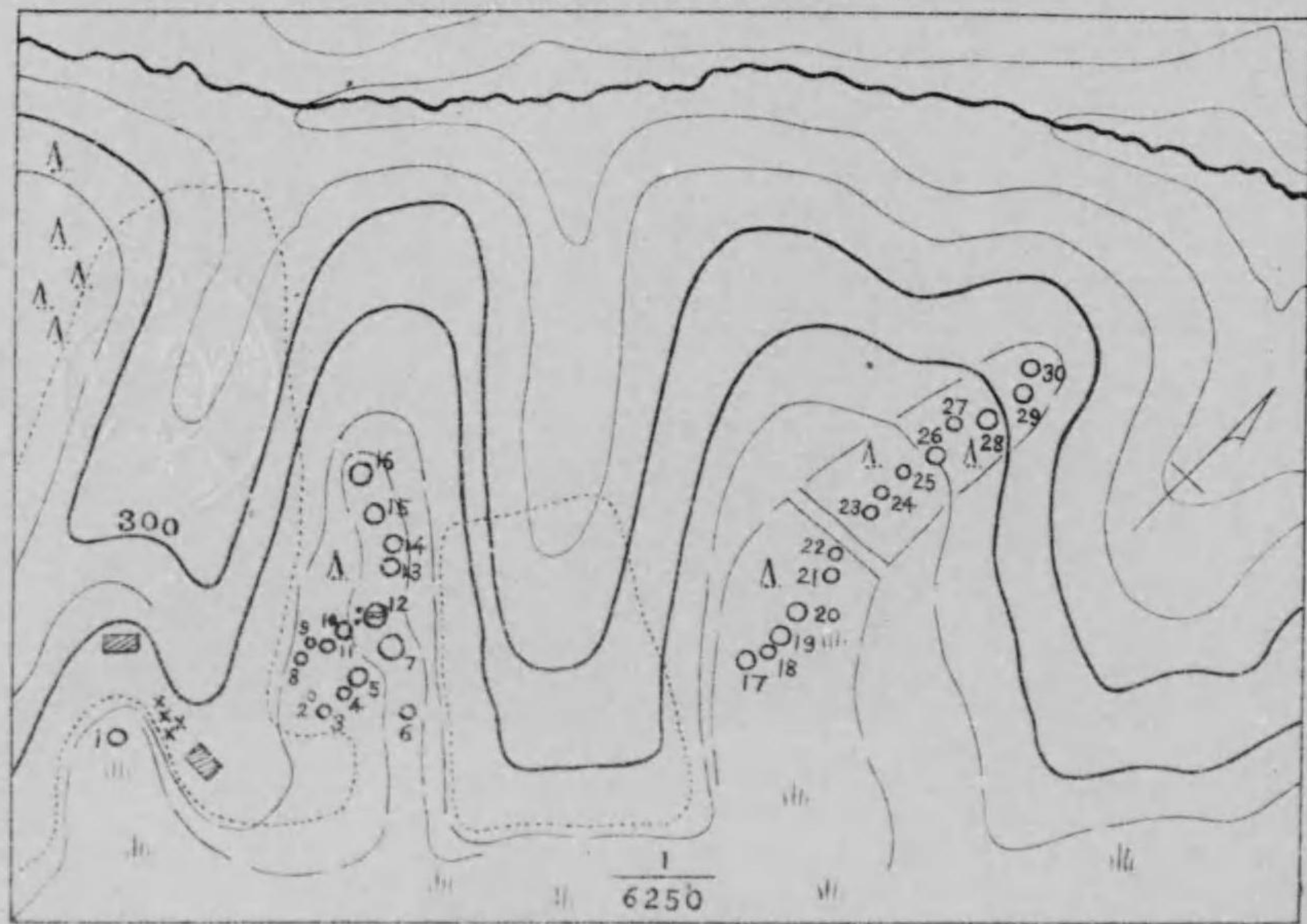


群穴整保久寺村米斗郡戸二

圖 五 第



群穴整澤中外村米斗郡戶二



群穴整當立村米斗郡戶二

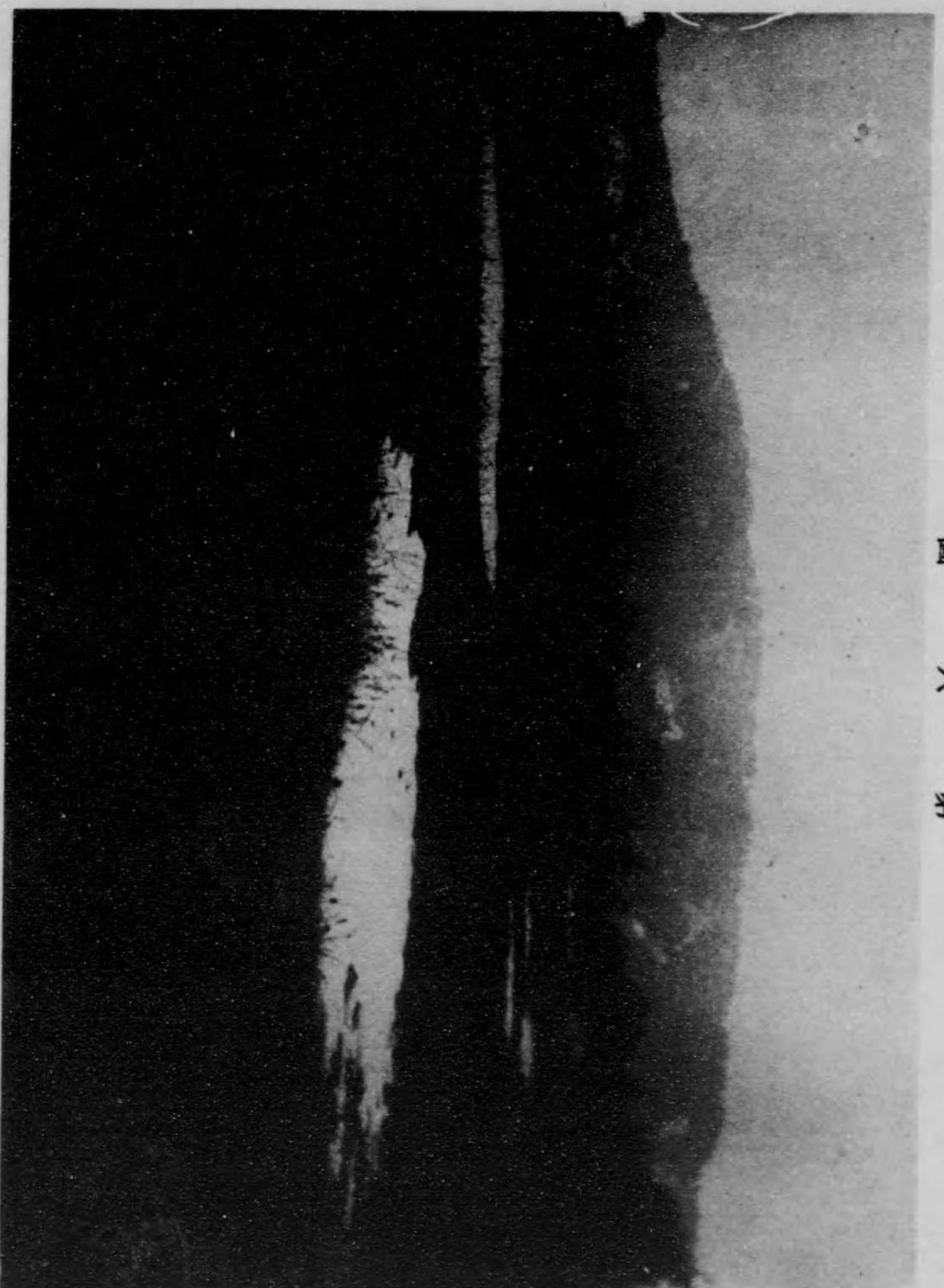


圖 六 第

穴 豎 內 地 牧 放 馬 軍 澤 鳴 村 井 方 一 郡 手 岩

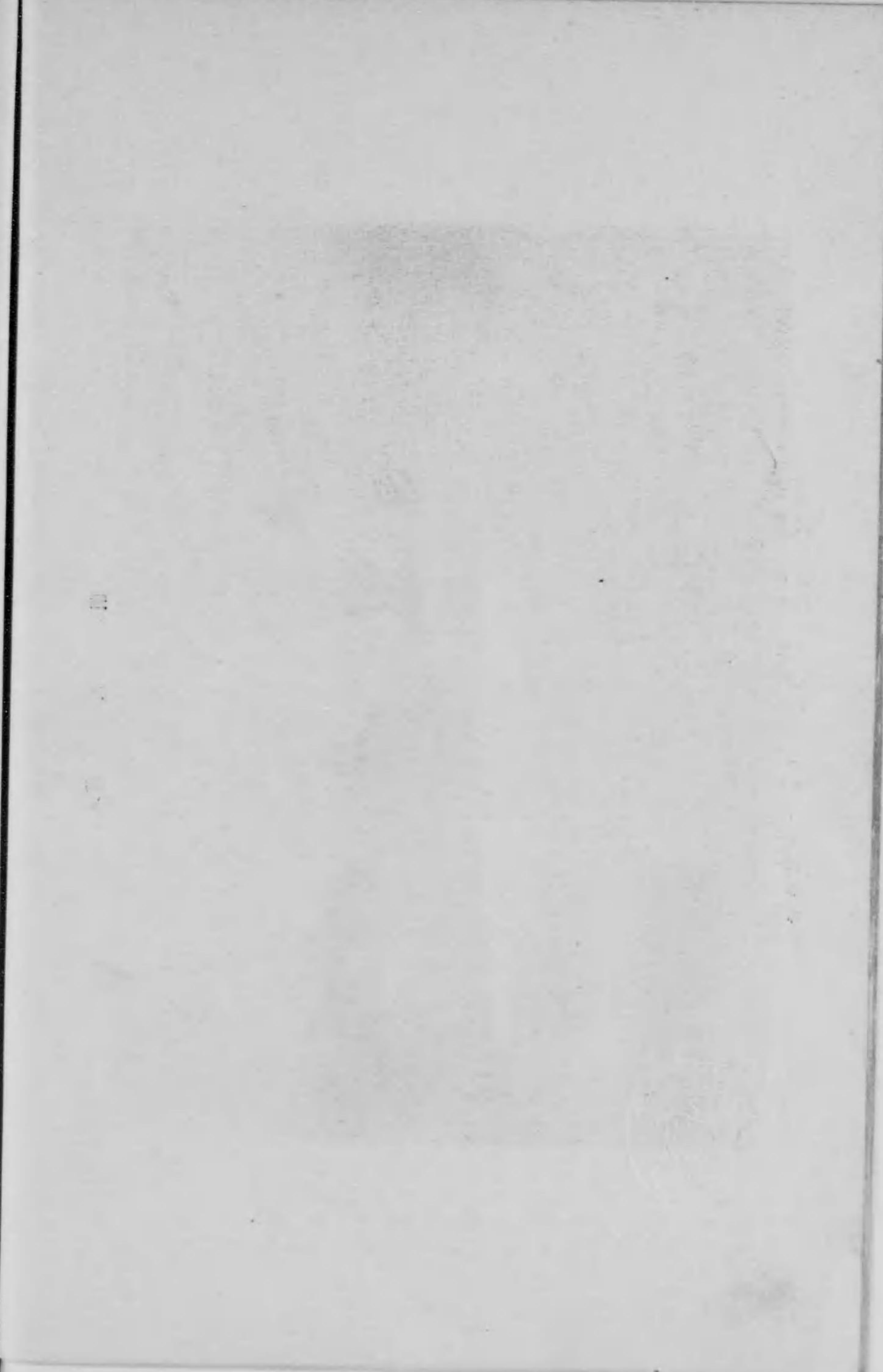
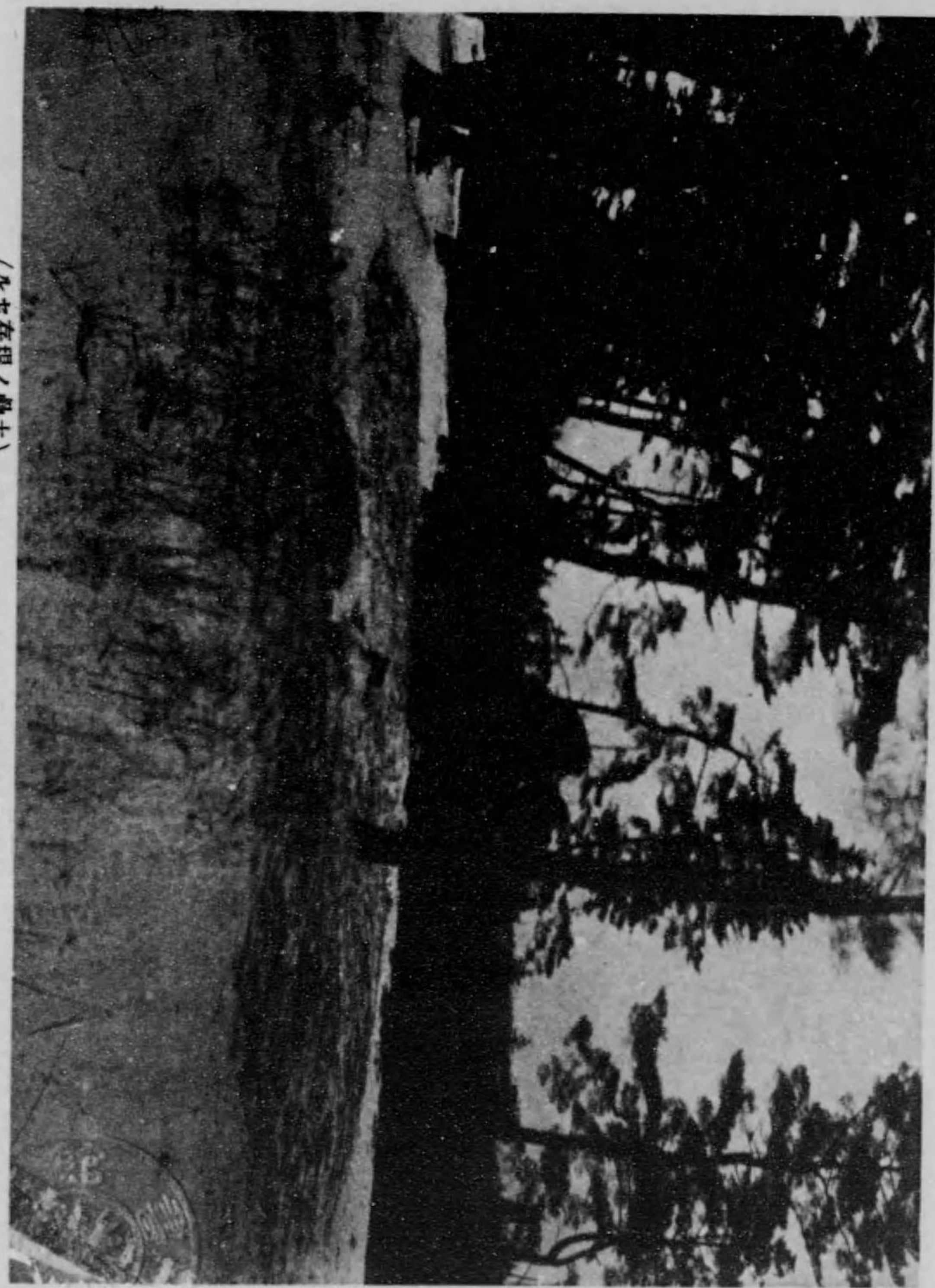


圖 七 第



(ルセ存現ノ壘土) 號五一第 群穴堅松今村井方一郡手岩

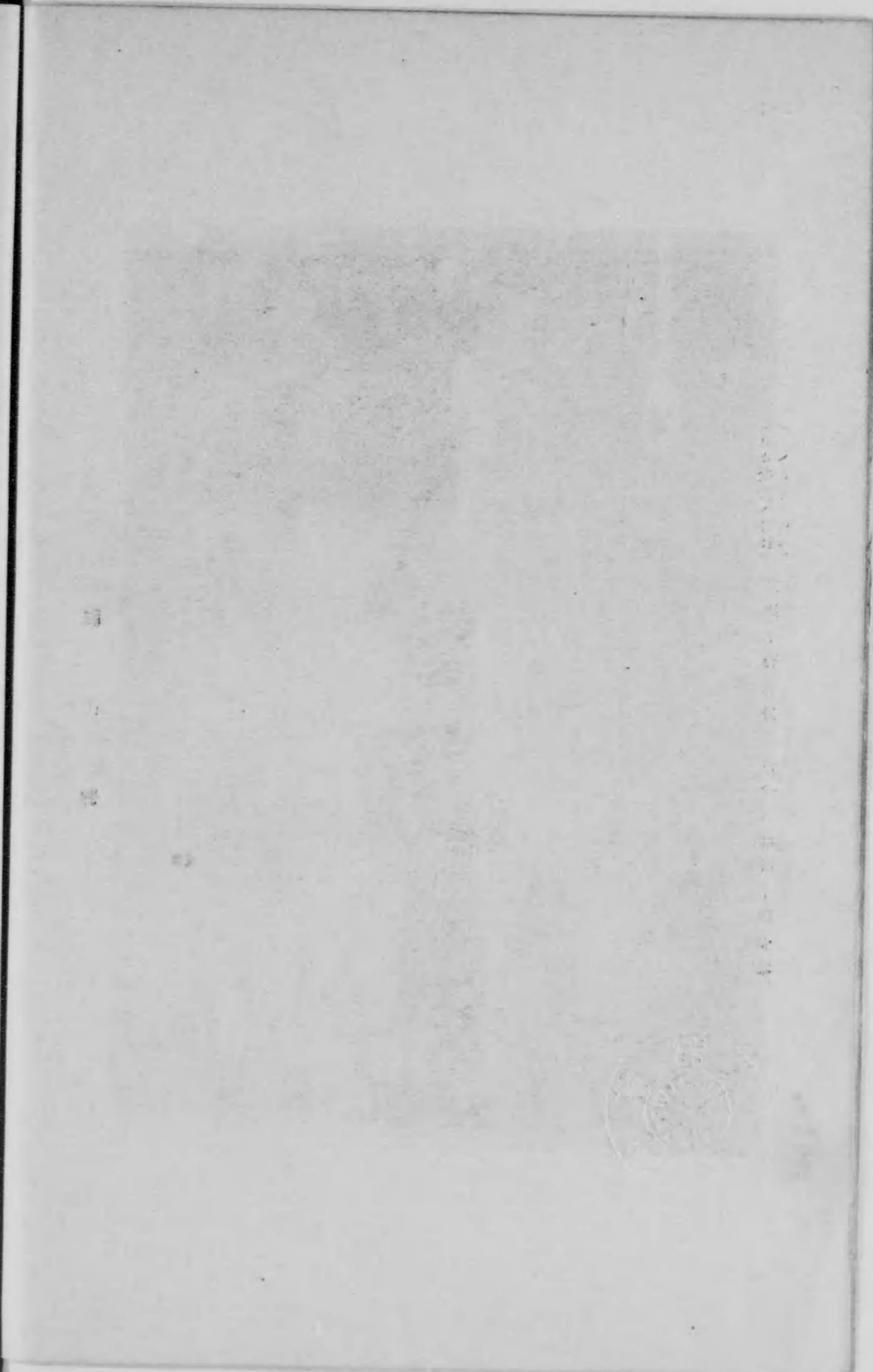
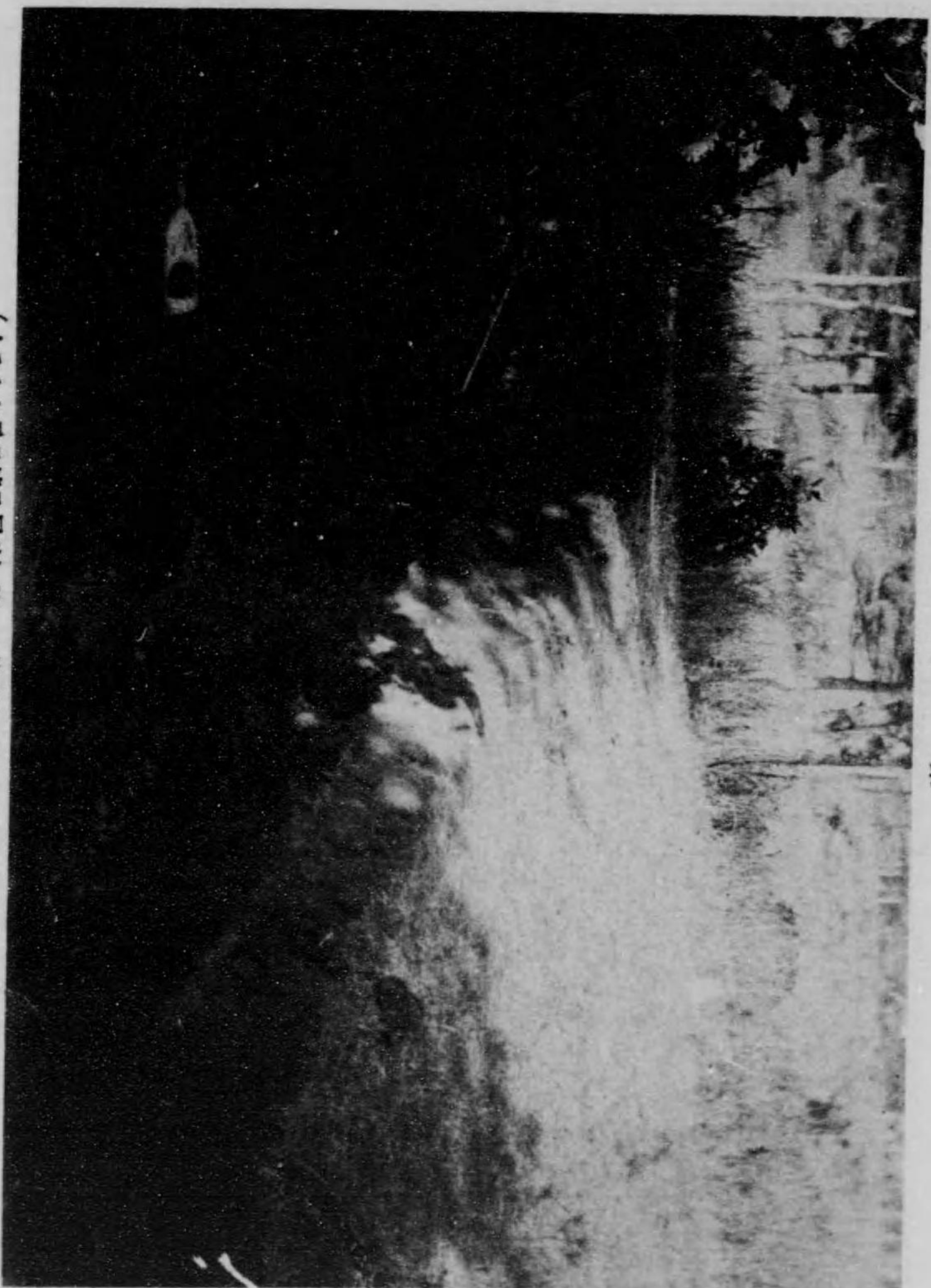


圖 八 第

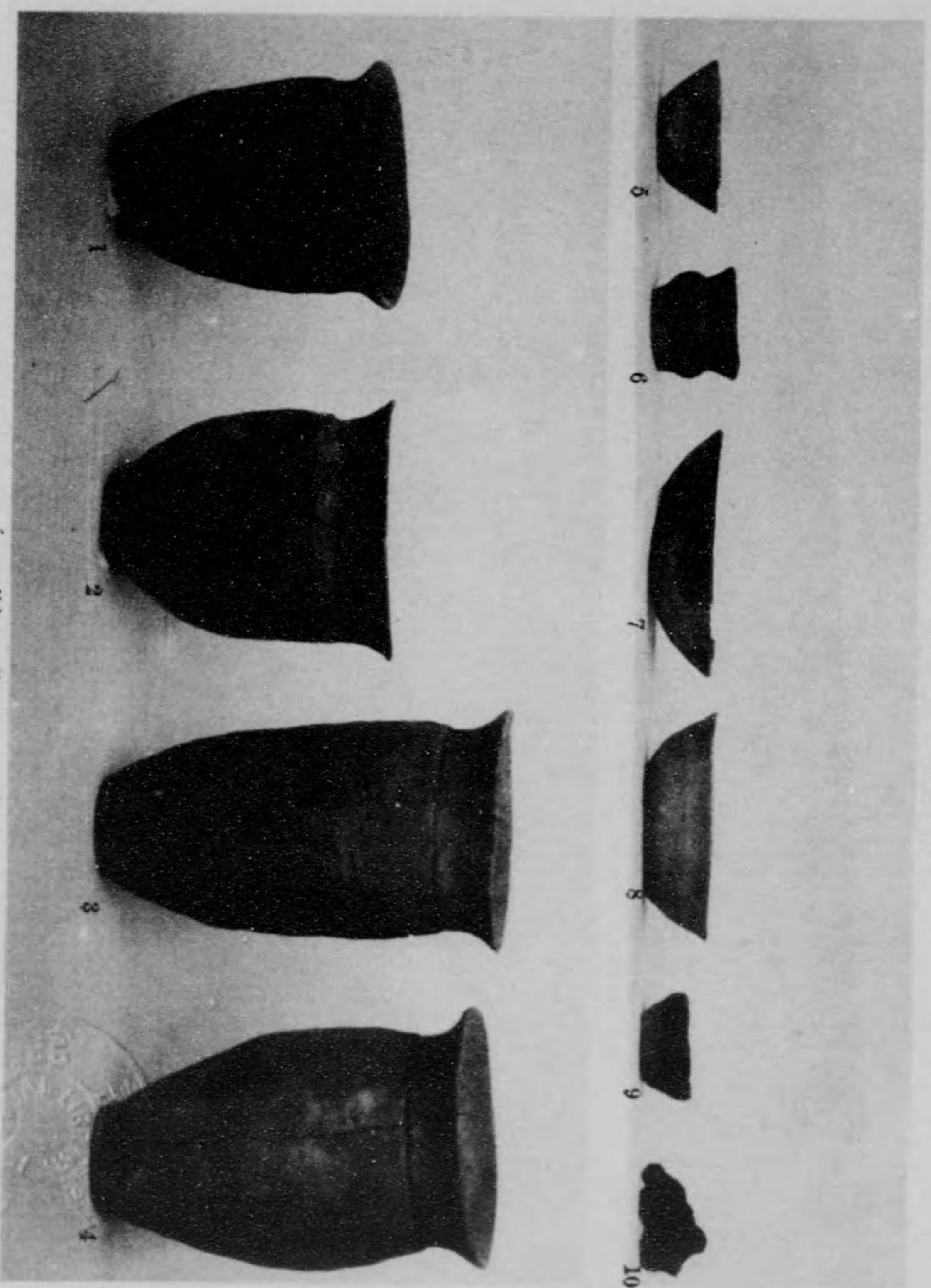


(ノモルセ示ヲ壇及層砂) 號一第群穴堅堤波仙村堂御郡手岩

八〇〇〇年三月廿五日

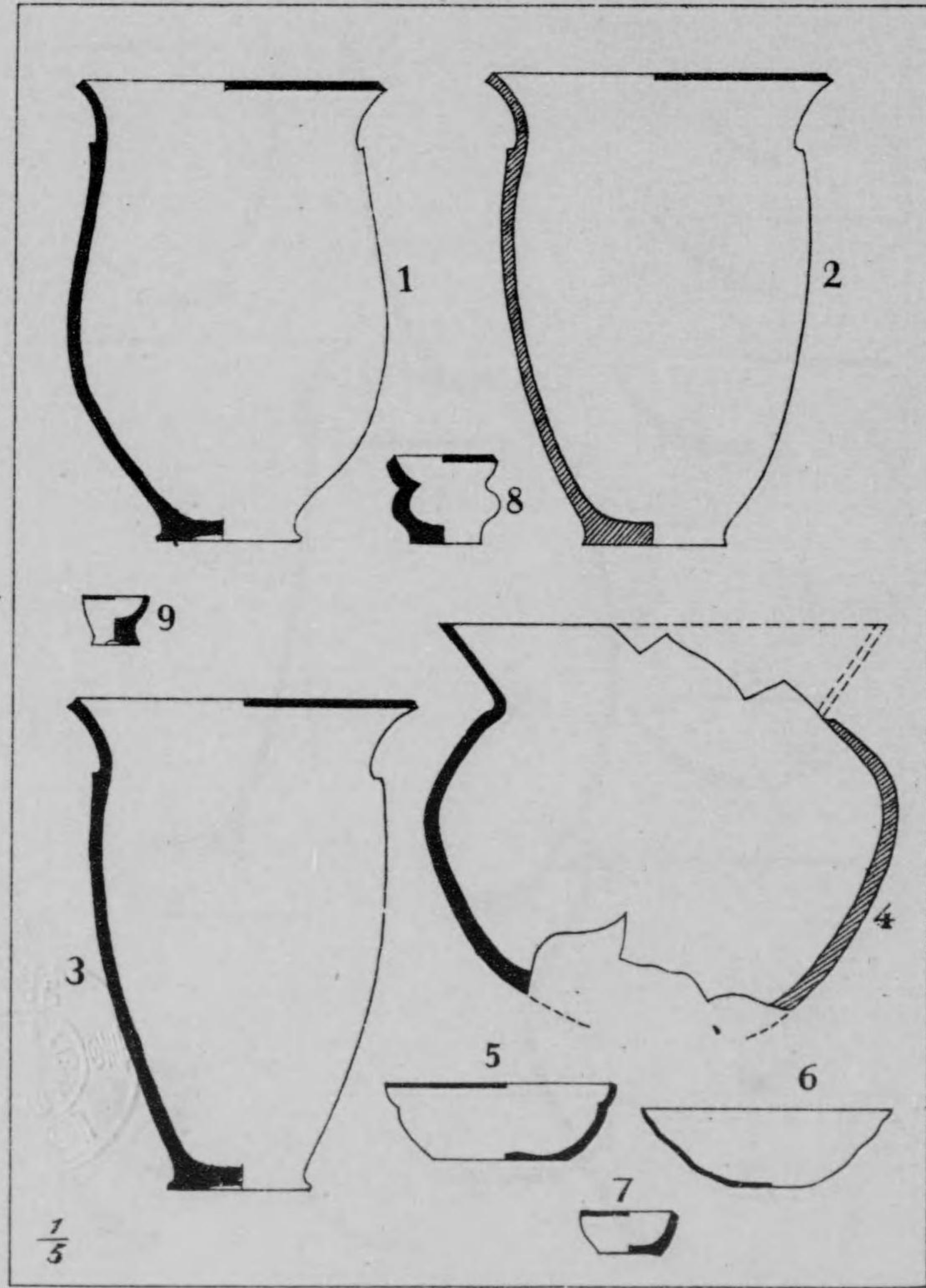
漢 代 陶 器

圖 九 第



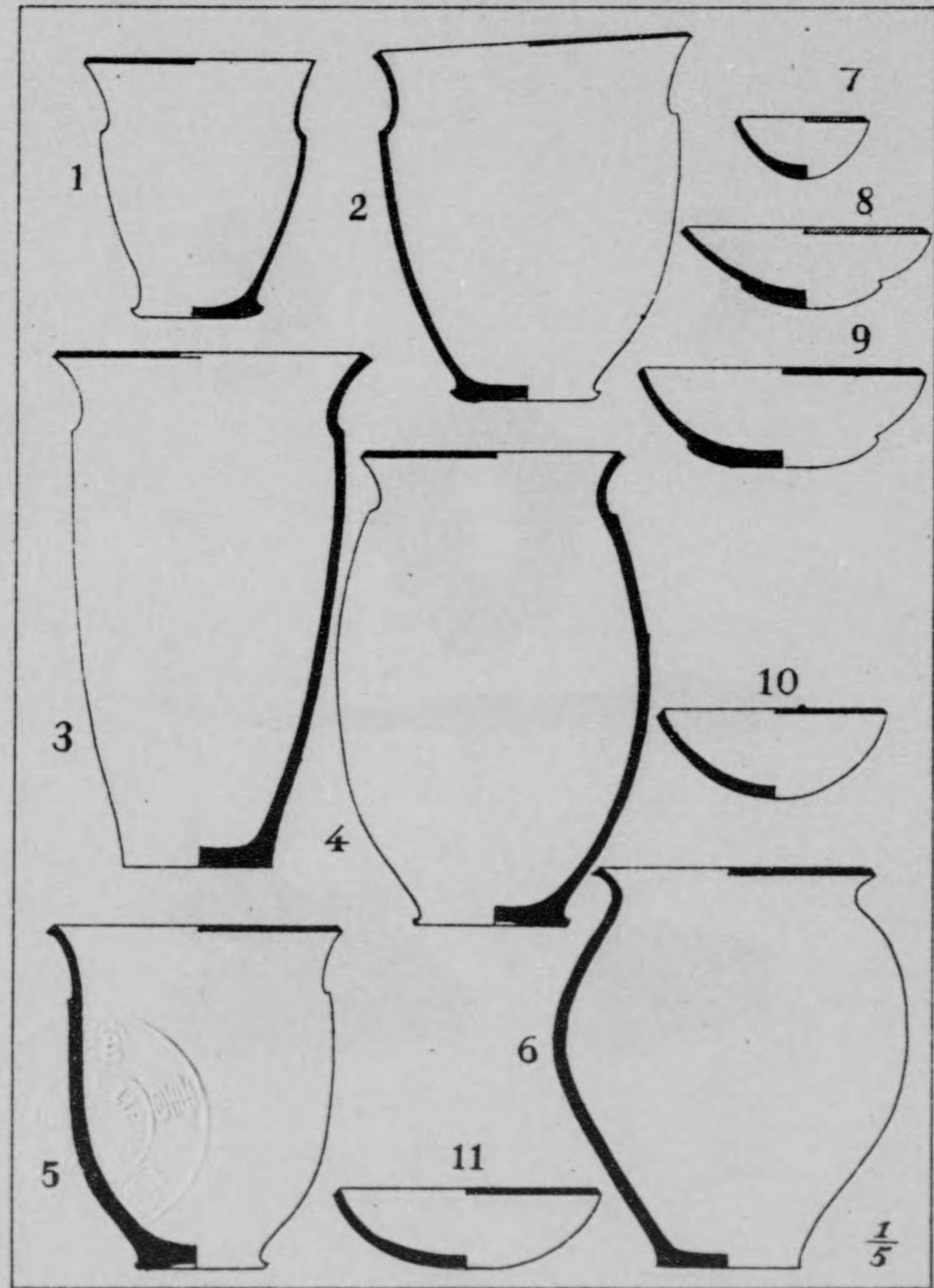
(一其) 物 器

圖。一。第



圖測實器土

圖一一第



圖測實器土

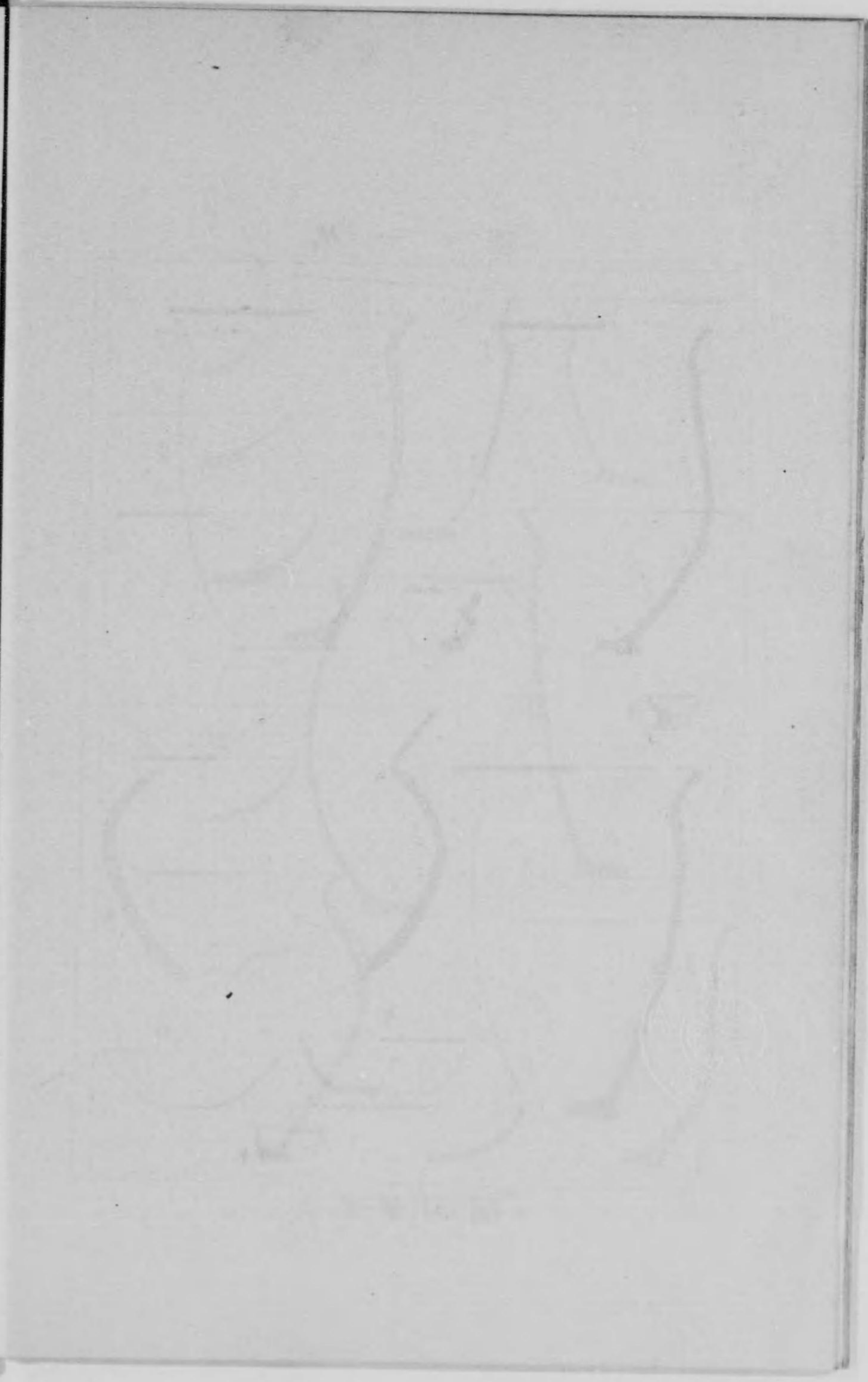


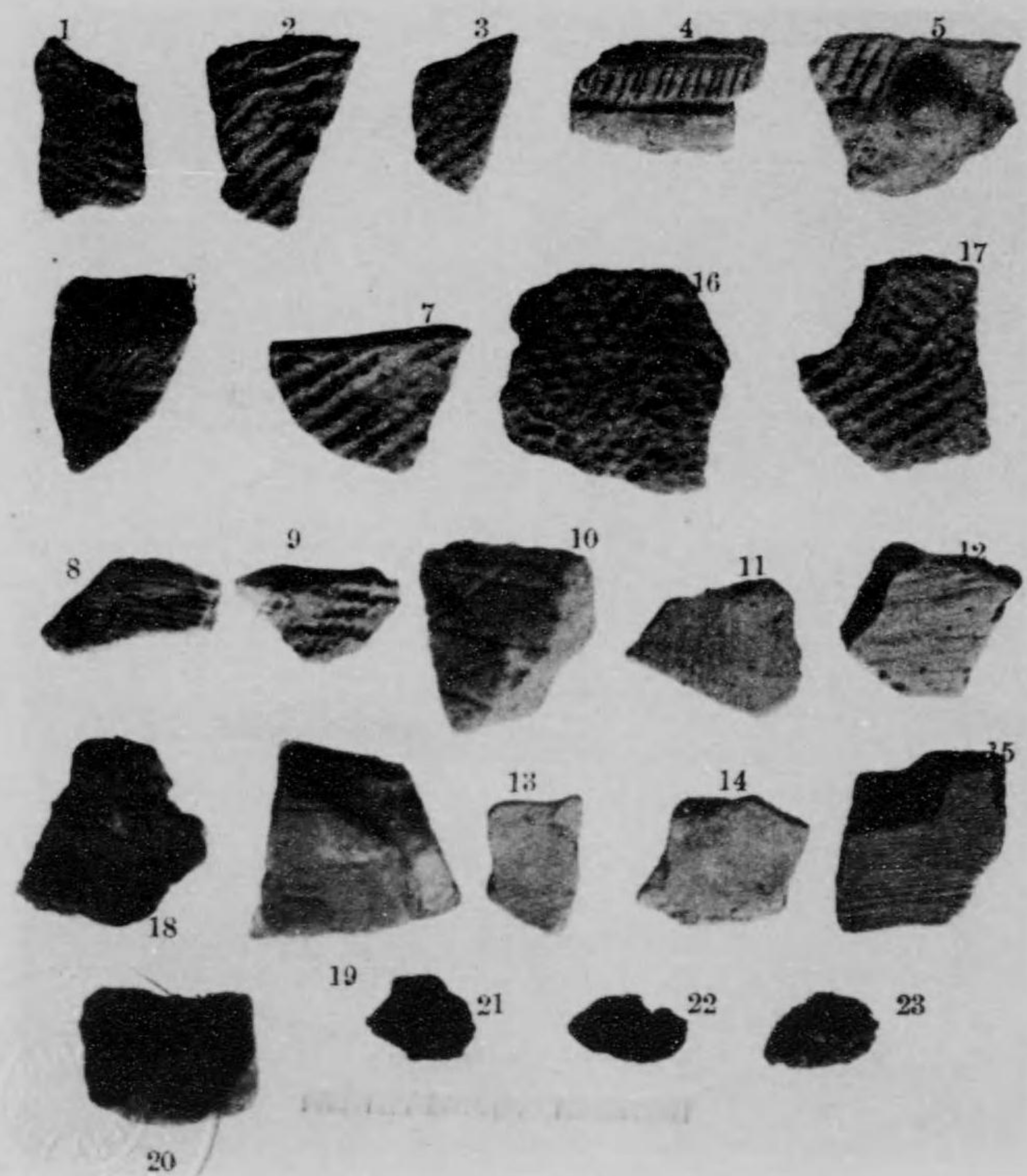
圖 二 一 第



(二 共) 物 遺

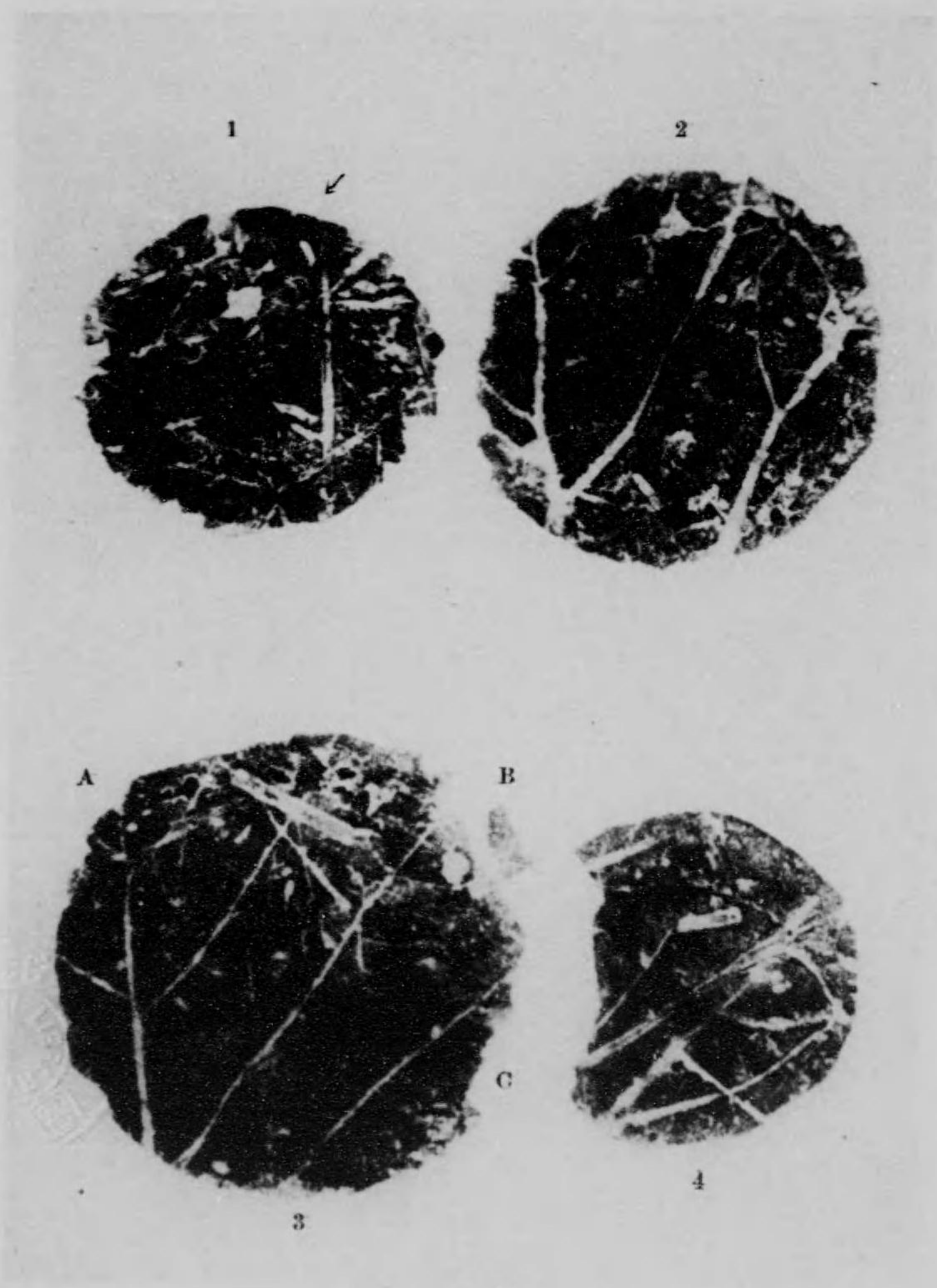


圖三一第

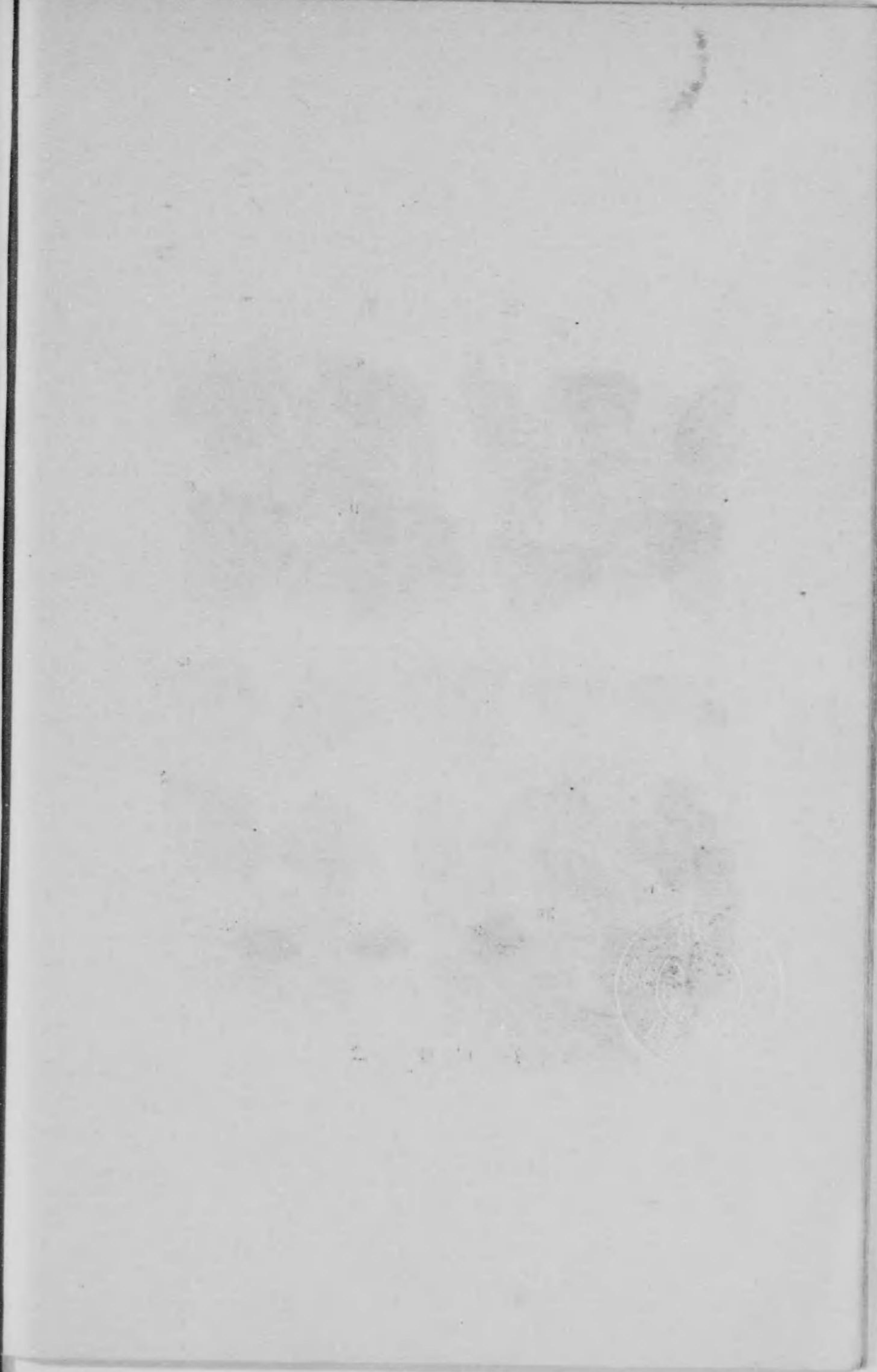


(三其)物遺

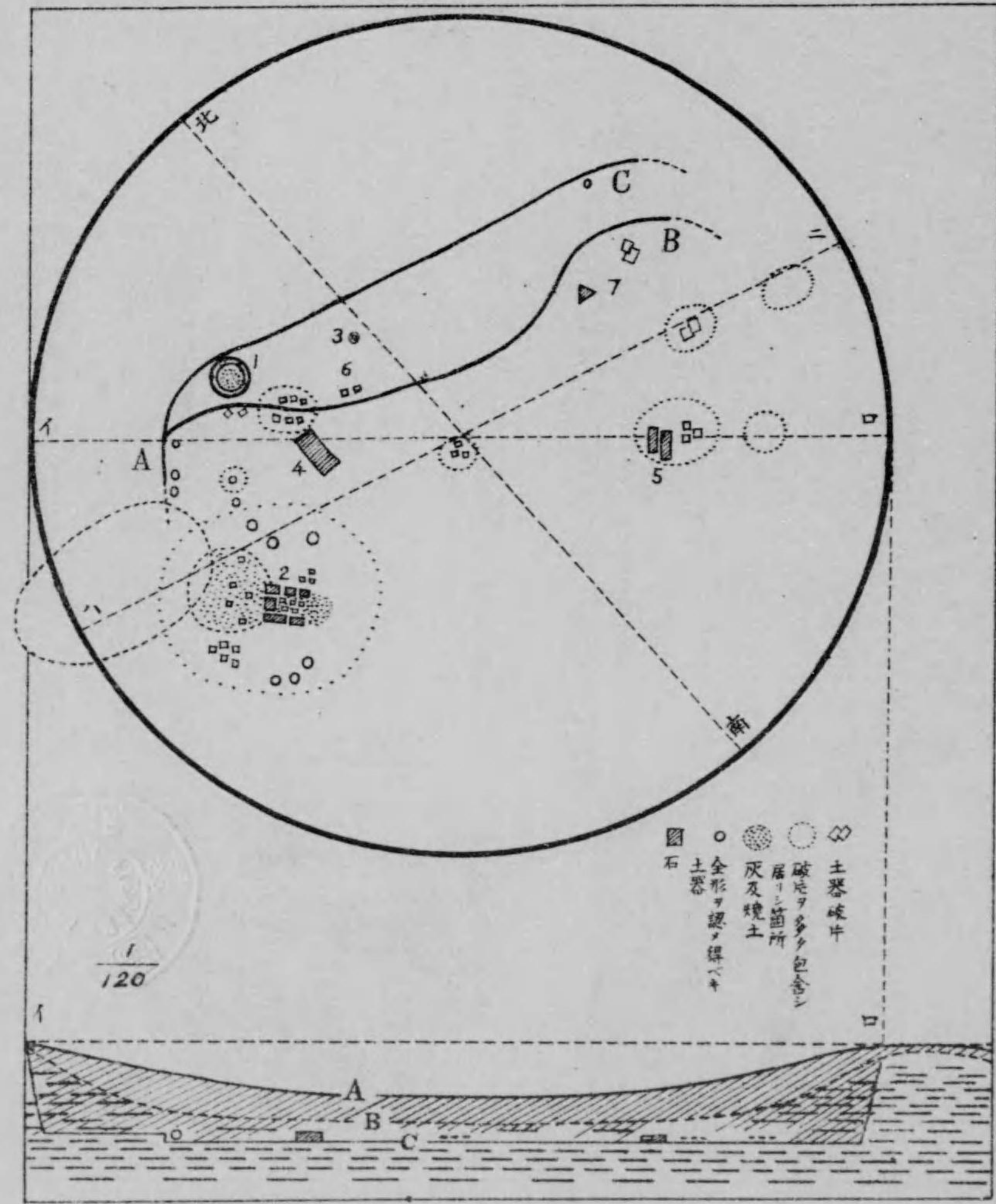
圖 四 一 第



樣 紋 部 底 器 土



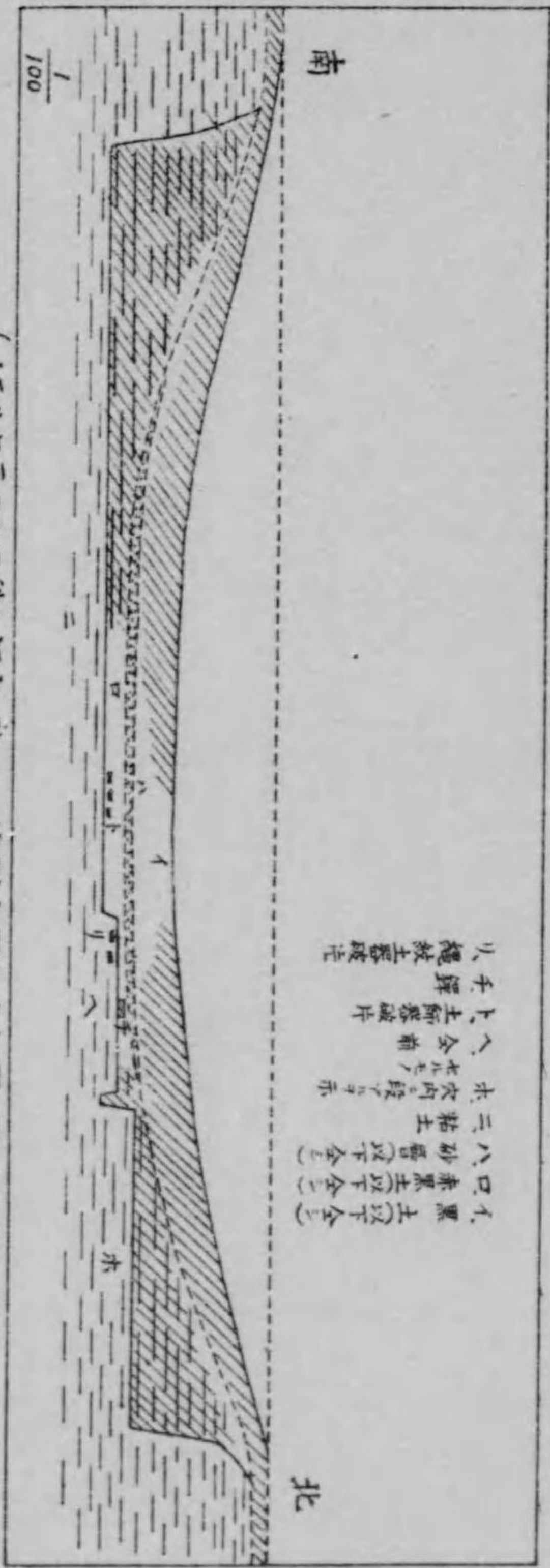
第一五圖



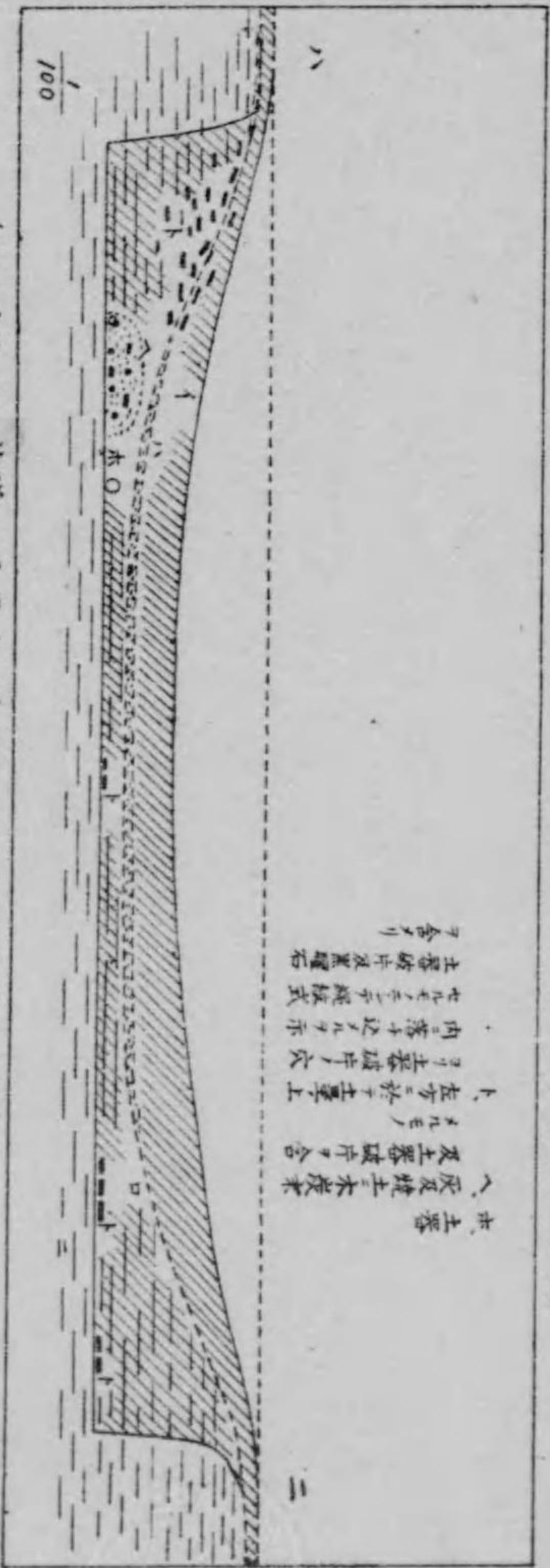
(號四一第群穴堅松今村井方一郡手岩)圖掘發穴堅



圖 六 一 第

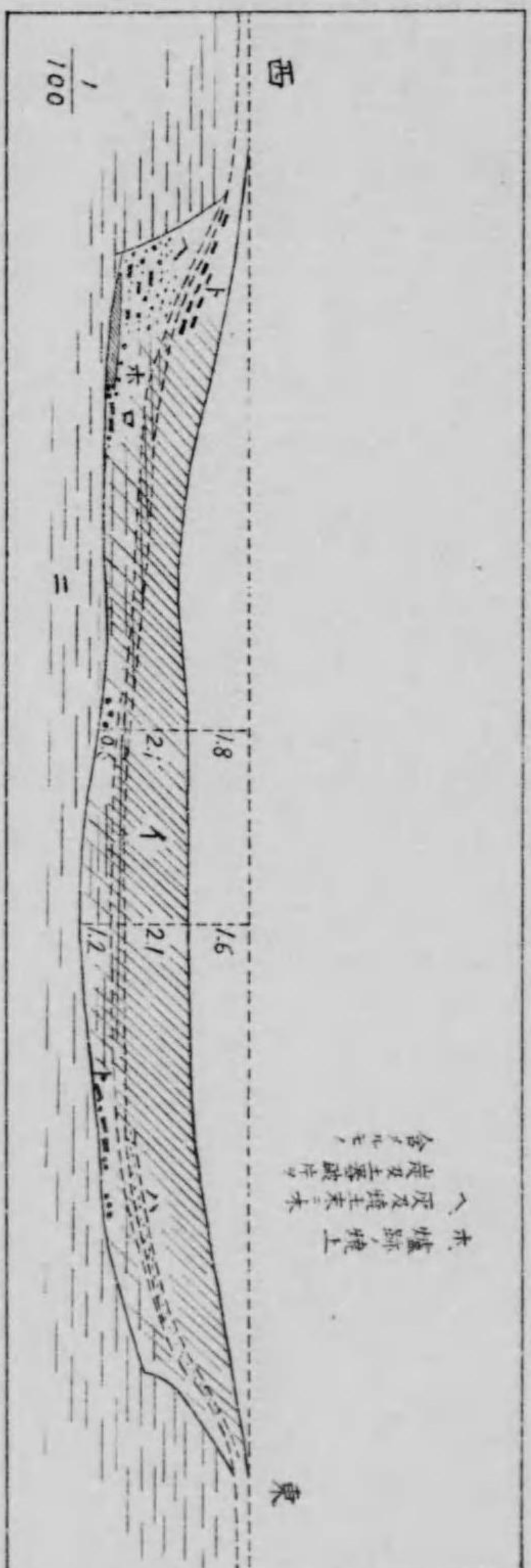


(ノモルセ示ヲル下段ニ部底 群一第穴堅松今)圖 面 断 穴 堅

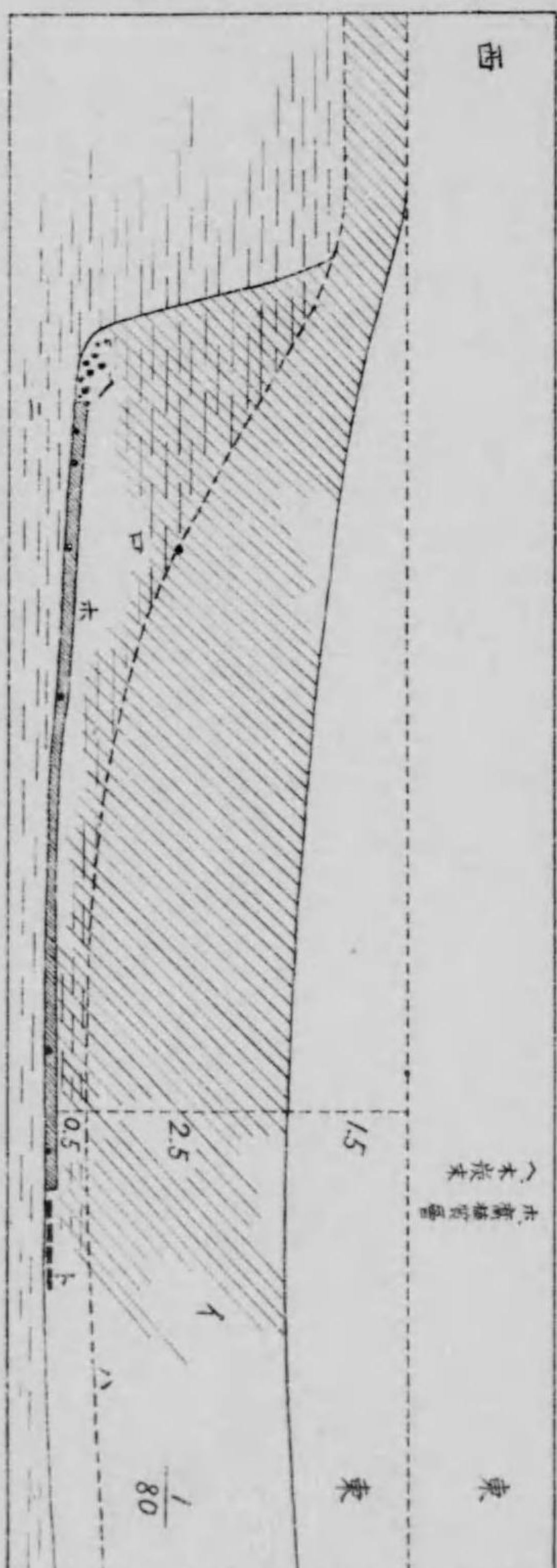


(ノモルセ示ヲルヲ 岩陸リヨ上 壘土、等屑石及片破器土式紋繩) 上 公

圖七一第

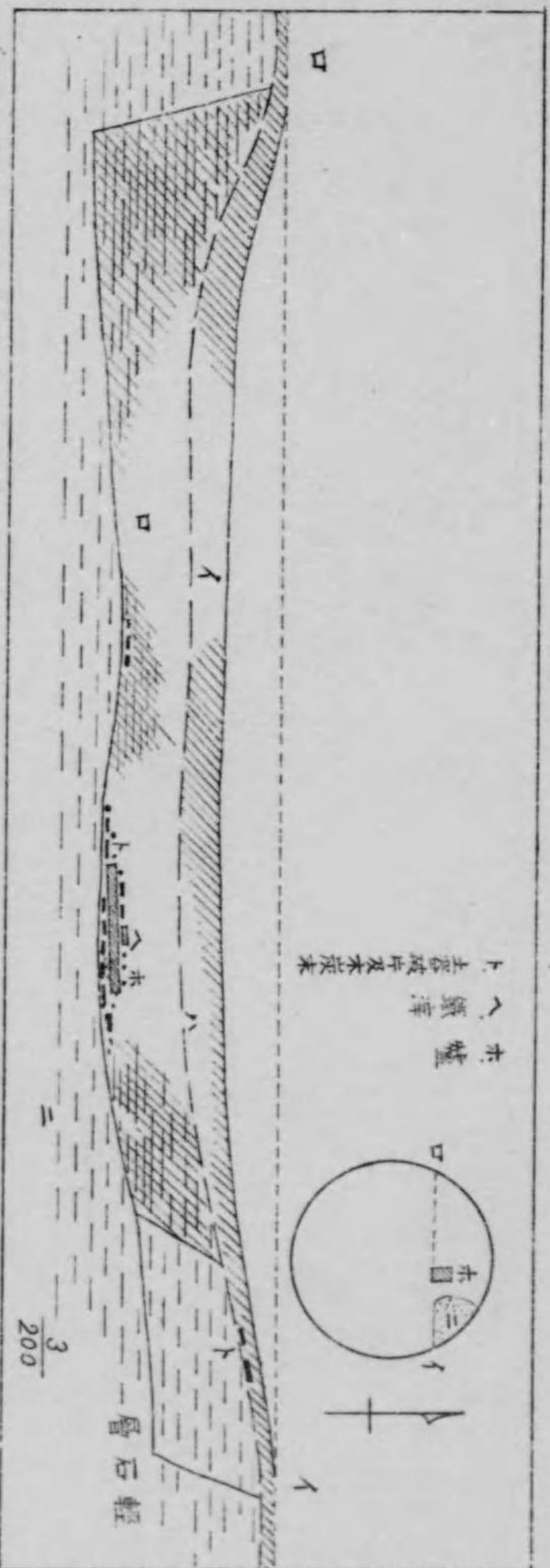


(ノルセ示ナルガチカ正ノ層土波埋及面底 號三第群穴堅深久寺村米斗郡戸二)圖面断穴堅

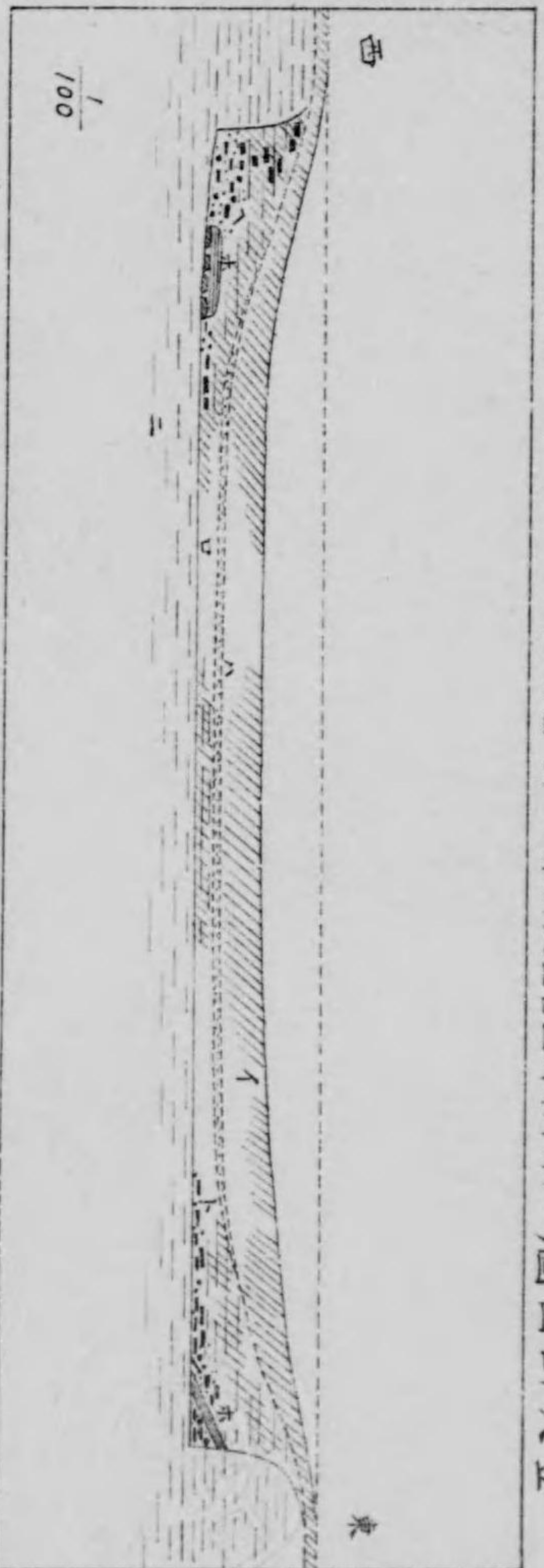


(ノルセ示ナルノ層質植葉ノ廣チニ接ニ部底 號八第群穴堅田鏡村幸去淨郡戸二)上 全

圖八一第

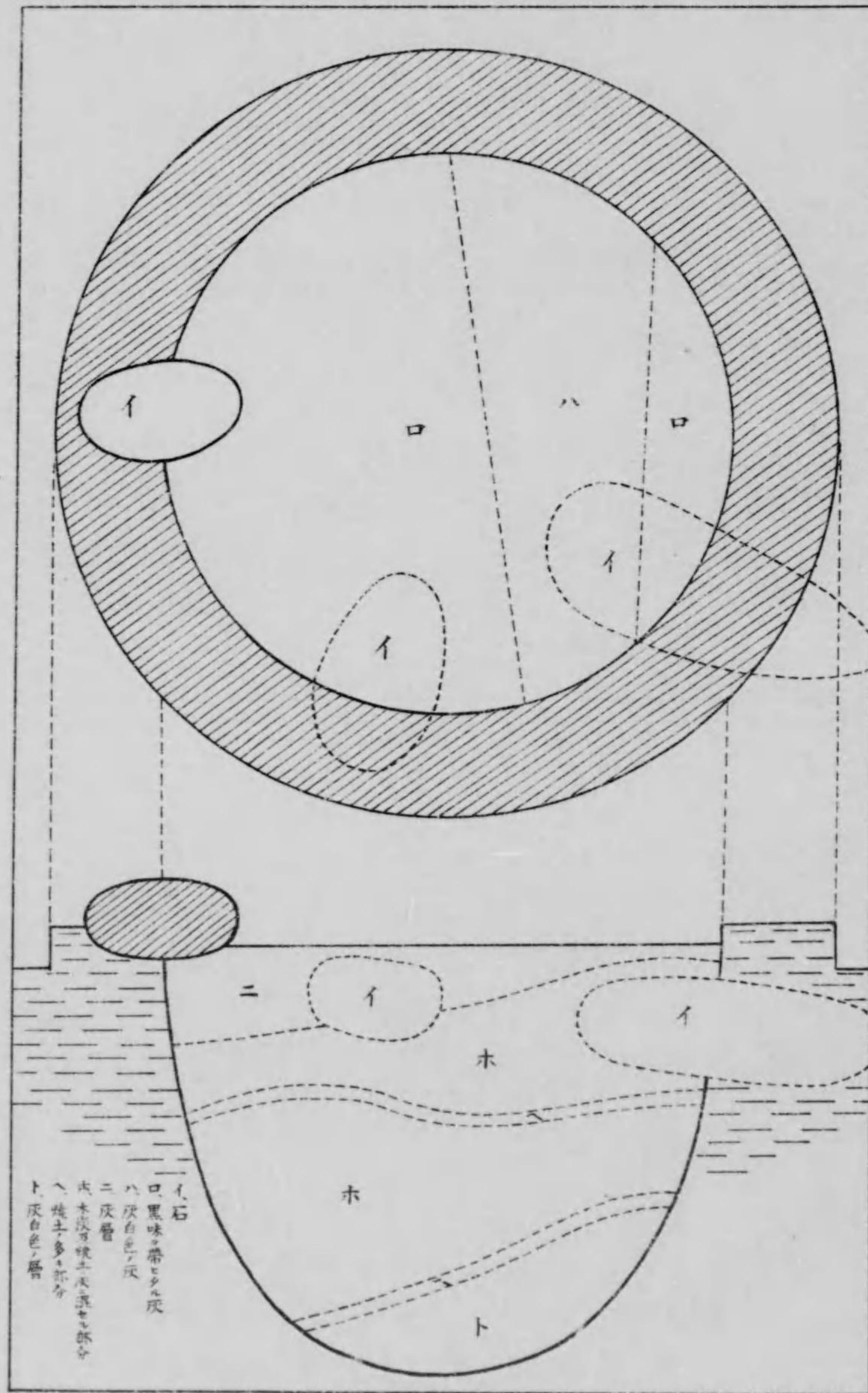


(ノモルセボカレト郡出雲ノ狀致ニ郡北東ノ此ヲカガ正ノ部底 辨二一第群穴壘菅之村米斗郡戸二)圖面断穴壘



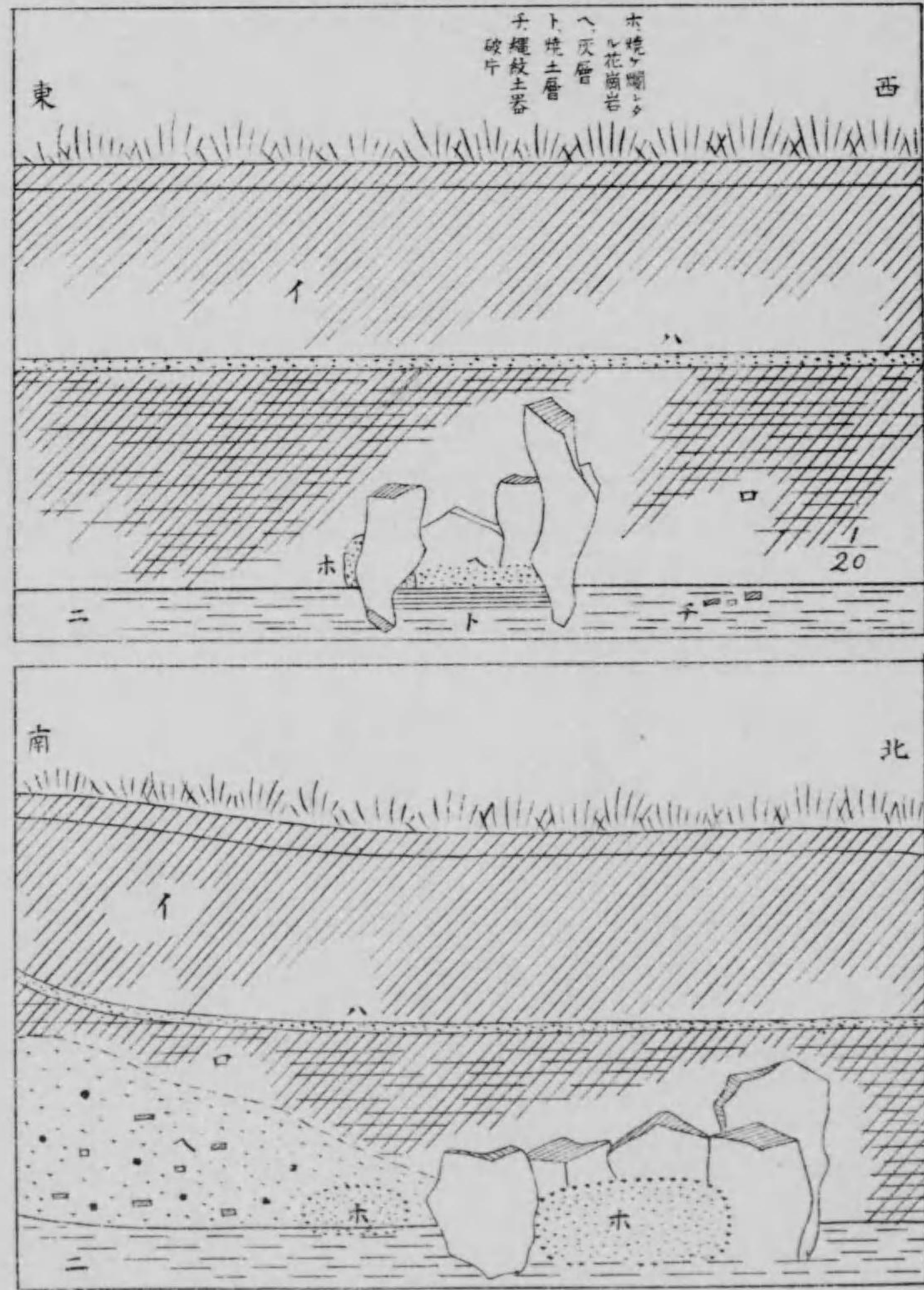
(ノモルセボカレトノ壘ルセ斜傾 號一第群穴壘坂波山村堂御郡手岩) 上 公

第一九圖



爐(共一)岩手郡方井村今松堅穴群第一號

圖 ○ 二 第



號二第々蛇群穴豎島浮村井方一郡手岩 (二第) 爐



大正十三年六月十二日印刷
大正十三年六月十五日發行

岩 手 縣

盛岡市内九十番戸

印刷者 山 口 德 治 郎

盛岡市内九十番戸

印刷所 山 口 活 版 所

145
106

13.10. 5

終